厚生労働省　平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　社会福祉推進事業

生活困窮者自立支援制度における情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する調査研究事業報告書

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

目　次

第1章　調査研究の目的と方法 1
第1節　調査研究の目的 1
第2節　調査研究の概要 2
1．自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査 2
2．支援調整会議における情報共有に係る取組事例調査 6
3．支援会議の設置意向に関する調査 6
4．支援会議の設置に向けた取組事例調査 7
5．支援会議の類似の会議体における先進事例調査 8
第3節　調査研究の体制 9
第2章　支援調整会議等での情報共有の実態と課題 10
第1節　生活困窮者自立支援事業の実施状況と支援調整会議の設置運営状況 10
1．生活困窮者自立支援事業の実施状況 10
2．支援調整会議等の開催状況 17
3．平成 29 年度における支援調整会議構成員等に対する守秘義務・情報共有の状況 39
第2節　自立相談支援機関における支援調整会議等の取組事例調査 50
1．東京都足立区の取組事例 50
2．滋賀県野洲市の取組事例 57
第3節　調査結果のまとめ 69
1．生活困窮者自立支援事業の実施状況 69
2．支援調整会議等の開催状況 69
3．平成 29 年度における支援調整会議構成員等に対する守秘義務・情報共有の状況 70
4 .生活困窮者等を支援につなぐための取組 71
第3章　支援会議の設置に向けた取組状況に関する調査 72
第1節　支援会議の設置意向に関する調査 72
第2節　支援会議の設置に向けた取組事例調査 83
1．神奈川県座間市の取組事例 83
2．大阪府柏原市の取組事例 94
3．長崎県対馬市の取組事例 107
第3節　支援会議の類似の会議体における取組事例調査 112
1．東京都足立区の取組事例（要保護児童対策地域協議会） 112
2．滋賀県野洲市の取組事例（消費者安全確保地域協議会） 115
第4節　調査結果のまとめ 122
第4章　まとめ 125
1．情報共有が円滑に進まないケース 125
2．支援会議の活用に向けて 125
別添資料 129
別添資料1「自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営に係る実態調査」調査票 131
別添資料2「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」
（平成 30 年 10 月 1 日社援地発 1001 第 15 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知 別添）..143

第１章　調査研究の目的と方法

第１節　調査研究の目的

○　平成 27 年に施行された生活困窮者自立支援法について、平成 29 年 5 月に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が設置され、平成 30 年の制度改正を見据えた様々な議論が行われた。同年 12 月に取りまとめられた同部会の報告書では、「地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援体制の実現」のための方策の一つとして、必ずしも本人の同意がない場合も含めて、関係機関間で把握している生活困窮者に係る情報の共有を円滑にできるようにし、早期に適切な支援ができるような情報共有の仕組みを設け、適切な運用が行われるようガイドラインを設けることが提言された。

○　この提言も踏まえ、平成 30 年 6 月 1 日に参議院本会議にて可決・成立し、平成 30 年 6 月 8 日に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）の一部施行（平成 30 年 10 月 1 日）による、改正後の「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）では、福祉事務所を設置する自治体は、生活困窮者に対する自立の支援を目的として必要な情報の交換を図るため、関係機関によって構成された会議（以下、「支援会議」という。）を組織することが可能とされた。支援会議では、適切に情報共有が行われるよう、会議体の構成員に対して守秘義務を設けることが盛り込まれており、本人同意を取得していない情報についても関係機関間で共有することが可能である。また、平成 30 年 10 月 1 日には支援会議の設置及び運営にあたっての留意点等を示した「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日社援地発 1001 第 15 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）が発出された。

○　本調査研究においては、自立相談支援事業における支援調整会議での情報共有の実態と課題及び支援会議の類似の会議体等における情報共有の方法等を把握したうえで、支援会議のあり方や支援会議の設置に向けた自治体の取組状況について調査することを目的とした。なお、本報告書に掲載している調査結果は、改正法施行から半年までの段階での調査結果であることに留意されたい。

第２節　調査研究の概要

○　本調査研究の目的に基づいて、以下の調査を行った。

１．自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査

(1) 調査目的

○　自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営状況に関する実態を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として活用することを目的とする。

○　なお、「3. 支援会議の設置意向に関する調査」(6 ページ)は、本調査のアンケート調査票に支援会議設置意向に関する設問(問 22～問 28)を追加する形で実施した。

(2) 調査方法と調査対象の選定

① 調査対象

○　すべての自立相談支援事業実施自治体(都道府県実施分を除く)

② 調査方法

○　E-mail により、送付・回収した。

③ 調査基準日

○　調査基準日:平成 30 年 6 月 1 日現在

○　調査実施期間:平成 30 年 6 月 13 日～6 月 27 日

※ただし、調査実施期間を過ぎて回収できた調査票についても集計に含めている。

④ 回収結果

○　アンケートの回収結果は次のとおりである。

図表1　アンケート回収結果

	調査対象数	有効回収数	回収率
計	857	599	69.9%
政令指定都市（特別区を含む）	43	38	88.4%
中核市	54	46	85.2%
一般市等（町村含む）	760	515	67.8%

⑤ 集計方法

○　回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。

(3) 主な調査内容

○　主な調査内容は次のとおりである。

図表2　主な調査内容

I.　自治体並びに生活困窮者自立相談支援事業の概要
問 1　自治体の概要
問 2　生活困窮者自立支援事業の実施概要
II.　支援調整会議等の開催状況
問 3　支援調整会議の主催者
問 4　支援調整会議の構成員数
問 5　支援調整会議の構成員
問 6　支援対象者や関係者等の支援調整会議参加有無
問 7　支援調整会議の開催方法
問 8　支援調整会議の開催回数
問 9　支援調整会議臨時開催有無
問 10　学識経験者の支援調整会議参加有無
問 11　支援調整会議の取扱いケース数
問 12　支援調整会議の主な議題
問 13　支援調整会議の会議体区分けの有無、設置運営形態
問 14　支援調整会議の記録作成
問 15　支援調整会議の構成員以外への情報共有、対象範囲
問 16　他法律、制度等の会議体との連携状況
III. 支援調整会議構成員等に対する守秘義務・情報共有の状況
問 17　支援調整会議の守秘義務規定設定状況、適用範囲
問 18　支援調整会議での支援対象者の個人情報保護の為の資料作成、提示方法
問 19　支援調整会議の関係者間での情報共有の課題
問 20　支援調整会議における運営上の課題
IV. 支援実施に対する本人同意が得られない場合の支援の実施状況
問 21　本人同意が得られないケースの有無、属性や課題

(4) 調査回答自治体の状況

① 地域別

○ 「関東」が 26.7%で最も多く、次いで、「九州」が 16.0%、「近畿」が 15.5%となっている。

図表3 回答自治体の地域分布（SA）

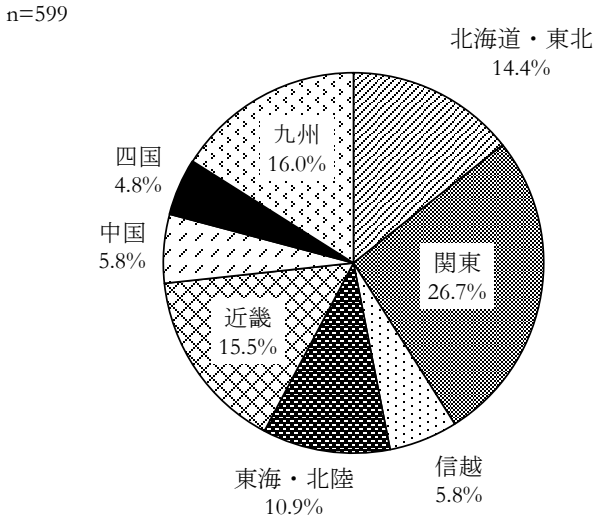

（注）地域区分は、地方厚生局の区分に従い、以下の通り分類している。
北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
信越：新潟県、山梨県、長野県
東海・北陸：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 行政区分別

○ 「その他の市」(回答が得られた町村含む)が 86.0%と大半を占める。次いで、「中核市」が 7.7%となっており、「政令指定都市」と「東京特別区」は 3%程度である。

図表4 回答自治体の行政区分別分布（SA）

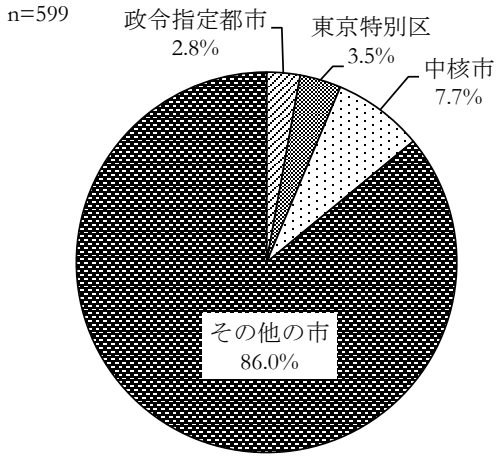

③ 人口規模別

○ 「人口推計」ベース(平成 29 年 10 月 1 日現在)による人口規模別では、「5 万人未満」が 32.6%で最も多く、次いで、「5 万人以上 10 万人未満」が 29.9%、「10 万人以上 30 万人未満」が 25.2%となっている。

○ 人口規模が 30 万人規模以上の自治体は、いずれも 10%未満である。

図表5 回答自治体の人口規模別分布（SA）

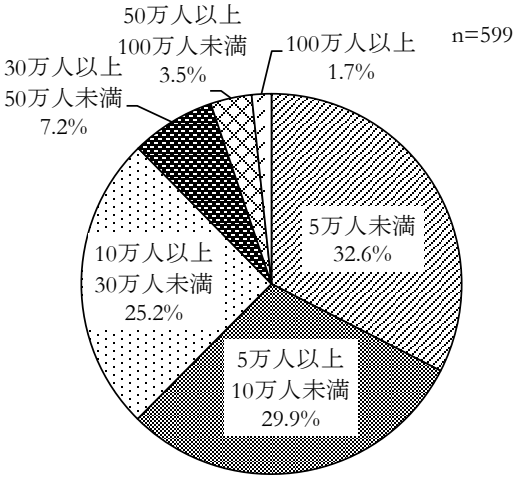

２．支援調整会議における情報共有に係る取組事例調査

(1) 調査目的

○　自立相談支援機関における支援調整会議の運営方法、関係機関間における情報共有に関する課題等を把握し、支援会議のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的とした。

(2) 調査方法と調査対象の選定

○　先進的な取組を行っている自治体の自立相談支援機関（2 か所）に対して、訪問ヒアリング調査（60～90 分）を実施した。

○　調査対象については、ワーキンググループ委員からの情報提供に基づいて選定した。

○　調査対象自治体には、自立相談支援事業及び支援調整会議の運営を担当されている職員に対して調査協力を依頼し、事前に送付した調査項目に沿って事務局スタッフが調査を実施した。

図表6　ヒアリング調査対象一覧（都道府県番号順）

No	調査対象自治体	調査日
1	東京都足立区 福祉部　くらしとしごとの相談センター	平成 30 年 6 月 13 日（水）
2	滋賀県野洲市 市民部　市民生活相談課	平成 30 年 6 月 22 日（金）

(3) 主な調査内容

○　主な調査内容は次のとおりである。

図表7　主な調査内容

✧　支援調整会議等の会議体の概要〈目的、機能、主催、構成員、開催頻度等〉
✧　支援調整会議の構成員に対する守秘義務のかけ方
✧　支援調整会議におけるケース情報の提示方法、資料作成方法
✧　関係機関間での情報共有が困難なケースの有無
✧　支援調整会議の運営における課題
✧　支援会議の設置意向・設置方法

３．支援会議の設置意向に関する調査

(1) 調査目的

○　支援会議の設置を検討している自治体の参考資料及び今後の施策を検討するための基礎資料として活用するため、全国の自立相談支援機関における支援会議の設置意向を把握することを目的とする。

○　なお、本調査は「1. 自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査」のアンケート調査票に支援会議設置意向に関する設問（問 22～問 28）を追加する形で実施した。

(2) 調査方法と調査対象の選定

○　調査方法及び調査対象の選定については、「1. 自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査」（2 ページ）と同様である。

(3) 主な調査内容

○　主な調査内容は下記の通りである。

図表8　主な調査内容

V.　生活困窮者自立支援法改正への対応予定等 問 22　支援会議の設置予定有無、設置予定時期 問 23　支援会議の設置方法 問 24　支援会議の構成員数の目安 問 25　予定する支援会議の構成員 問 26　支援会議の開催頻度 問 27　支援対象者の情報共有への同意がない場合の情報共有後の対応 問 28　関係機関間での情報共有に関する法改正に対するご意見

４．支援会議の設置に向けた取組事例調査

(1) 調査目的

○　支援会議の設置を検討している自治体の参考資料及び今後の施策を検討するための基礎資料として活用するため、先進自治体における支援会議設置に向けた取組内容及び設置にあたっての課題等を把握することを目的とする。

(2) 調査方法と調査対象の選定

○　先進的な取組を行っている自治体（3 か所）に対して、訪問ヒアリング調査（60～90 分）を実施した。

○　調査対象については、ワーキンググループ委員からの情報提供及びアンケート調査結果等に基づいて選定した。

○　調査対象自治体には、自立相談支援事業及び支援会議を担当されている職員に対して調査協力を依頼し、事前に送付した調査項目に沿って事務局スタッフが調査を実施した。

図表9　ヒアリング調査対象一覧（都道府県番号順）

No	調査対象自治体	調査日
1	神奈川県座間市　福祉部　生活援護課	平成 31 年 1 月 10 日（木）
2	大阪府柏原市　健康福祉部　福祉総務課	平成 30 年 12 月 7 日（金）
3	長崎県対馬市　福祉事務所　保護課	平成 31 年 2 月 21 日（木）

(3) 主な調査内容

○　主な調査内容は次のとおりである。

図表10 主な調査内容

✧　生活困窮者等の情報共有に関する課題 ✧　支援会議の設置理由 ✧　支援会議の概要（設置方法、構成員、開催頻度　等） ✧　支援会議の運営方法（情報提供から共有までの流れ、資料・記録作成方法　等） ✧　支援会議に諮ることが想定されるケースの内容 ✧　支援会議で共有した情報の活用方法

５．支援会議の類似の会議体における先進事例調査

(1) 調査目的

○　支援会議と同様に構成員に対して法律上の守秘義務が課せられている会議体（要保護児童対策地域協議会、消費者安全確保地域協議会等）について、その運営方法等を把握し、支援会議のあり方を検討する際の参考資料とすることを目的とした。

(2) 調査方法と調査対象の選定

○　先進的な取組を行っている自治体（2 か所）に対して、訪問ヒアリング調査（60～90 分）を実施した。
○　調査対象については、ワーキンググループ委員からの情報提供に基づいて選定した。
○　調査対象自治体には、支援会議の類似の会議体（要保護児童対策地域協議会、消費者安全確保地域協議会）の運営を担当されている職員を基本として調査協力を依頼し、事前に送付した調査項目に沿って事務局スタッフが調査を実施した。

図表11 ヒアリング調査対象一覧（都道府県番号順）

No	調査対象自治体	調査対象会議体	調査日
1	東京都足立区　子ども家庭部 こども支援センターげんき こども家庭支援課	要保護児童対策地域協議会	平成 30 年 6 月 28 日（木）
2	滋賀県野洲市 市民部　市民生活相談課	消費者安全確保地域協議会	平成 30 年 6 月 22 日（金）

(3) 主な調査内容

○　主なヒアリング項目は次のとおりである。

図表12 ヒアリング項目

✧　会議体の概要（目的、機能、主催、構成員、開催頻度）
✧　構成員への守秘義務のかけ方
✧　会議にかける際のケースの選定基準（本人の同意有無別）、資料作成方法等、会議運営に当たっての留意点
✧　共有された情報を前提に本人に接触（相談・アセスメント）する際の留意点
✧　会議体での情報共有が困難であったことと克服した際の工夫、留意点

第３節　調査研究の体制

○　本調査研究の実施にあたり、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、全体方針の検討並びに調査結果の取りまとめを行った。

図表13 本調査研究の実施体制

【WG 委員】

氏名	所属	備考
新里　宏二	新里・鈴木法律事務所　弁護士	座長
大戸　優子	いちはら生活相談サポートセンター　センター長	
生水　裕美	野洲市　市民部　市民生活相談課　課長	
橋本　忠幸	足立区　福祉部　くらしとしごとの相談センター　所長	

（敬称略）

【厚生労働省　社会・援護局】

氏名	所属
菊地　英人	地域福祉課　生活困窮者自立支援室　生活困窮者対策官
鏑木　奈津子	地域福祉課　生活困窮者自立支援室　自立支援企画調整官
平野　憲司	地域福祉課　生活困窮者自立支援室　自立支援専門調査員
安蒜　丈範	地域福祉課　生活困窮者自立支援室　相談支援係長
藤村　貴俊	地域福祉課　生活困窮者自立支援室　主査

【事務局】

氏名	所属
野中　美希	みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部　チーフコンサルタント
初見　歌奈子	みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部　コンサルタント
井場　佳奈枝	みずほ情報総研株式会社　社会政策コンサルティング部

図表14 WG の開催概要

	日時	場所
第 1 回	平成 30 年 8 月 20 日（月）13:30～15:30	ちよだプラットフォームスクウェア 本館 5 階　501 会議室
第 2 回	平成 31 年 3 月 12 日（火）10:00～12:00	ちよだプラットフォームスクウェア 本館 5 階　501 会議室

第２章　支援調整会議等での情報共有の実態と課題

第１節　生活困窮者自立支援事業の実施状況と支援調整会議の設置運営状況

○　本節では、「自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査」のうち、生活困窮者自立支援事業の実施状況及び支援調整会議の設置運営状況調査に関する設問（問 3～問 21）の調査結果について記載する。

※　「自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査」の調査方法等については、第1章第 2 節（2 ページ）に記載。

１．生活困窮者自立支援事業の実施状況

(1) 生活困窮者自立支援事業の主管部局（本庁）

○　主管部局は、「生活保護」が 78.7％と 8 割近くを占める。次いで、「地域福祉」及び「生活困窮者自立支援単独」が、それぞれ 28.7％、26.7％と、3 割弱となっており、これら 3 つのいずれかが主管している自治体が多い。

○　地域別にみると、九州では「生活困窮者自立支援単独」が 33.3％と、3 割を超える。

○　人口規模別にみると、大都市では「生活困窮者自立支援単独」の部署を設けている割合が相対的に高いが、人口規模が小さくなるほど、「生活保護」や「地域福祉」部局が所管している様子がうかがえる。

○　自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、委託の場合には、「生活困窮者自立支援単独」の割合が、直営や直営＋委託と比較して低く、「生活保護」や「地域福祉」が本事業を所管しているケースが多い。

図表15　生活困窮者自立支援事業の主管部局の割合（MA）

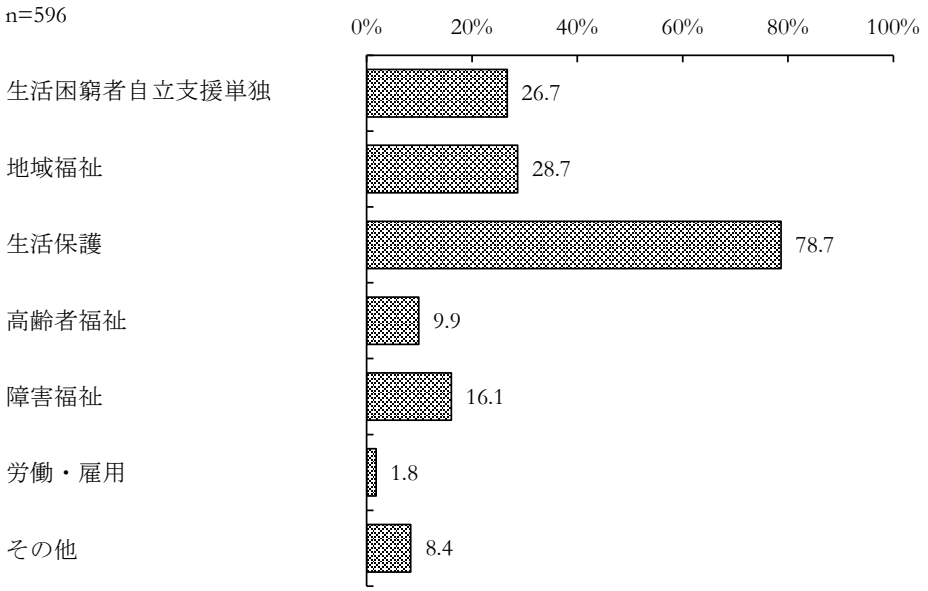

（その他の具体的内容）

児童福祉（6 件）、子ども・子育て（5 件）、民生委員（5 件）、ひとり親（4 件）、中国残留邦人等援護関係（4 件）、福祉関係（4 件）など

図表 15 生活困窮者自立支援事業の主管部局の割合（MA）-続き-

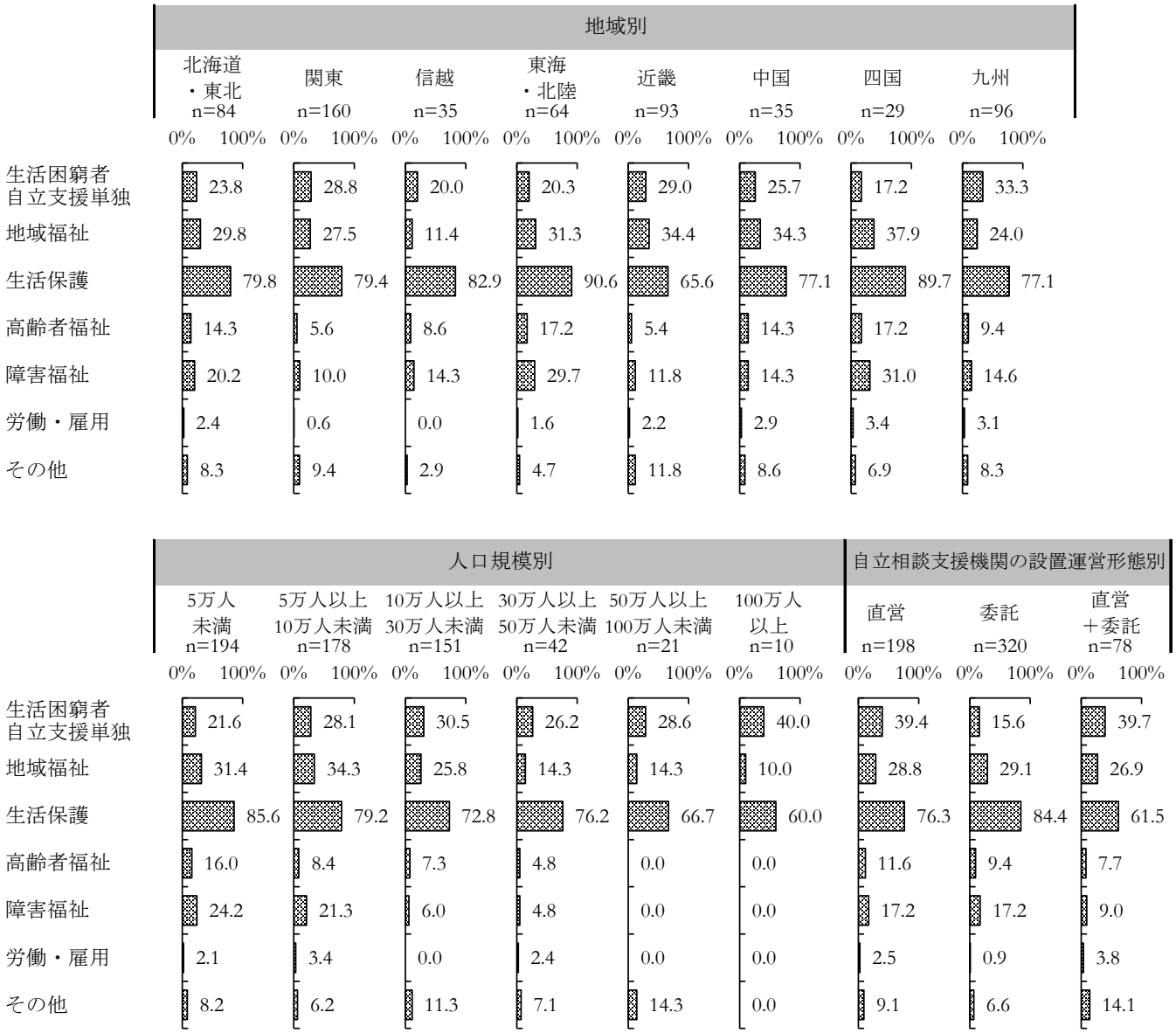

(2) 自立相談支援機関の設置運営形態

○　自立相談支援機関の設置運営形態としては、「委託」が 53.4%と過半数を占め、次いで、「直営」が 33.4%、「直営＋委託」が 13.2%となっている。

○　自立相談支援機関を委託（「直営＋委託」を含む）している場合の、委託先の法人種別等をみると、「社会福祉協議会」が 72.4%で最も多く、次いで「特定非営利活動法人（NPO 法人）」が 13.8%となっている。

○　なお、人口規模別では 5 万人未満など、規模の小さい自治体では「社会福祉協議会」に委託している自治体が多い一方で、50 万人以上の大規模都市では「社会福祉協議会」に委託する割合が相対的に低く、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」や「特定非営利活動法人（NPO 法人）」、「株式会社」なども含めて、多様な法人種別に委託されている。

図表16　生活困窮者自立相談支援機関の設置運営形態（SA）

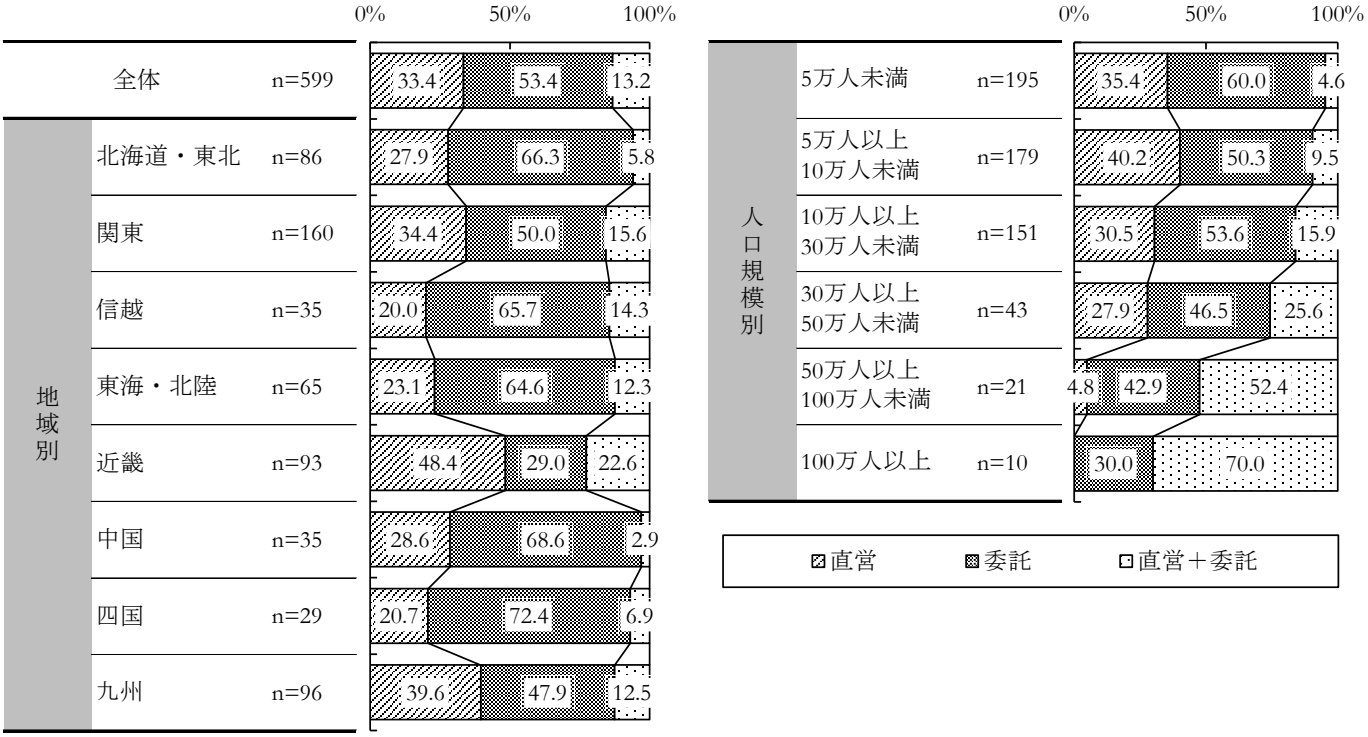

図表17　生活困窮者自立相談支援事業の委託先法人種別の割合（MA）

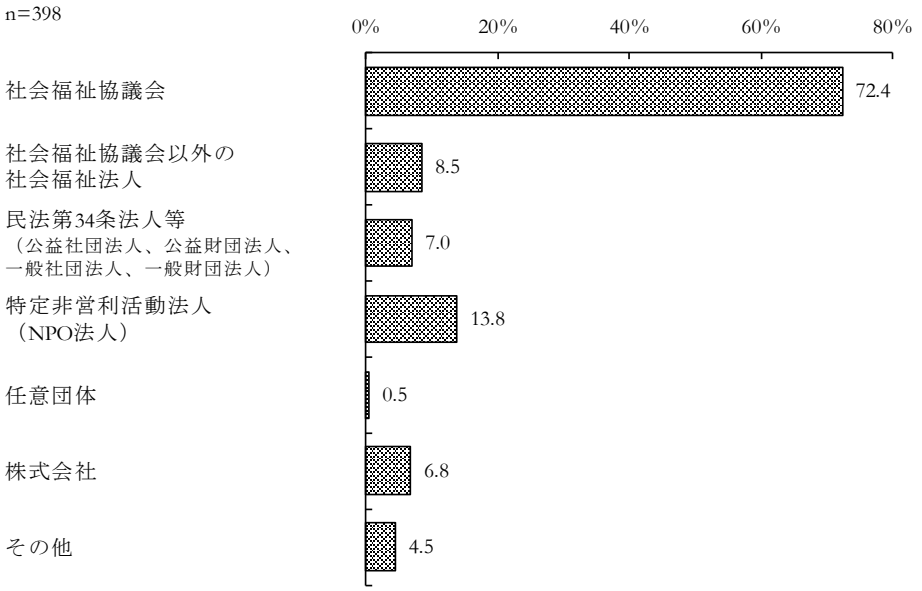

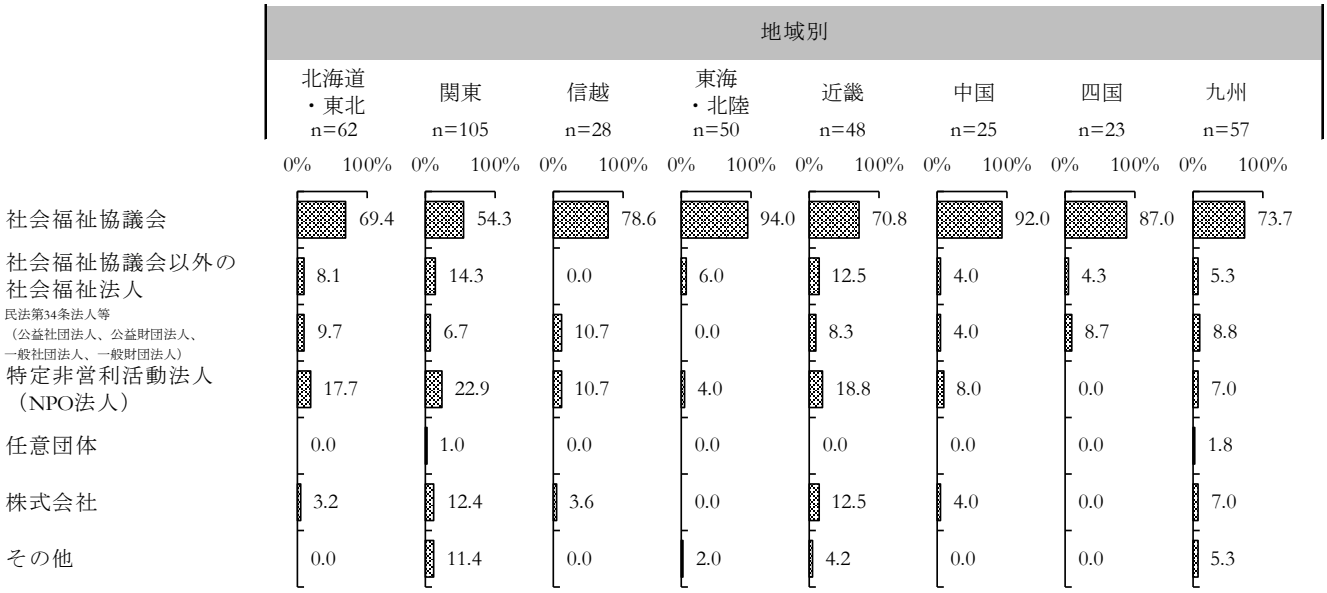

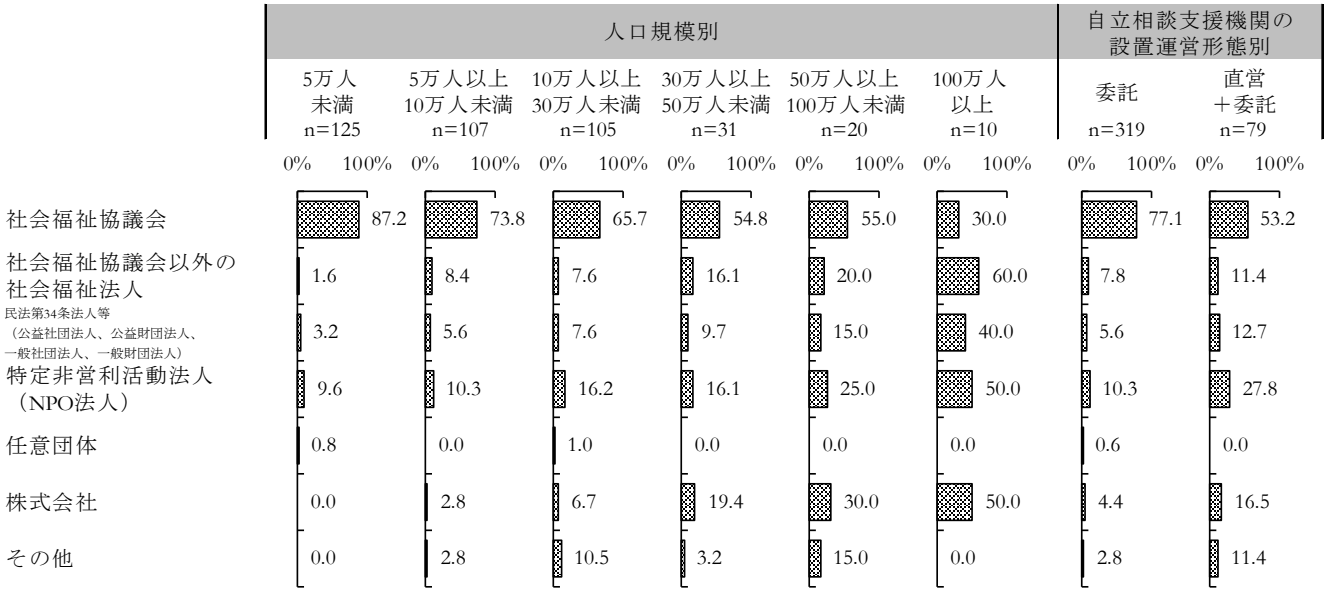

(3) 自治体内の自立相談支援機関数

○　1 自治体における自立相談支援機関数（出先窓口等は含まない）は、「1 か所」が 92.6％で大半を占める。

○　人口規模別にみると、大規模都市において、自立相談支援機関数が多い傾向がある。

図表18　自治体内の自立相談支援機関数

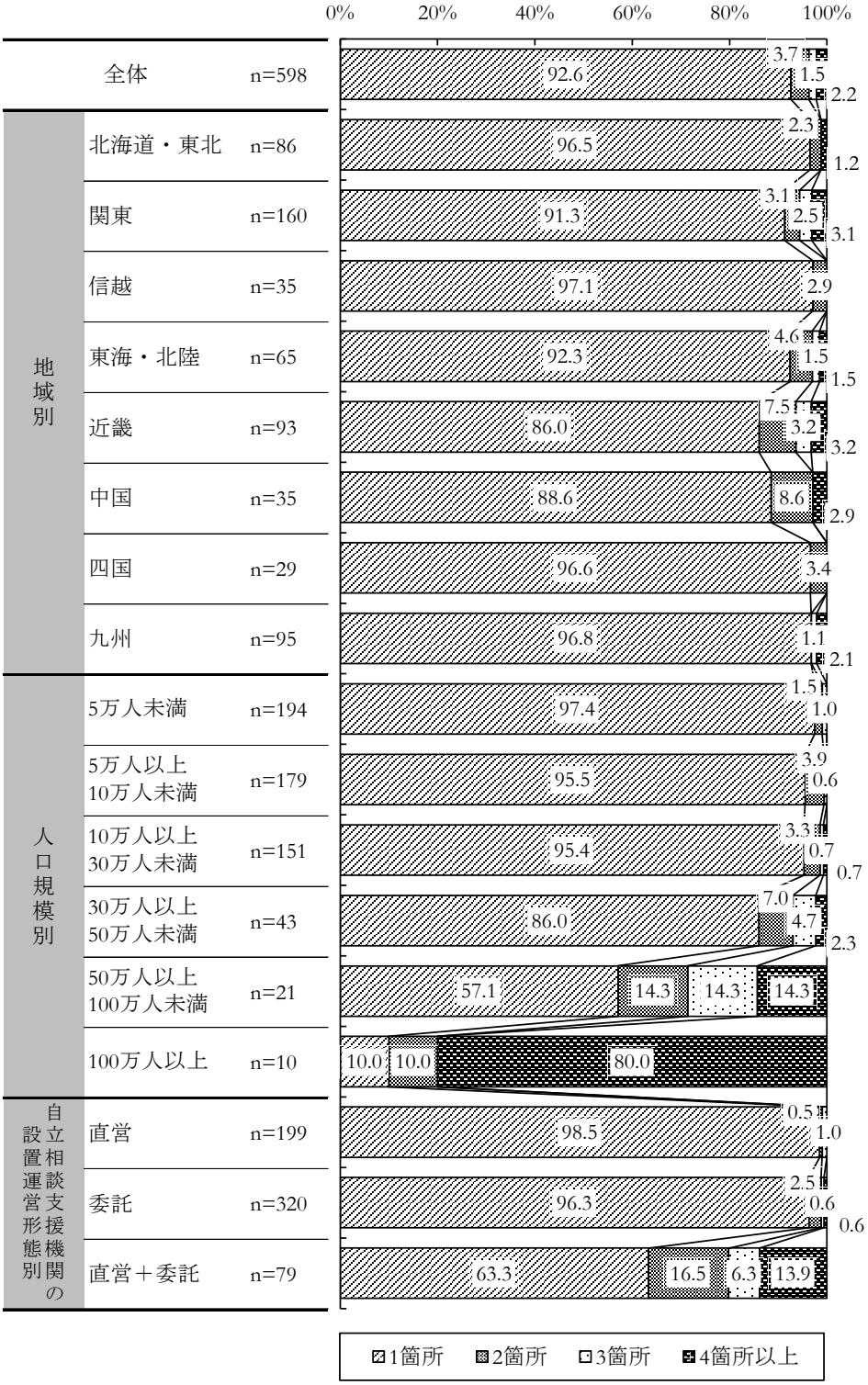

(4) 平成 29 年度の新規相談受付件数（自治体内合計）

○　各自治体における平成 29 年度の新規相談受付件数は、平均で 293.47 件であった。

○　新規相談受付件数の分布をみると、「49 件以下」、「50～99 件」、「100～199 件」でそれぞれ 20%前後と、多くなっている。

図表19　平成 29 年度の新規相談受付件数

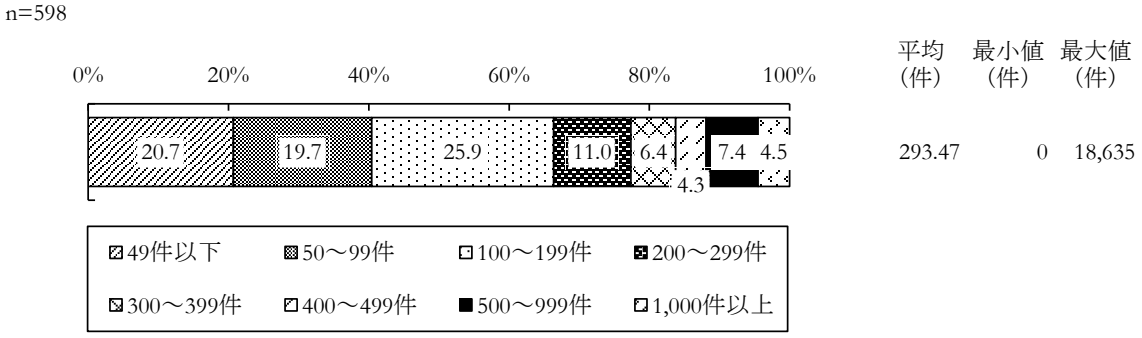

(5) 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施状況

○ 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施状況については、「学習支援事業」が 62.3%、「就労準備支援事業」が 51.3%と半数以上であるのに対して、「家計相談支援事業 [1]」が 45.1%、「一時生活支援事業」が 29.4%、「認定就労訓練事業」が 13.8%となっている。

○ それぞれの事業を実施している自治体において、当該事業を開始した年度をみると、いずれの事業も「平成 27 年度」に開始している割合が高い。

図表20　任意事業の実施状況（SA）

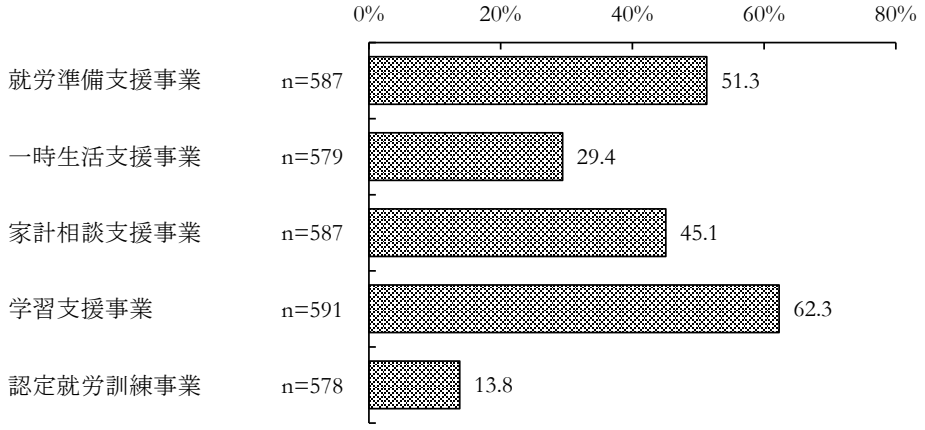

図表21　任意事業の開始年度（SA）

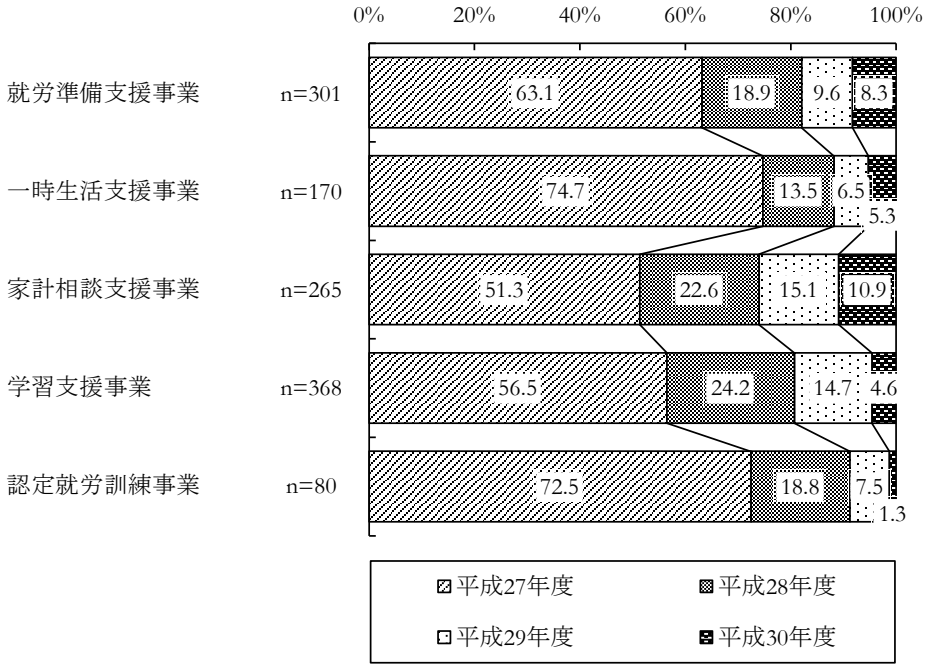

[1] 法改正により、「家計改善支援事業」へ名称が変更されたが、本アンケート調査は、平成 30 年 6 月 1 日時点（法改正前）の状況について回答を得ているため、「家計相談支援事業」としている。

２．支援調整会議等の開催状況

○　ここでは、支援調整会議の開催状況をまとめているが、支援調整会議が複数設置・運営されている場合には、「(1)支援調整会議の主催者」を除き、自治体内で最も新規相談受付数が多いなど、最も主要な自立相談支援機関における状況について回答を得ている。

(1) 支援調整会議の主催者

○　支援調整会議の主催者を、自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、自治体直営分については、「貴自治体」が 91.5%となっている。一方で、委託分については、「委託先事業者」が 62.4%で最も多く、次いで「貴自治体と委託先事業者の共催」が 19.6%、「貴自治体」が 16.8%となっている。

図表22　支援調整会議の主催者（SA）

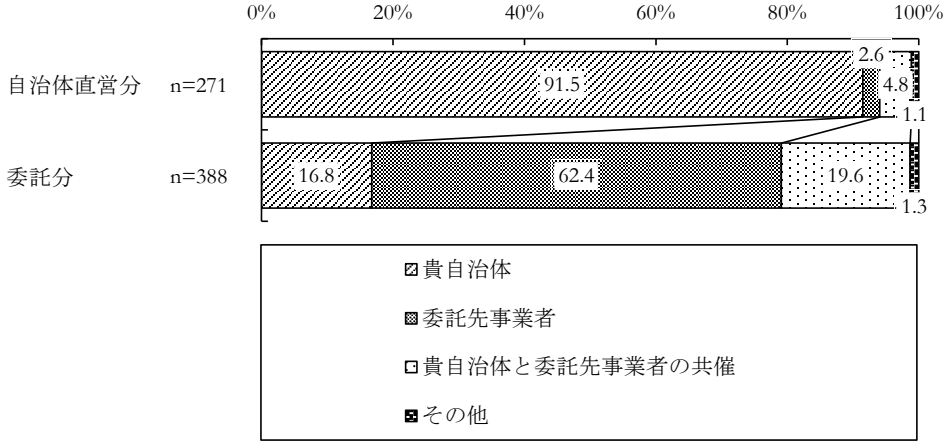

（その他の具体的内容）

自治体直営分は実施していない(1 件)、行っていない(1 件)、設置していない(1 件)、ケースごとに関連する区担当職員（生活困窮・生保・高齢者支援・障害者支援・子育て支援・ひとり親支援等）とハローワーク職員及び委託事業者(1 件)、支援調整会議を二種類実施。市主催の地域関係機関の代表者会議としてのものと、委託主催で個別のケース案件を討議するもの(1 件)、就労準備及び一時生活支援受入れ事業者(1 件)など

(2) 平成 29 年度における支援調整会議の構成員数

○　支援調整会議の構成員数（分科会形式にしている、会議毎に招集者が異なる等の場合には、1 会議あたりの平均的な人数）の平均人数は、8.19 人であった。

○　構成員数の分布をみると、「5～9 人」が 54.8%で最も多く、次いで「10～14 人」が 18.4%、「4 人以下」が 16.9%となっている。

図表23　支援調整会議の構成員数（平成 29 年度）

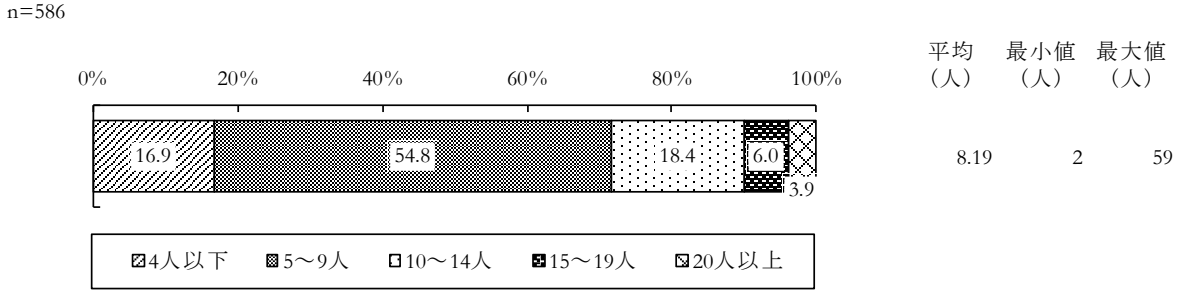

（注）支援調整会議が複数設置・運営されている場合には、最も主要な自立相談支援機関における状況について回答を得ている。以降、支援調整会議に関する設問はすべて同様に回答を得ている。

(3) 平成 29 年度における支援調整会議の構成員の属性

○ 支援調整会議の構成員の属性をみると、自立相談支援機関（市町村直営の場合も含む）は、「主任相談支援員」が 95.8%、「相談支援員」が 92.9%と 9 割を超えており、次いで「就労支援員」が 77.5%となっている。

○ 生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関のなかでは、「就労準備支援事業実施機関」が 38.1%と最も多く、次いで「家計相談支援事業実施機関」が 37.3%となっている。

○ 行政（本庁、出先機関等）関係では、「福祉事務所」が 72.2%と最も多く、次いで「ハローワーク・マザーズハローワーク」が 54.4%、「障害者福祉」が 42.2%となっている。

○ 行政以外の機関・者等をみると、「社会福祉協議会」が 64.9%と 6 割を超えている。

○ 構成員別の参加頻度は、自立相談支援機関（市町村直営の場合も含む）や生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関については、「認定就労訓練事業実施機関」を除いて、4～9 割程度が「常時」出席となっており、総じて高い。また行政（本庁、出先機関等）関係のなかでは「地域福祉」や「福祉事務所」、「ハローワーク・マザーズハローワーク」、行政以外の機関・者等では「社会福祉協議会」なども 5 割以上が「常時」出席となっている。

図表24　支援調整会議の構成員の属性の割合（平成 29 年度、MA）

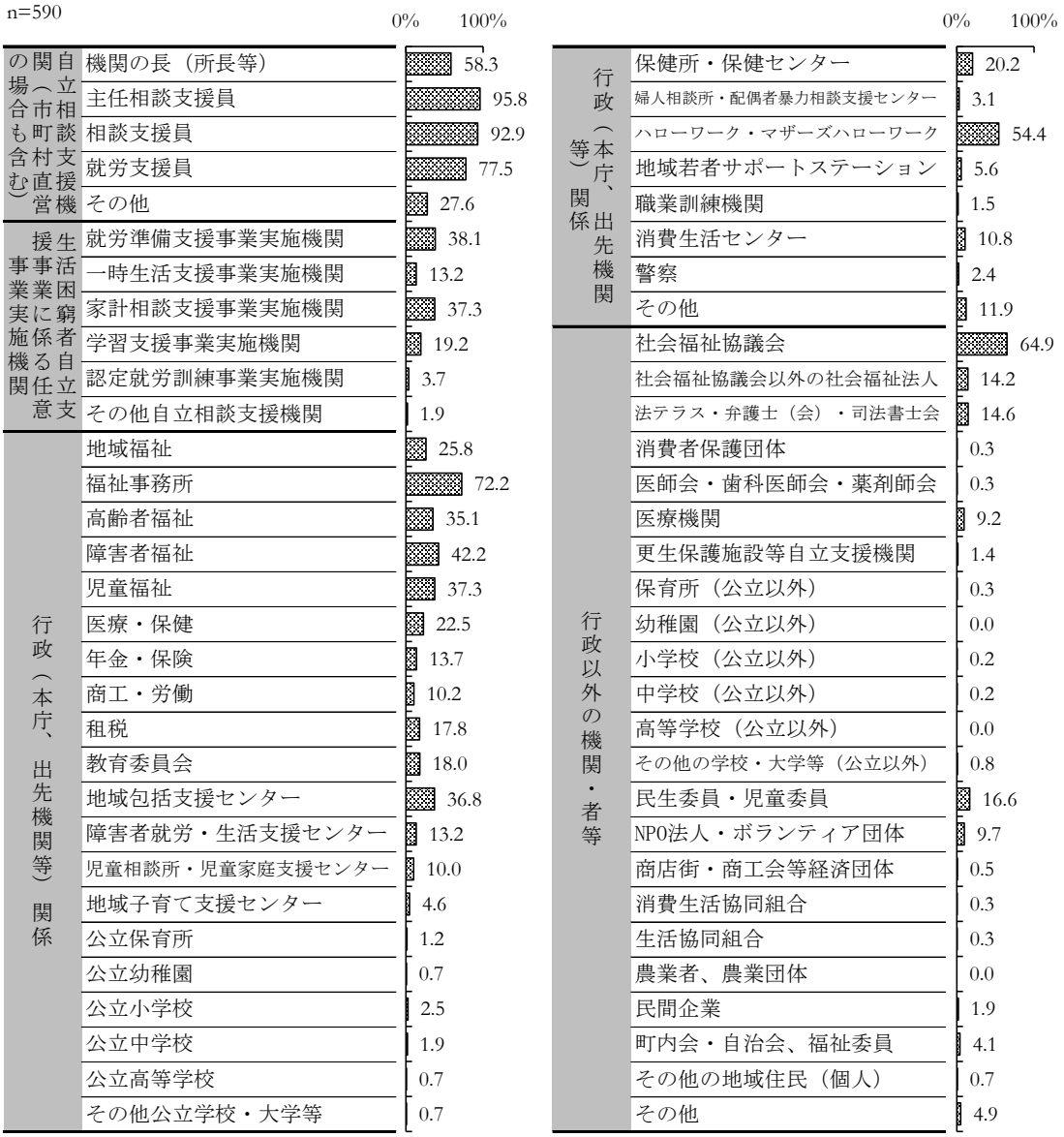

図表25　支援調整会議の構成員の参加頻度（平成 29 年度、SA）

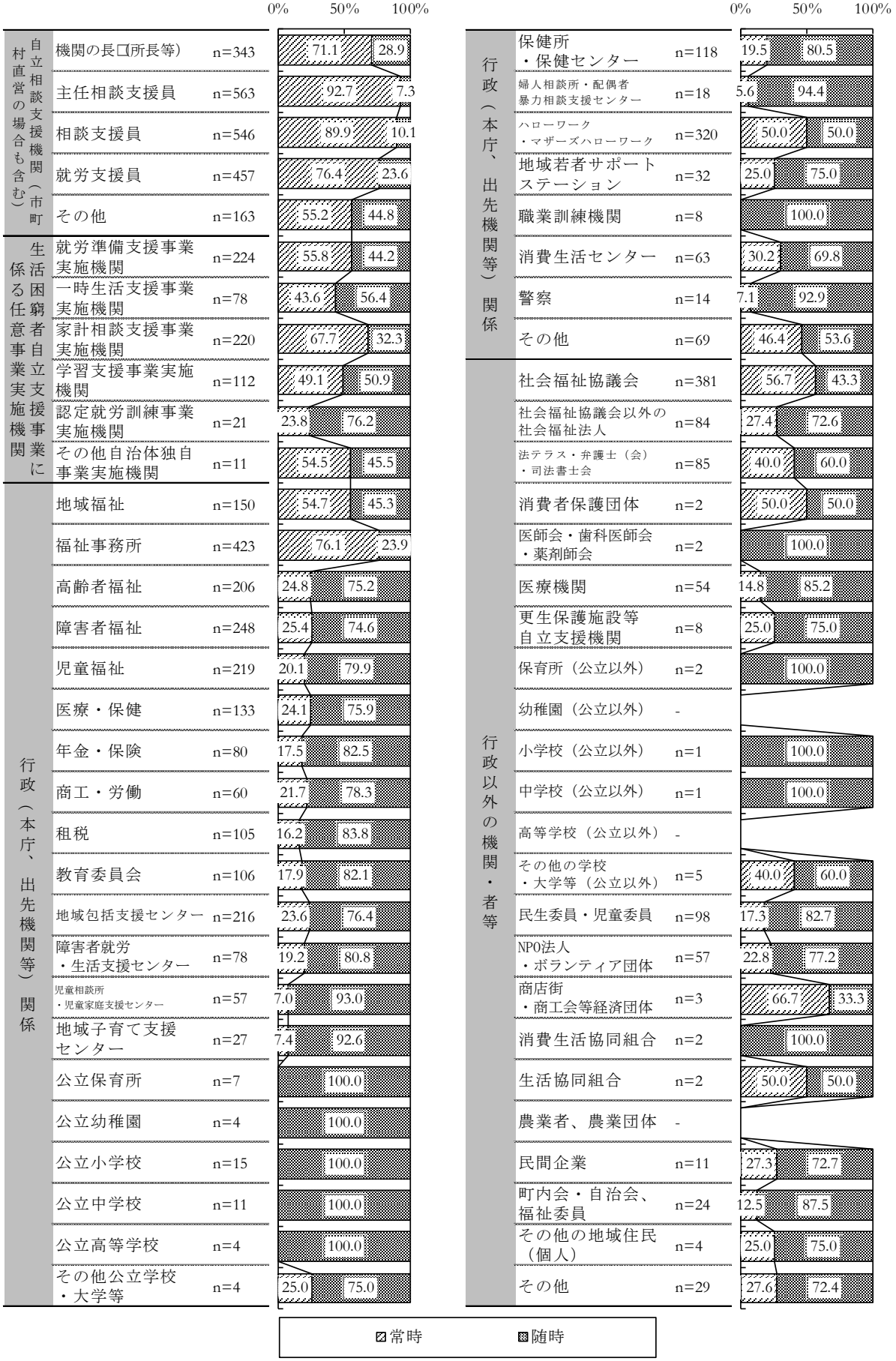

(4) 平成 29 年度における支援対象者本人や関係者等の支援調整会議への参加状況

○　支援調整会議への支援対象者本人や関係者等の参加状況をみると、本人を含めて「いずれも参加しない」が 73.9％で多くを占める。「本人」についても 22.0％にとどまる。

○　地域別にみると、四国で「いずれも参加しない」の割合が 6 割未満にとどまる程度で、地域差はほとんどみられない。さらに、人口規模別にみても、大きな違いはみられない。

図表26　支援対象者本人や関係者等の支援調整会議への参加状況の割合（平成 29 年度、MA）

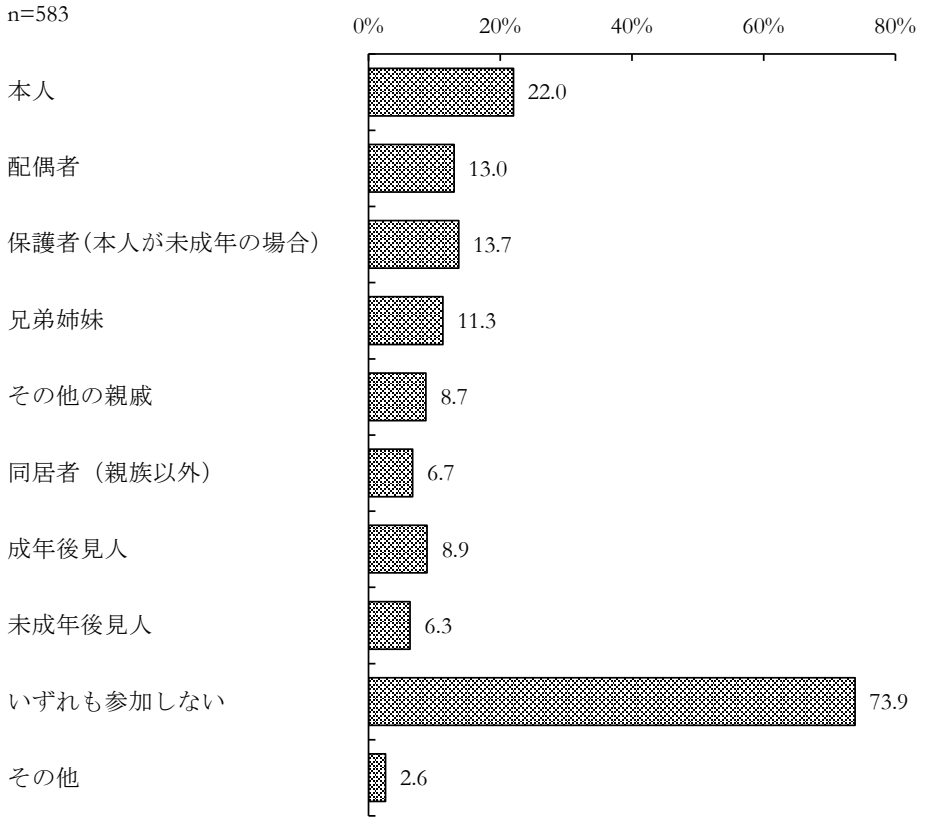

図表 26 支援対象者本人や関係者等の支援調整会議への参加状況の割合（平成 29 年度、MA）-続き-

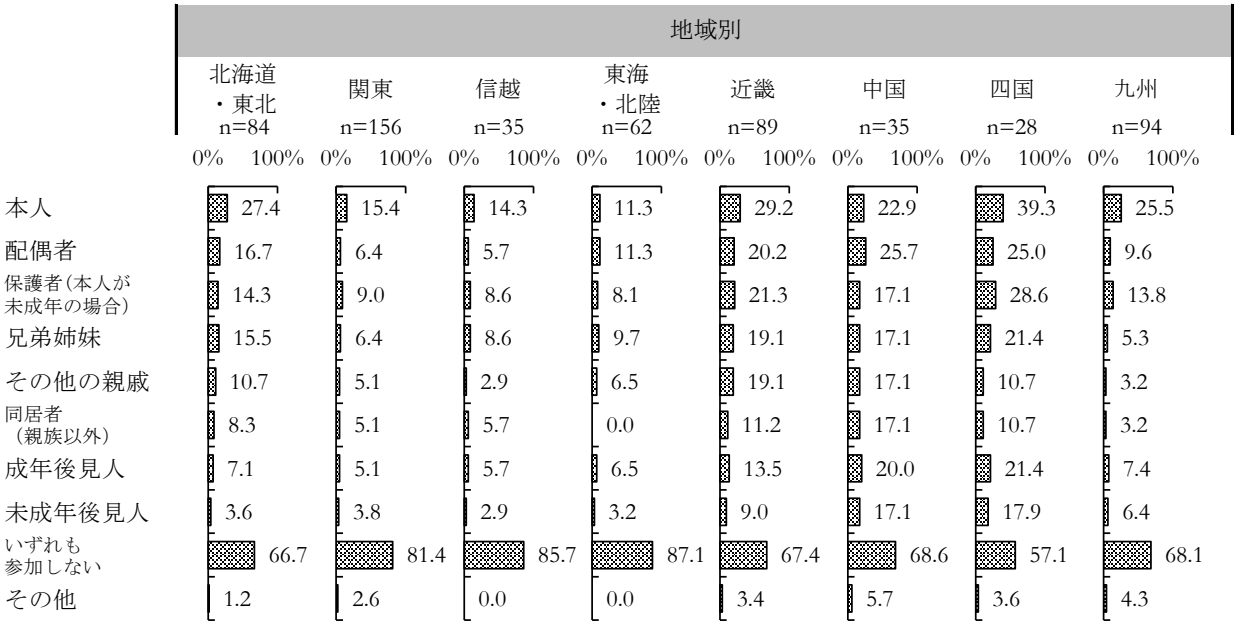

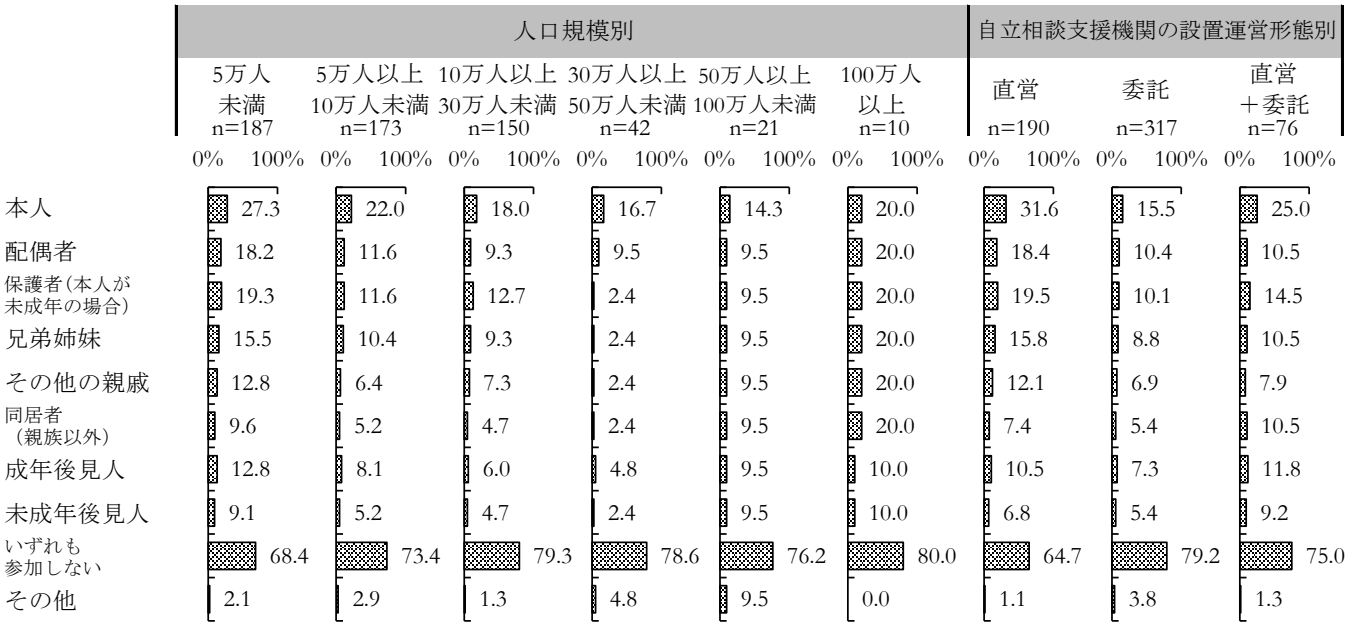

(5) 平成 29 年度における支援調整会議の開催方法

○　支援調整会議の開催方法については、「定例」が 38.4%で最も多く、次いで「随時」が 34.5%、「定例と随時を併用」が 26.0%となっている。

○　地域別にみると、信越では「定例」が 60.0%と、他の地域と比較して多い。中国、四国、九州では、「随時」が 4 割を超え、最も多くなっている。

○　人口規模別にみると、人口規模の大きな都市で、相対的に「定例」の割合が高く、小規模の都市で「随時」や「定例と随時を併用」している割合が高くなっている。

図表27　支援調整会議の開催方法（平成 29 年度、SA）

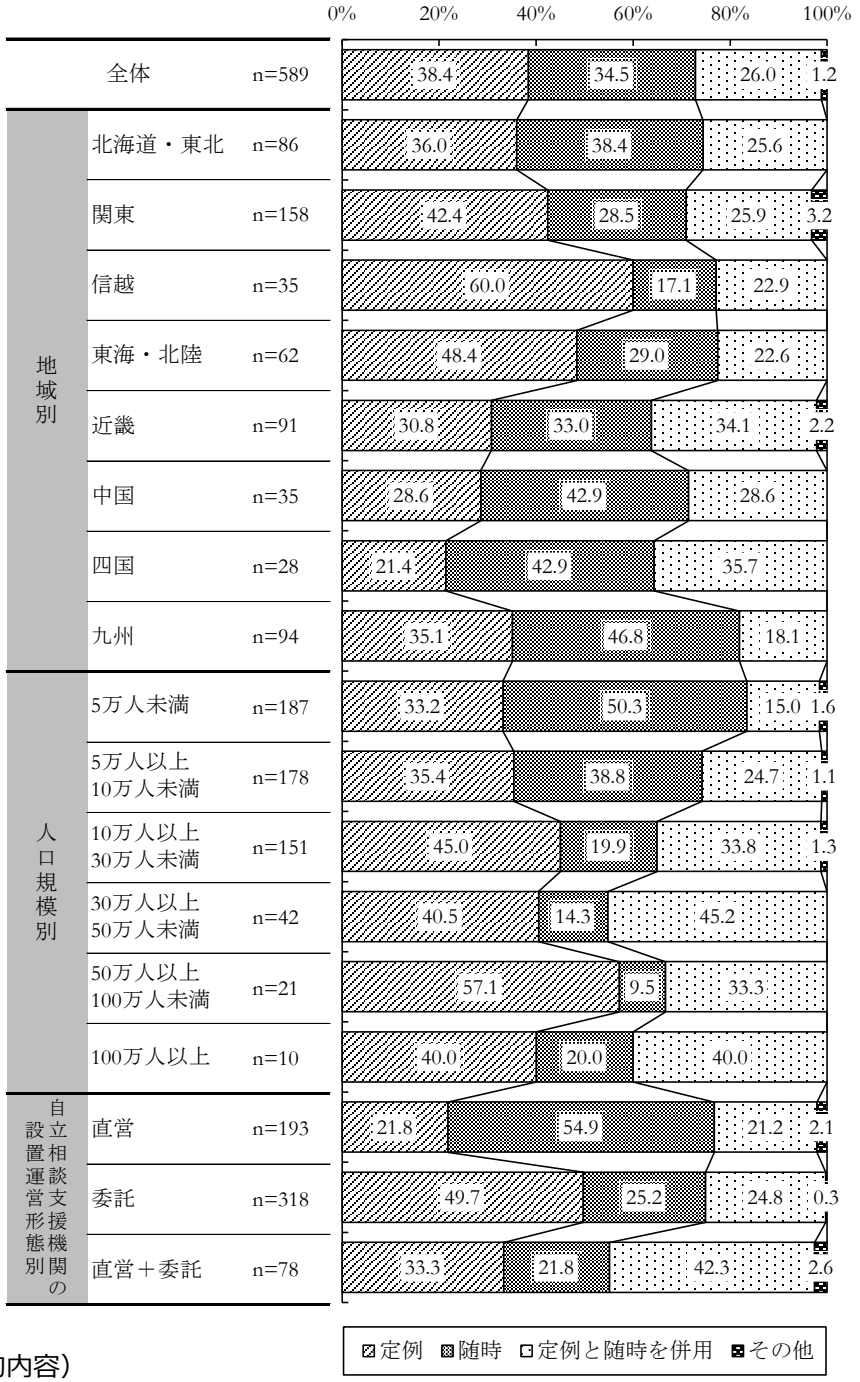

（その他の具体的内容）

支援内容により関連課が社会福祉課のみであるときは、文書持回り会議により支援プランの調整・確認を実施(1 件)、年 2 回開催予定(1 件)、所内のみの会議を毎週 1 回開催、ハローワークとの会議を月 1 回開催(1 件)、目的別に、週 1 回、月 1 回、半年に 1 回開催(1 件)、申請書による稟議方式(1 件)、必要時に開催(1 件)など

(6) 平成 29 年度における支援調整会議開催回数

○　平成 29 年度における支援調整会議の開催回数は、平均で 22.0 回、最大 586 回となっている。

○　開催回数の分布をみると、「10～14 回」が 40.0%で最も多く、1 か月に 1 回程度開催している自治体が多い。

○　地域別にみると、近畿で平均 37.3 回と最も多く、四国で平均 11.1 回と最も少ない。

○　人口規模別にみると、大都市では、平均開催回数が多い傾向がみられる。

図表28　支援調整会議平均開催回数（平成 29 年度）

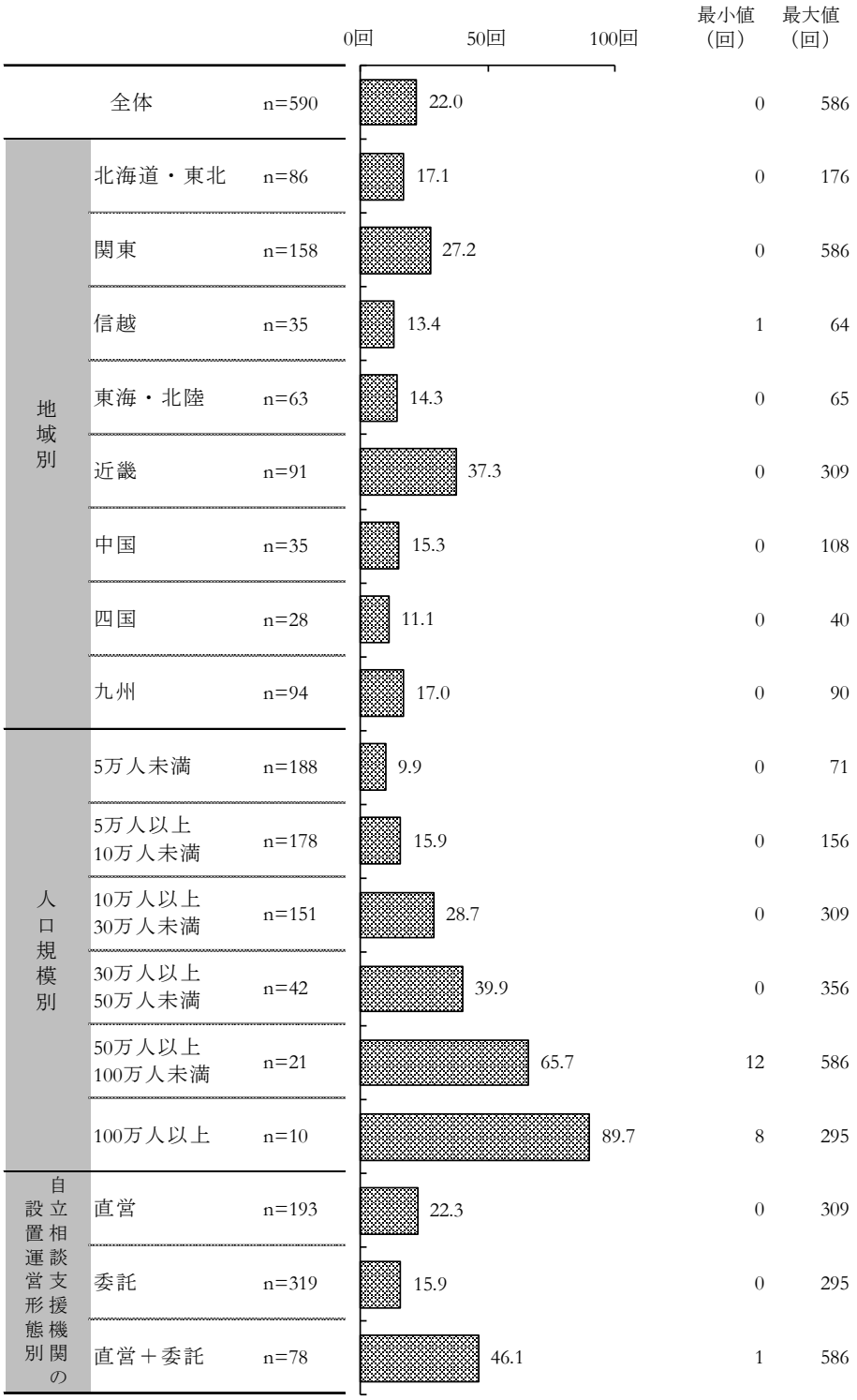

図表29　支援調整会議開催回数（平成 29 年度）

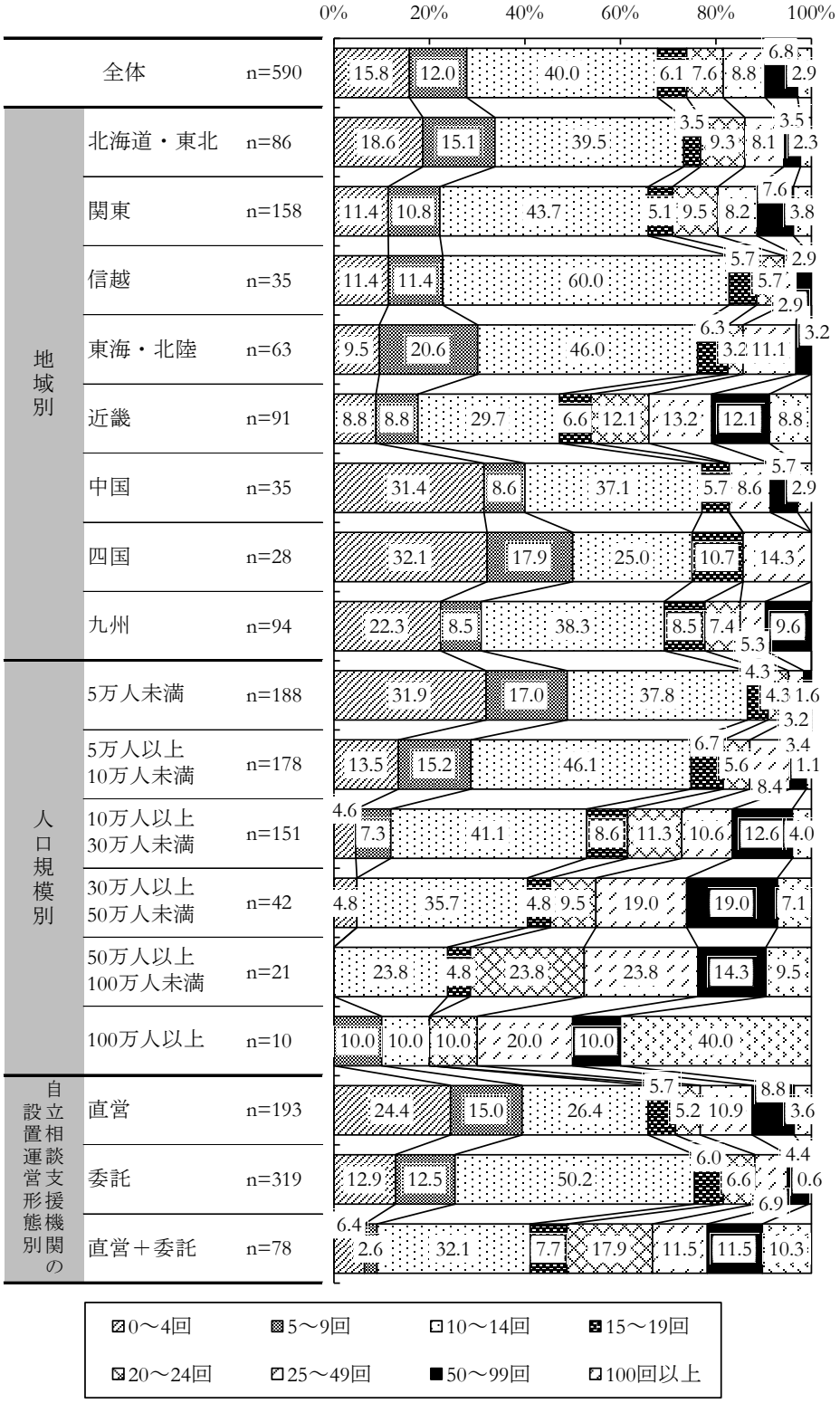

(7) 平成 29 年度における個別ケースのリスクや緊急度に応じた支援調整会議の臨時開催

○ 個別ケースのリスクや緊急度に応じて、支援調整会議を臨時開催することについて、「有」が 41.5%、「無」が 58.5%となっている。

○ 地域別にみると、近畿で 61.5%と最も多く、東海・北陸では 28.6%と 3 割を切っている。

○ また、どのような場合に臨時開催をするかについては、一時生活支援事業の利用や、生活福祉資金貸付が必要と考えられるケースや虐待が疑われるケース等、緊急対応が求められる場合が多い。このほか、就労準備支援事業や家計相談支援事業の利用に当たり定例会議を待たずに、早めに支援を開始する必要がある場合等がみられる。

図表30　個別ケースのリスクや緊急度に応じた支援調整会議の臨時開催の有無（平成 29 年度、SA）

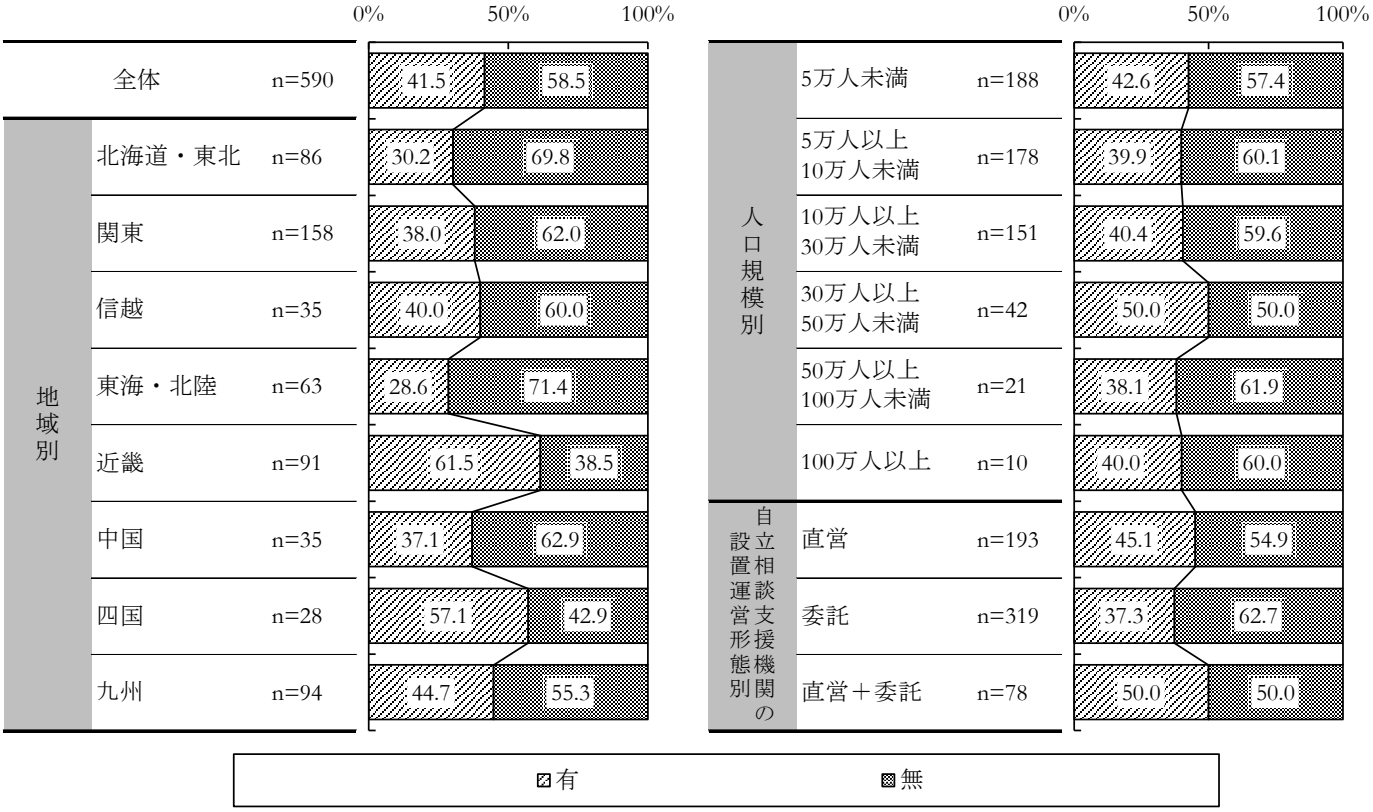

（臨時開催をする場合のルール、特徴）

＜緊急性を要する場合（抜粋）＞
- 委託事業者から緊急性が高いと連絡を受けた場合（2 件）
- 緊急性（生活福祉資金貸付や生活保護受給者等就労自立促進事業が必要と考えられるケース、虐待が疑われるケース等）があるもの（8 件）
- 一時生活支援事業などを緊急的に利用する必要が生じた場合（10 件）

＜その他（抜粋）＞
- 就労準備支援事業を早めに利用したいとの希望があった場合
- 就労準備支援事業等で相談員がハローワークへ同行するにあたり、支援要請書をすぐに発行する必要がある場合
- 就労準備支援事業や家計相談支援事業の実施に当たり、定例の支援調整会議の開催日では事業実施が遅くなる場合
- 就労準備支援事業や認定就労訓練事業を利用する場合、定例の支援調整会議ではなく、対象者の状況に応じて臨時で開催

(8) 平成 29 年度における支援調整会議への学識経験者の参加状況

○　支援調整会議に学識経験者が参加することが「有」と回答した自治体は、4.9%であった。

○　地域別にみると、北海道・東北で 7.0%と最も高く、中国で 2.9%と最も低い。

○　人口規模別にみると、100 万人以上の都市で 20.0%と多く、その他は 10%未満となっている。

○　学識経験者が参加するのは、依存症や自死企図などに対し精神科の医師からの助言・講義を受ける、法的問題や債務整理などに対し弁護士からの助言を受ける、支援調整会議に諮られたケースの特徴と研究成果を照らし合わせ大学准教授に参考意見を述べてもらう場合など、専門的な見地から助言や指導を受ける場合が多くみられている。

図表31　支援調整会議への学識経験者の参加状況（平成 29 年度、SA）

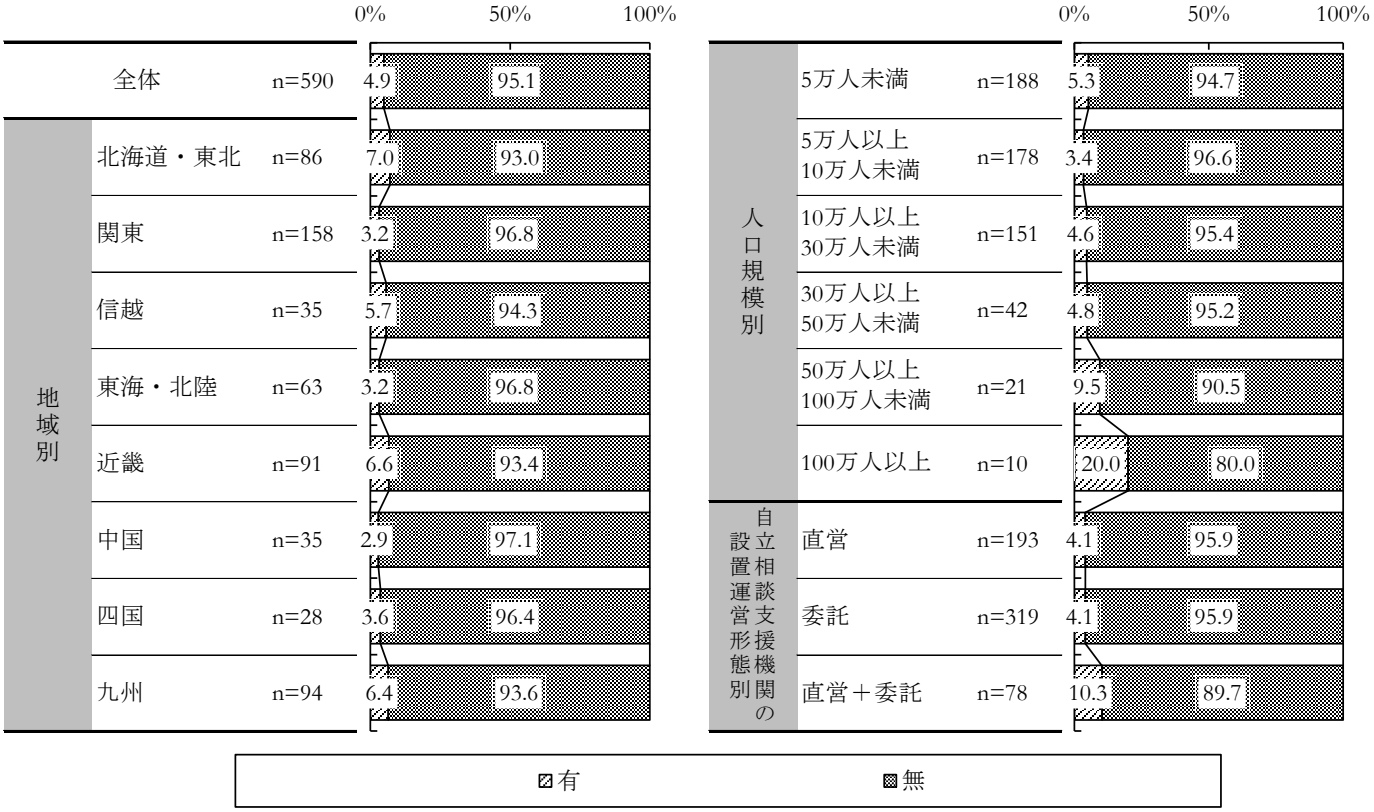

図表32 学識経験者が参加する場合の具体的な内容

- アルコール依存症の方への支援について、精神科の医師から助言を得た。自殺したいと訴える人への対応について、精神科の医師から講義を受け、意見交換を行った
- 弁護士が参加し、負債整理や法的問題を抱えるケースの専門的な観点からの助言を得る
- 県内の大学准教授（貧困問題等研究）が、平成 29 年度までオブザーバーとして参加。支援調整会議にあげられたケースの特徴など、これまでの研究の成果と照らし合わせ、参考意見を述べてもらう
- ケース本人及びその家族が、精神障害者手帳を有していたり、また疑いのある場合について、専門的な観点から助言を得る
- 司法のアドバイスが必要なケースに専門的な観点から助言を得る。精神科領域の支援困難なケースの対応における助言を得る
- 多額な債務を抱えている等の場合、整理の方法について専門的な観点からの助言を得る
- 多重債務や養育費請求、その他法的な見解が必要な場合に、必要な助言等を受ける
- 後見人制度や自殺予防の観点について専門家からの助言を得る
- 学習支援を行う際、学校との実務者会議に専門的な観点からの助言を得る
- 自立相談支援機関のセンター長を学識経験者に依頼して、オブザーバーとして随時参加してもらう

など

(9) 平成 29 年度における支援調整会議 1 回当たりでの平均的な取扱いケース数

○　支援調整会議 1 回当たりでの平均的な取扱いケース数は、「2～4 件程度」が 32.5%で最も多く、次いで「5～9 件程度」が 27.3%、「1 件ごと」が 21.8%、「10 件以上」が 18.4%で続く。

○　人口規模別にみると、大都市ほど 1 回当たりの平均取扱いケース数が多い傾向がみられる。

○　自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、直営では「1 件ごと」が 41.9%で多い一方で、委託では「1 件ごと」が 11.0%と少ない。

図表33　支援調整会議 1 回当たりでの平均的な取扱いケース数（平成 29 年度、SA）

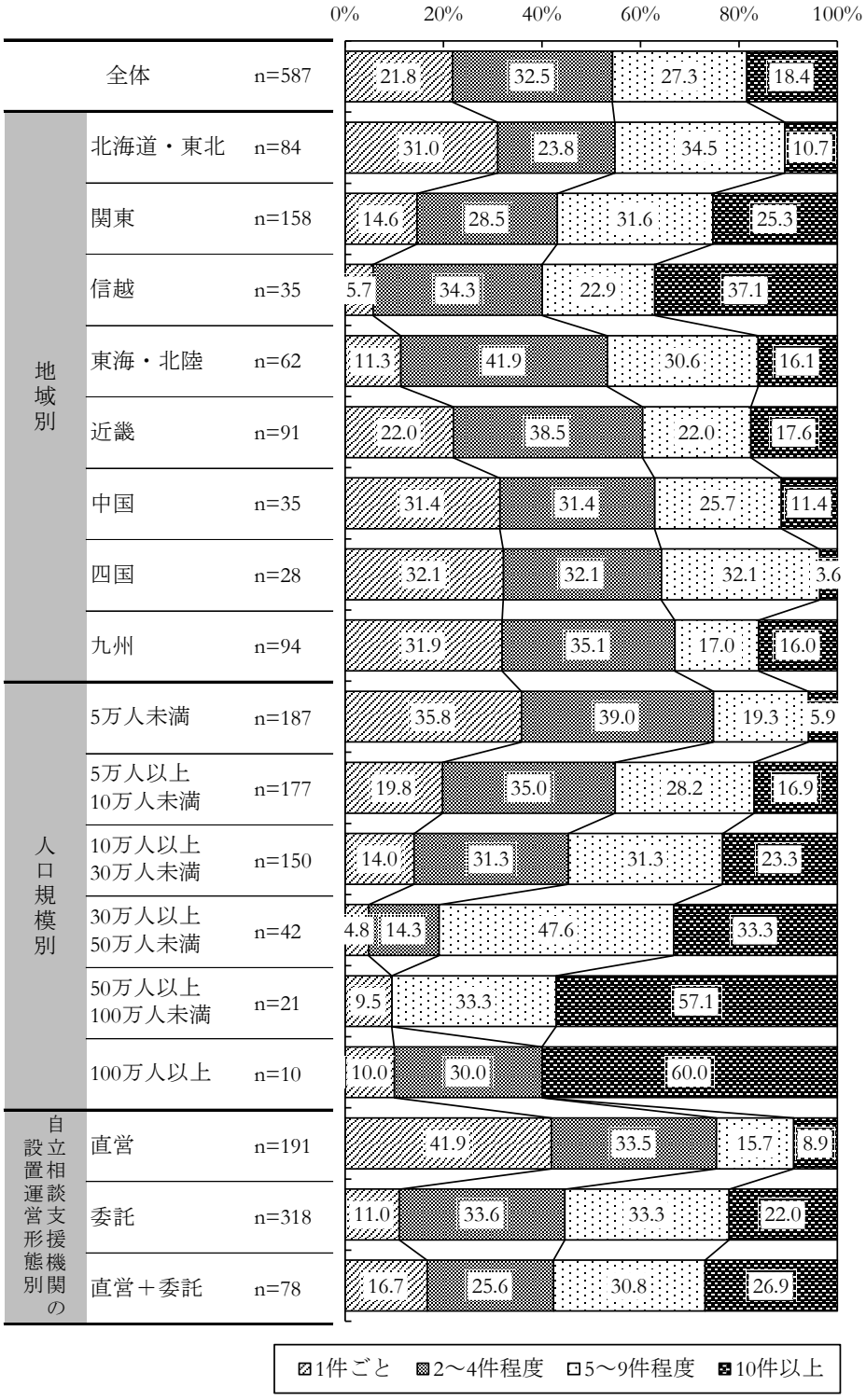

(10)　平成 29 年度における支援調整会議の主な議題

○　支援調整会議の主な議題としては、「個別ケースの支援プラン」が 95.9％で最も多い。次いで、「支援プランの評価（終結、再プラン等）」が 85.7％、「支援実施状況の報告」が 78.3％、「支援困難事例への対応方針の検討」が 73.7％、「関係機関間の情報共有」が 70.8％で続く。「地域課題の検討」及び「地域資源の開発」は、いずれも 10 数％にとどまる。

○　地域別や人口規模別、自立相談支援機関の設置運営形態別にみても、顕著な違いはみられない。

図表34　支援調整会議の主な議題の割合（平成 29 年度、MA）

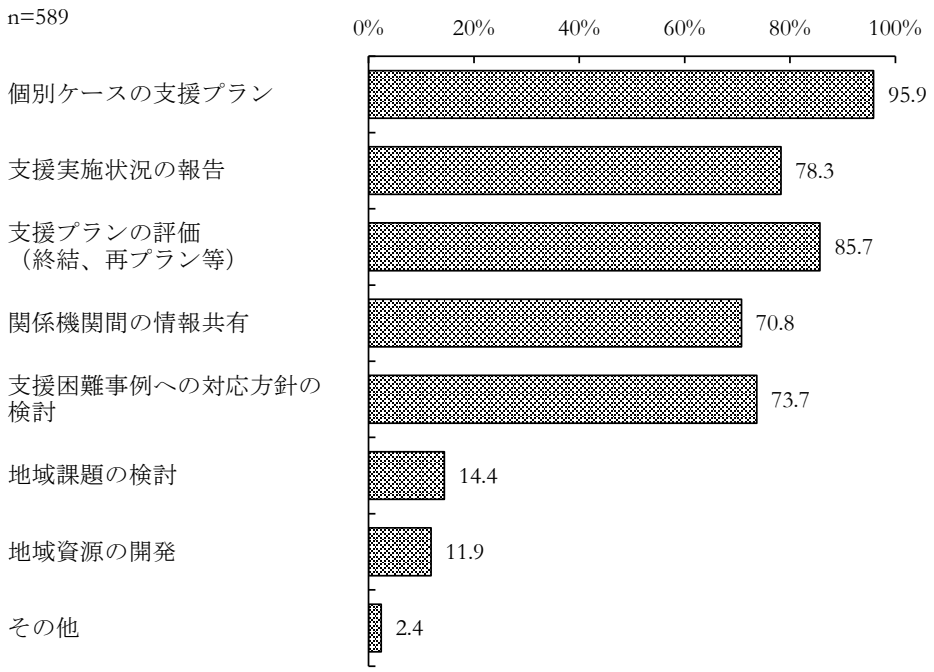

（その他の具体的内容）

情報交換や情報共有など(4 件)、連携に関すること(2 件)、事業の報告(2 件)、自立相談支援事業の運営に関すること(1 件)、個別の援助方針の検討(1 件)など

図表 34 支援調整会議の主な議題の割合（平成 29 年度、MA）-続き-

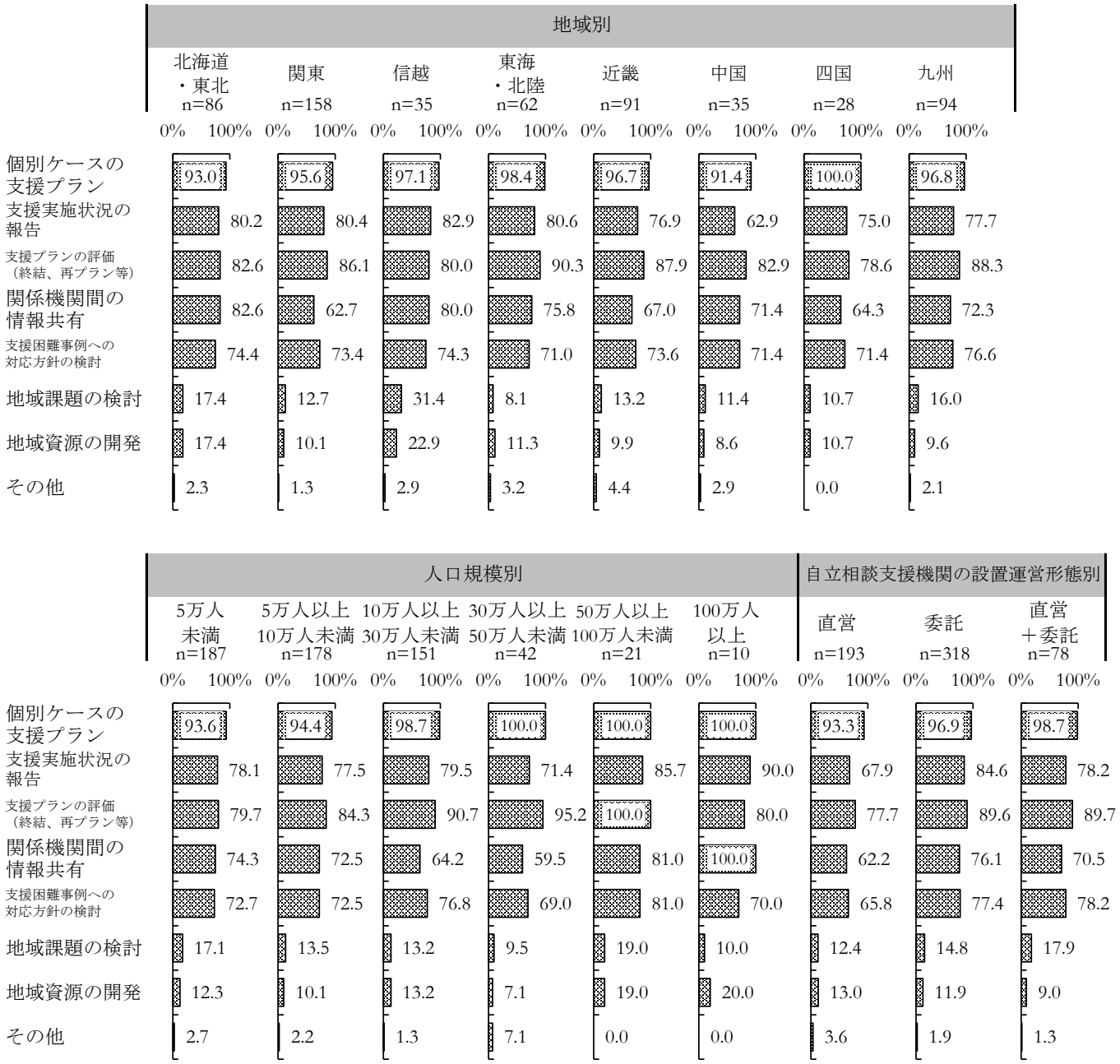

(11)　平成 29 年度における支援調整会議の設置形態

○　支援調整会議の会議体を、支援対象者や課題、協議内容等に分けて設置しているかを聞いたところ、「分けていない」が 96.3%で大半を占め、「分けている」は 3.7%にとどまる。

○　地域別にみると、中国で「分けている」と回答した自治体が 10%を超えている。また、人口規模別にみると、30 万人以上 50 万人未満の都市と 100 万人以上の都市で、10%を超えている。

○　さらに、支援調整会議の会議体を分けて設置している場合の、設置運営方法を聞いたところ、「階層化」が 22.7%、「分科会形態」が 18.2%、「その他」が 59.1%となっている。

図表35　支援調整会議の設置形態（平成 29 年度、SA）

図表36　支援調整会議の会議体を「分けている」場合の設置運営形態（平成 29 年度、SA）

n=22

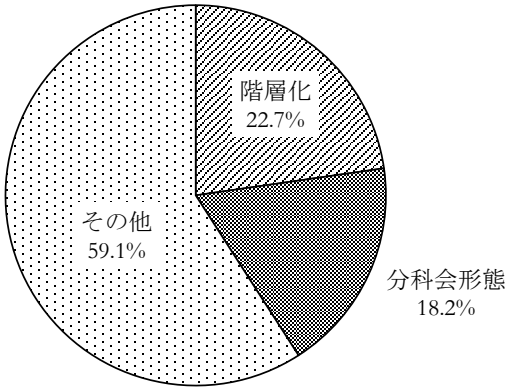

「その他」の例示

地域	人口規模	内容
関東	5 万人以上 10 万人未満	地域の関係機関への連携や啓発等を目的とした全体会（定例会と呼称）と、個別事案検討のための随時会
関東	10 万人以上 30 万人未満	2 部制とし、 ①個別ケースの支援プランに関する会議 ②事業全体に関する協議 の会議を開催 ①のメンバー構成 市：相談支援係長、生活保護部門の就労支援員、面接相談員、 自立支援担当職員（ケースワーカー） 委託先：相談員 ②のメンバー構成 市：生活福祉課長、庶務係長、相談支援係長、 自立支援担当職員（ケースワーカー） 委託先：担当係長、相談員
関東	10 万人以上 30 万人未満	①月 1 回の会議 参加者：主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、 就労準備支援事業実施機関、家計相談支援事業実施機関、 学習支援事業実施機関、ハローワーク、社会福祉協議会など 内容：情報共有、意見交換、各事業の総体的課題の検討 ②週 2 回（程度）の会議 参加者：主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員、 住居確保給付金担当、子どもの学習支援担当 内容：個別ケースのプラン、評価、終結について審議
関東	50 万人以上 100 万人未満	階層はなく、管内 5 か所の福祉事務所単位で開催
東海・ 北陸	30 万人以上 50 万人未満	ホームレスに特化した支援調整会議と庁内外関係機関の実務者による情報共有・意見交換を行う支援調整会議を年 1 回ずつ開催

地域	人口規模	内容
近畿	5 万人 未満	会議を次の分類により実施（実際は「支援調整会議」とは異なる名称で開催） 1. 新規プラン、プラン評価、支援終結等の確認（1 時間、月 2 回） 2. 新規ケース及び継続ケースの情報共有（2 時間、月 2 回） 3. 特に動きのあったケースの情報共有（1 時間、月 2 回） 4. 困難ケースのアセスメント（1 時間、月 1 回程度） 5. 事業全体の総括（2 時間、年 3 回程度） 6. 相談支援実績の分析及び支援体制づくりの検討（2 時間、年 3 回程度） 7. 地域づくりのための会議体の設置検討及び開催準備（随時）
近畿	5 万人以上 10 万人未満	家計相談支援事業・就労準備支援事業を外部委託しているため、それぞれにおいて支援決定や状況確認の場を設置
近畿	30 万人以上 50 万人未満	新規ケース、継続中のケース、求人情報とのマッチング等、対象ケースの状況別に会議体を設置
近畿	30 万人以上 50 万人未満	・相談支援員が作成した支援プランを協議し、法定サービス等の速やかな決定をする「例週プラン確認会議」と、支援内容の適切性の確認を行う「例月プラン評価会議」を設置 ・「例週プラン確認会議」の構成員は自治体、ハローワーク、就労準備支援事業実施機関。「例月プラン評価会議」はそれらに加え、弁護士、社会福祉協議会 ・市内には自立相談支援機関を 2 か所設置しているが、「例週プラン確認会議」はそれぞれで、「例月プラン評価会議」は共同開催
中国	5 万人 未満	対象者ごとに支援に関係する者のみで会議を行う
中国	30 万人以上 50 万人未満	会議体は 1 つであるが、内容に合わせて構成員を柔軟に変更して対応している。定例（困難案件、就労、就労準備、家計、プラン確認の 5 分類で各月 1 回実施）及び随時にて開催
中国	50 万人以上 100 万人未満	・通常の支援調整会議と別に就労支援に特化した支援調整会議を別途開催 「生活困窮者支援調整会議」：毎月 1 回以上開催 「就労支援関係支援調整会議」：週 1 回程度開催 （就労支援員・ハローワーク職員も出席）

(12)　平成 29 年度における支援調整会議の記録作成状況

○　支援調整会議の記録作成状況は、「記録を作成しているが、構成員と共有はしていない」が 30.1%で最も多く、次いで「記録は作成していない」が 19.4%となっている。

図表37　支援調整会議の記録作成状況（平成 29 年度、SA）

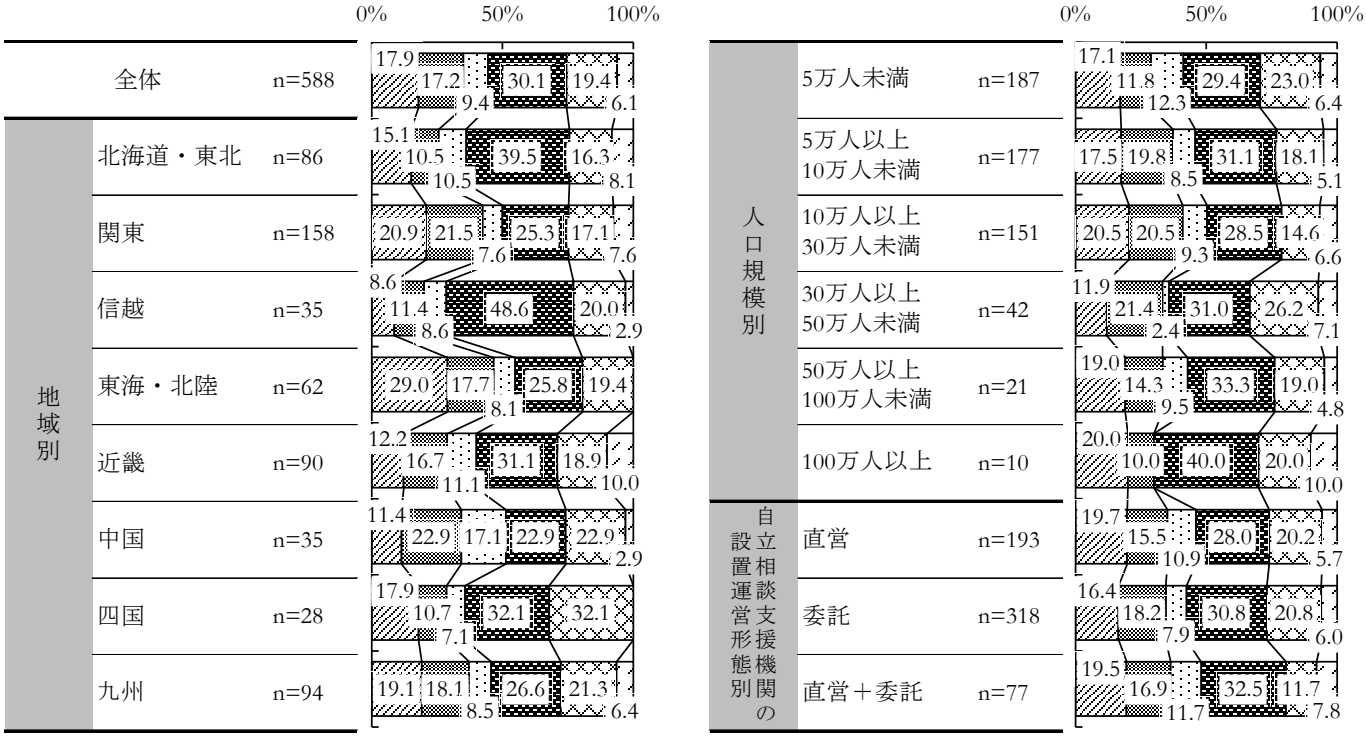

（その他の具体的内容）

・記録を作成し、共有している(24 件)
　主な共有先：担当課、行政、自治体など自治体担当(12 件)、委託先(4 件)、自立支援機関(4 件)、構成員(2 件)、委託元(1 件)、支援員(1 件)と共有しているなど
・帳票に記録している(4 件)

(13)　平成 29 年度における構成員以外への支援調整会議の情報共有の有無

○　支援調整会議の情報について、構成員以外に共有することがあるかを聞いたところ、「有」が 31.3%、「無」が 68.7%であった。

○　地域別、人口規模別、自立相談支援機関の設置運営形態別にみても、特に大きな傾向の違いはみられない。

○　構成員以外へ情報共有を行う場合の対象範囲は、「関連する施策を所管する自治体内の部署の職員（対象を限定せず）」が 84.2%で最も多く、「関連する施策を所管する自治体内の部署の責任者」が 42.4%、「その他外部の関係機関・関係者」が 27.7%となっている。

○　情報共有を行うケースと対象となりうる機関については、債務関連などで法テラス、弁護士、消費生活センター、医療受診に関して MSW や保健所、就労関係でハローワークなどがあがっている。また、情報共有を行う際の守秘義務のかけ方や条件、規則についての具体的な内容は、対象者本人の同意を得る、関係機関で定められている規定や規則に沿う、紙媒体や資料は回収するなどがあがっている。

図表38　構成員以外への支援調整会議の情報共有の有無（平成 29 年度、SA）

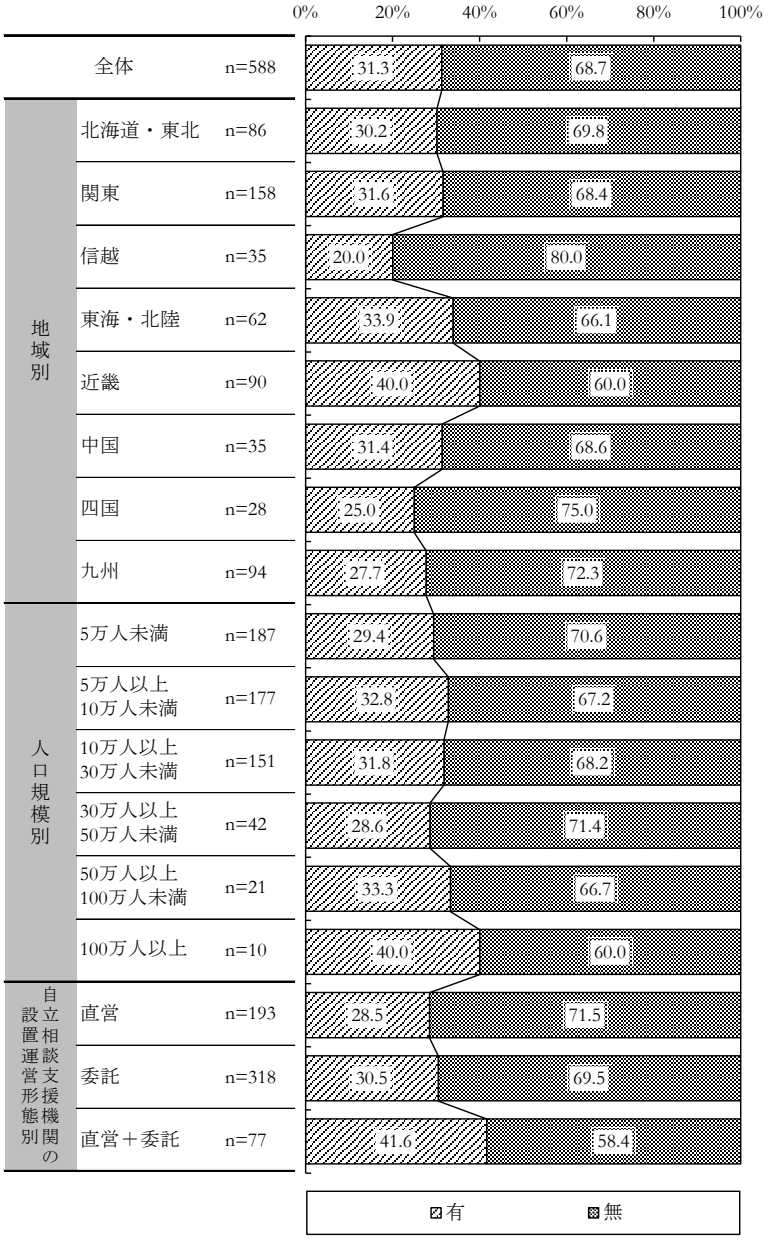

図表39　構成員以外へ情報共有を行う場合の対象範囲の割合（平成 29 年度、MA）

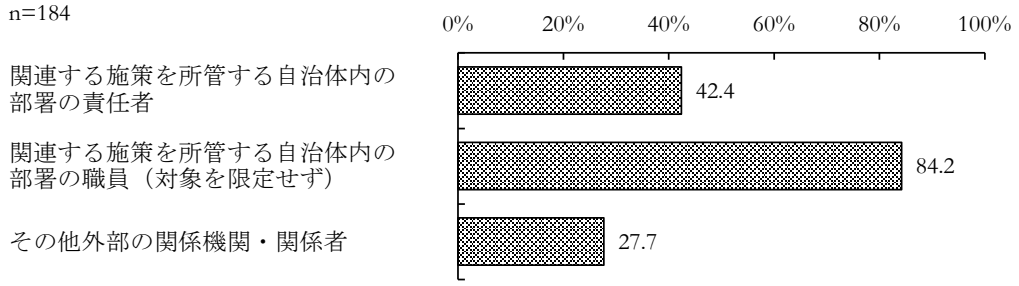

図表40 情報共有を行うケースと対象となりうる機関についての具体的な内容

【法テラス、弁護士、消費生活センターなど】(5 件)
・債務整理や自己破産など法的支援が必要と思われるケース　⇒法テラスや弁護士（法律相談）
・多重債務の課題があり相談するケース　⇒市消費生活センター職員や法テラスへ情報共有　　など

【MSW、保健所など】(2 件)
・医療受診が必要な場合　⇒MSW 等
・医療受診が最優先と思われるケース　⇒保健所等の医療関係機関

【児童相談所など】(2 件)
・子どもがいるケース
・一時生活支援事業におけるプランで、児童相談所（対象者の児童に関すること）に会議出席を依頼

【ハローワークなど】(2 件)
・就労支援を実施する際に職業安定所や NPO 法人と情報を共有
・就労支援に伴う職安との連携

図表41 情報共有を行う際の守秘義務のかけ方や条件、規則についての具体的な内容

【対象者本人の同意を得てから】(29 件)
・本人の承諾を得てからの情報共有を心がけている（個人情報）
・互いに守秘義務については特に条件をつけていないが、事前に本人の同意を得て行う
・支援調整会議は本人参加の為、本人が同意した時のみ情報共有を行う
・他機関連携を図る前に本人了解、同意を得る　　など

【関係機関それぞれで定められている規定や規則に沿って】(18 件)
・個人情報に関する管理・取扱い規程を制定。面談室や部外者に会話が聞かれない様、注意
・互いに専門機関であるため、個人情報の管理については相手の職務規定に任せる
・現状での関係機関は公務員が大半を占めており、秘密を守る義務があるものとして取り扱っている
・「共助の基盤づくり事業実施要綱」の守秘義務事項による
・各関係機関の内部規定等の定め及び協定書等の定めるところにより取り扱う　　など

【紙媒体、会議資料は回収】(3 件)
・個人情報記載資料は回収
・口頭説明と会議資料の回収を行う
・「生活困窮者等自立促進支援事業支援調整会議設置要綱」に守秘義務に関して定められているほか、法テラス、ハローワークナビゲーターはそれぞれ守秘義務を有する職種である。情報共有は支援調整会議で配布された紙媒体資料と、口頭による説明に限定しており、紙媒体資料は会議終了後回収

(14)　平成 29 年度における他の法律や制度等で設置されている会議体との連携状況

○　他の法律や制度等で設置されている会議体との連携状況について聞いたところ、「有」が 17.5%、「無」が 82.5%であった。

○　地域別にみると、四国で「有」が 10%程度にとどまるほかは、大きな違いはみられない。

○　人口規模別にみると、おおむね、大都市で他の会議体との連携が「有」とする割合が高い。

○　自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、「直営＋委託」の自治体で、「有」とする割合が高い。

○　さらに、連携している会議体がある場合、どの会議体と連携しているかを聞いたところ、「要保護児童対策地域協議会」が 48.5%、「地域ケア会議」が 45.6%で多い。「障害者自立支援協議会」は 29.1%、「子ども・若者支援地域協議会」は 14.6%、「その他」は 27.2%であった。

○　連携している会議体としては、自殺対策、相談支援、子どもや若者支援、地域福祉、就労支援などに関連するものがあがっている。

図表42　他の法律や制度等で設置されている会議体との連携状況（平成 29 年度、SA）

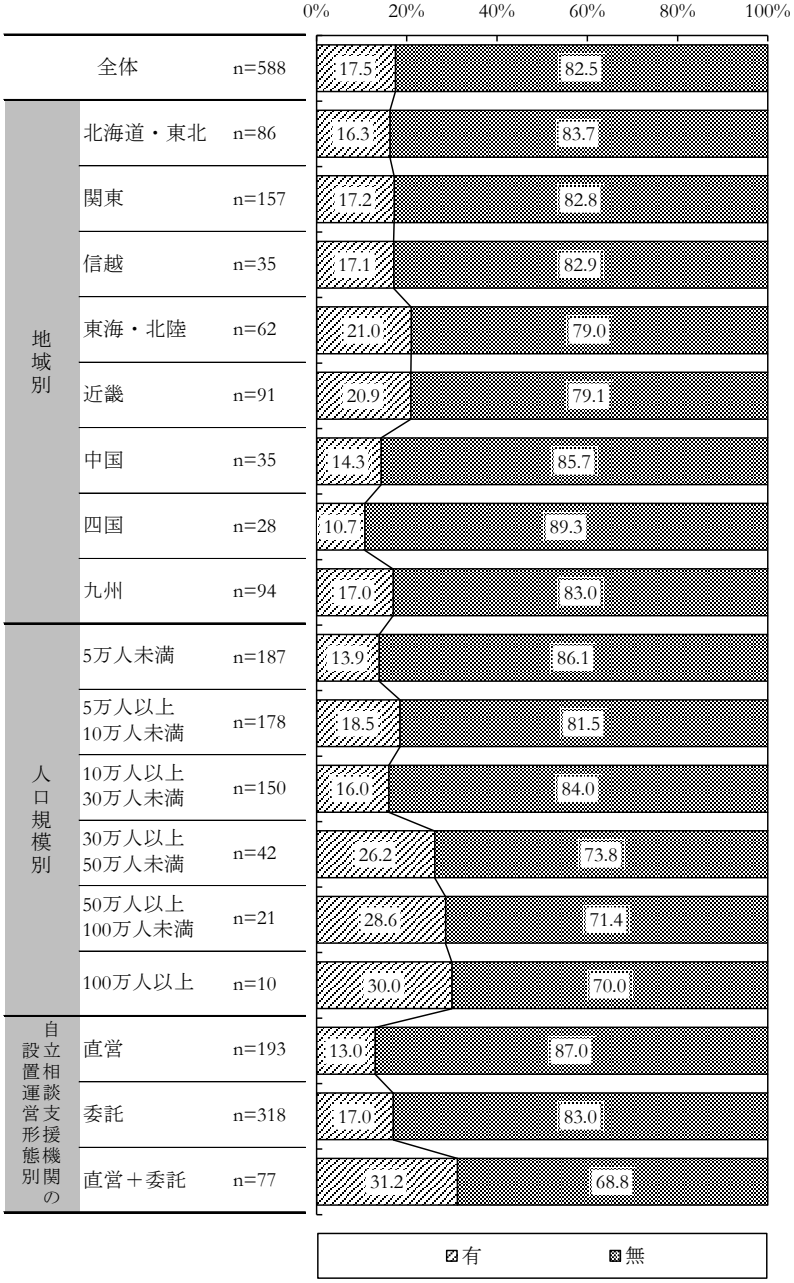

図表43　連携している会議体の割合（平成 29 年度、MA）

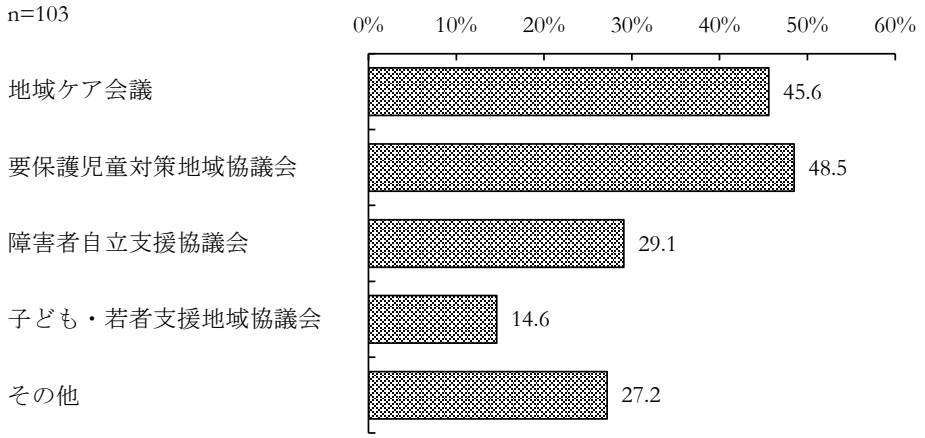

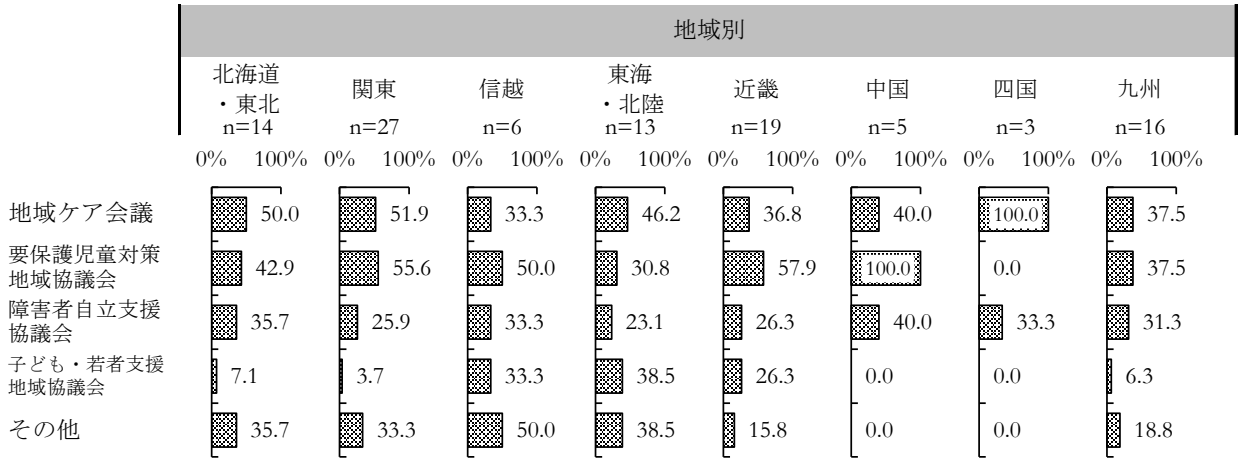

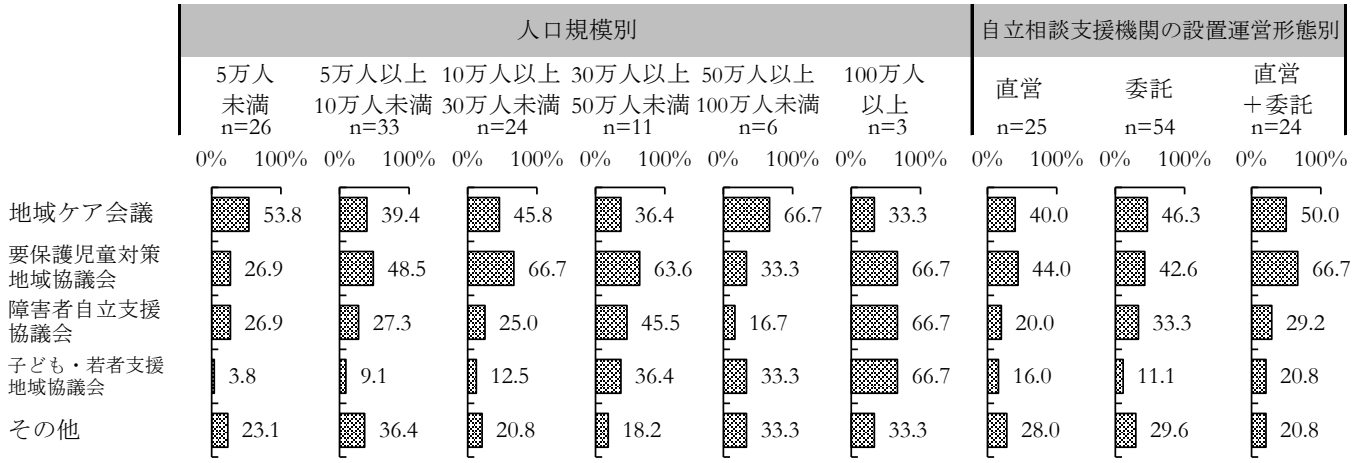

図表44 連携している会議体の具体的な内容

自殺対策
　自殺・認知症対策会議、自殺対策推進協議会、自殺対策関係機関ネットワーク会議、
　地域連携会議（自殺対策）、こころといのちのネットワーク会議、自殺対策委員会

相談支援
　市の自立相談部会、相談支援包括化推進会議、●●あんしんセーフティネット事業担当者会議、
　相談事案調整会議、市で設置している多重債務庁内連携会議、市女性の相談ネットワーク会議

子ども、若者支援
　行政機関進行管理会議(児童虐待関連)、主任児童委員部会会議、
　子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会（市社協独自）、家庭児童相談支援協議会、
　子ども若者ネットワーク会議

地域福祉
　コミュニティケア会議、社協リボン計画委員会、区地域福祉計画策定会議、
　地域貢献委員会（民間社会福祉施設連絡会）

就労支援
　生活保護受給者等就労自立促進事業協議会、生活保護受給者等就労自立促進事業協議会、ハローワーク

引きこもり支援
　引きこもり支援連絡会議、引きこもり対策協議会

担当部署
　保健・医療・福祉担当者連絡会、庁内連携会議

虐待対策
　高齢者・障害者等虐待防止連絡協議会

居住支援
　居住支援協議会

健康支援
　アルコール健康障害対策地域連携会議

住居支援
　災害公営住宅サポート担当者会議

自立支援
　生活困窮者自立支援推進協議会

生活支援
　生活支援体制整備の協議体との連携

生活保護
　生活保護係会議

3．平成 29 年度における支援調整会議構成員等に対する守秘義務・情報共有の状況

(1) 平成 29 年度における支援調整会議の設置運営のための守秘義務規定制定状況

○ 支援調整会議の設置運営にかかる守秘義務規定について、「規定は定めていない」が 56.3%で最も多く、次いで「規定を定め、文書で示している」が 28.4%、「規定を定め、口頭で説明している」が 8.0%となっている。

○ 地域や人口規模、自立相談支援機関の設置運営形態別にみて、大きな違いはみられない。

○ 守秘義務規定についての「その他」の具体的な内容は、組織・機関で規定がある、規定は定めていないが、文書や口頭などで提示、説明、契約上の仕様などとなっている。

○ さらに、守秘義務を制定している場合に当該規定が適用される範囲を聞いたところ、「該当する支援調整会議に出席した構成員に限定」が 35.1%で最も多く、次いで「会議構成員すべて」が 31.8%、「構成員の所属機関全体すべて」が 28.4%となっている。地域や人口規模、自立相談支援機関の設置運営形態別にみても、特徴的な差異は見受けられない。

○ 守秘義務を制定している場合に当該規定が適用される範囲の「その他」の具体的な内容は、構成員及び会議の出席者、支援調整会議参加の委員及び関係機関等以外の機関の者、当該会議に係る業務に従事している者すべてなどがあがっている。

図表45　支援調整会議の設置運営のための守秘義務規定制定状況（平成 29 年度、SA）

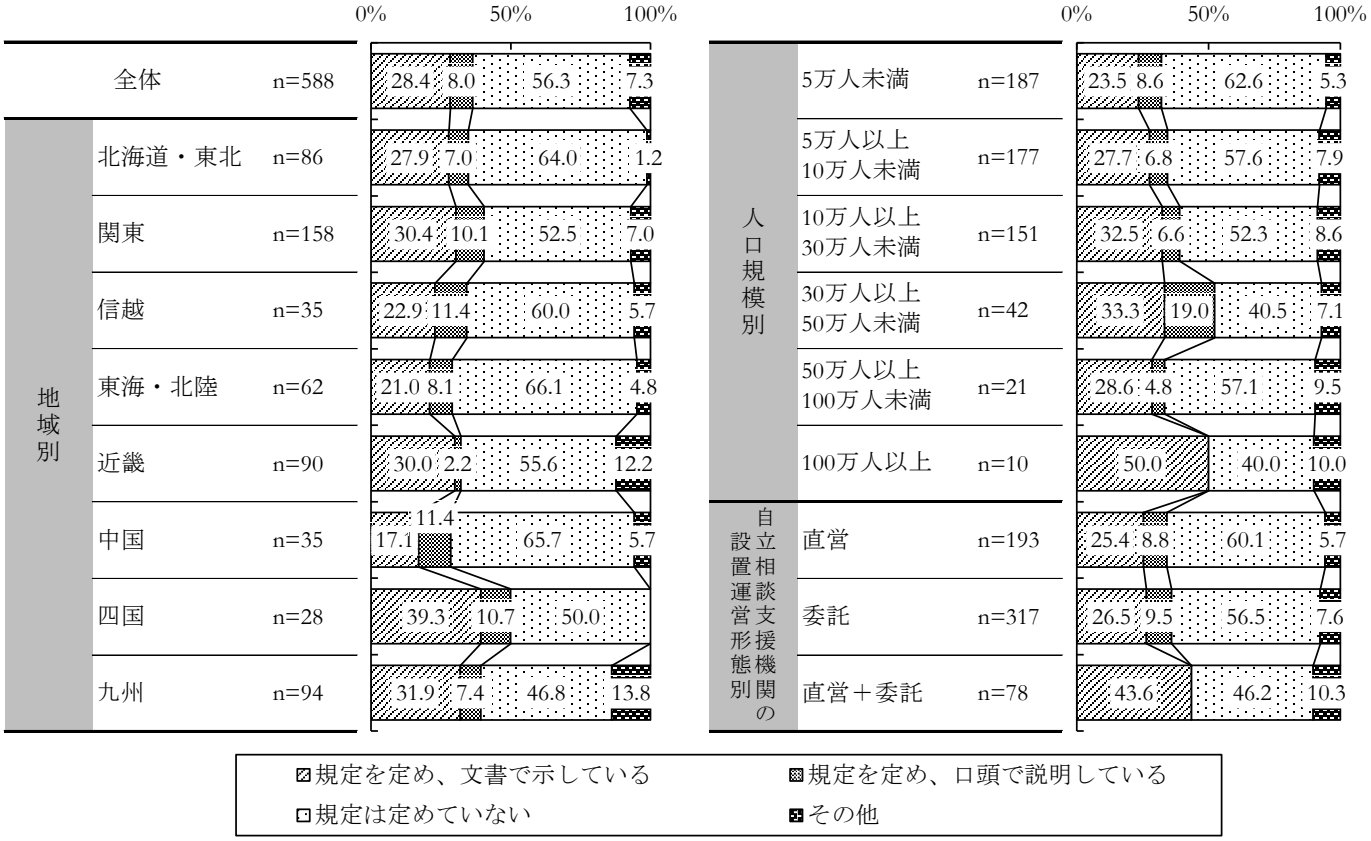

（守秘義務規定についてのその他の具体的内容）

組織・機関で規定がある(15 件)、規定は定めていないが、文書や口頭などで提示、説明している(9 件)、契約上の仕様 (6 件)、誓約書など提出(3 件)など

図表46 支援調整会議の設置運営のための守秘義務規定有の場合の規定適用範囲（平成 29 年度、SA）

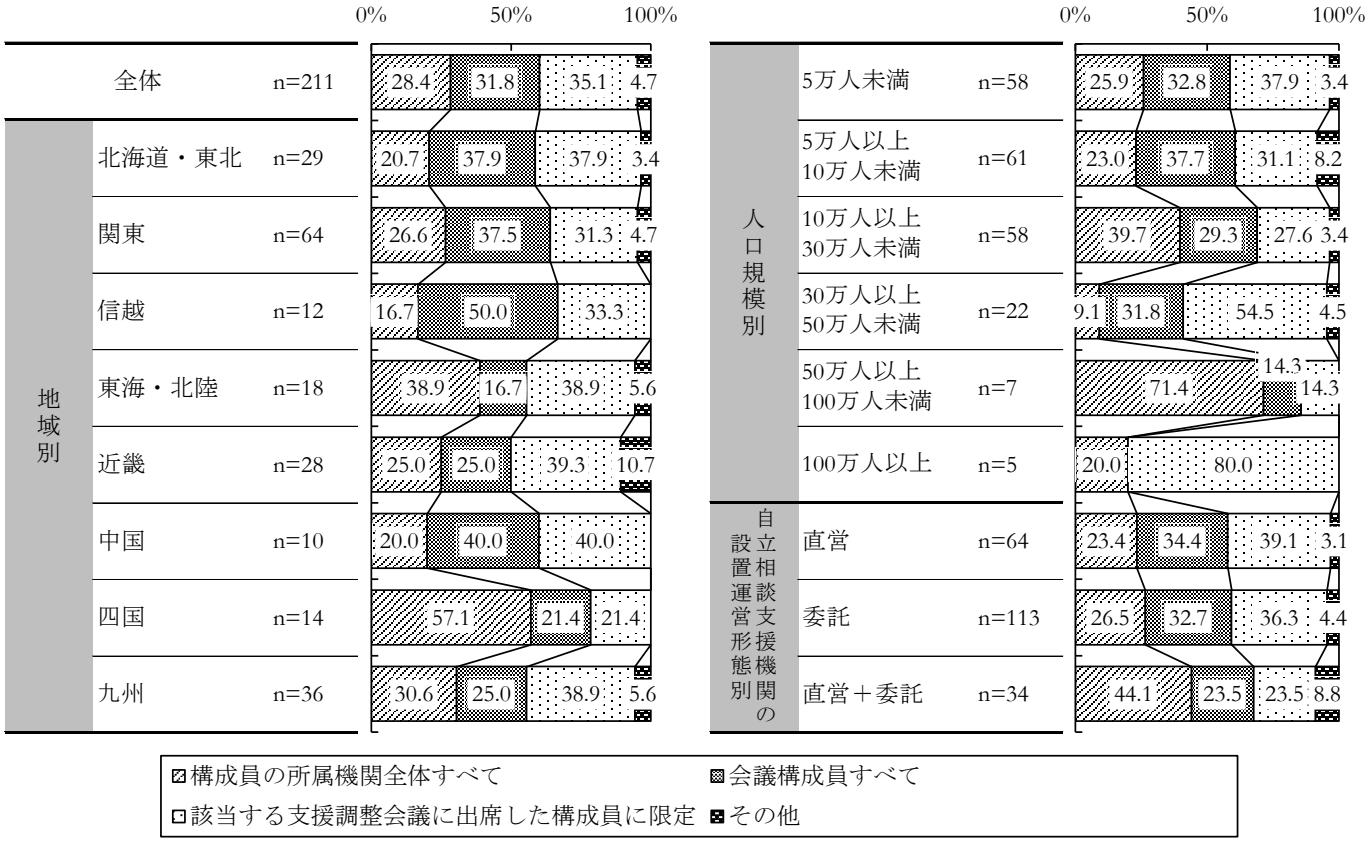

（守秘義務制定時における適用範囲のその他の具体的内容）

構成員及び会議の出席者(4 件)、支援調整会議参加の委員及び関係機関等以外の機関の者（個人情報その他会議上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とする）(1 件)、自立相談支援事業要綱及び事業者との委託契約における仕様書において、利用者の個人情報保護の取扱いを規定している。生活困窮者自立支援事業実施機関及び就労準備支援事業実施機関に限定(1 件)、生活困窮者自立支援事業実施機関及び就労準備支援事業実施機関に限定(1 件)、当該会議に係る業務に従事している者すべて(1 件)など

(2) 平成 29 年度における支援調整会議でのケース情報に関する資料作成・提示方法

○ 支援対象者の個人情報を保護するための支援調整会議におけるケース情報に関する資料作成・提示方法は、「ケース情報に関する記載のある会議資料を会議終了時に回収」が 49.7%、次いで「その他」36.8%、「個人情報の黒塗り・削除等」が 21.6%であった。

○ 「その他」の具体的な方法としては、資料の保管については各自や組織それぞれに任せている、本人の同意を得ていたり関係者しか参加しないため個人情報を伏せる必要がない、組織や機関で個人情報に関する規定があるなどとなっている。また、特に何もしていないという意見もみられる。

図表47　支援調整会議でのケース情報に関する資料作成・提示方法の割合（平成 29 年度、MA）

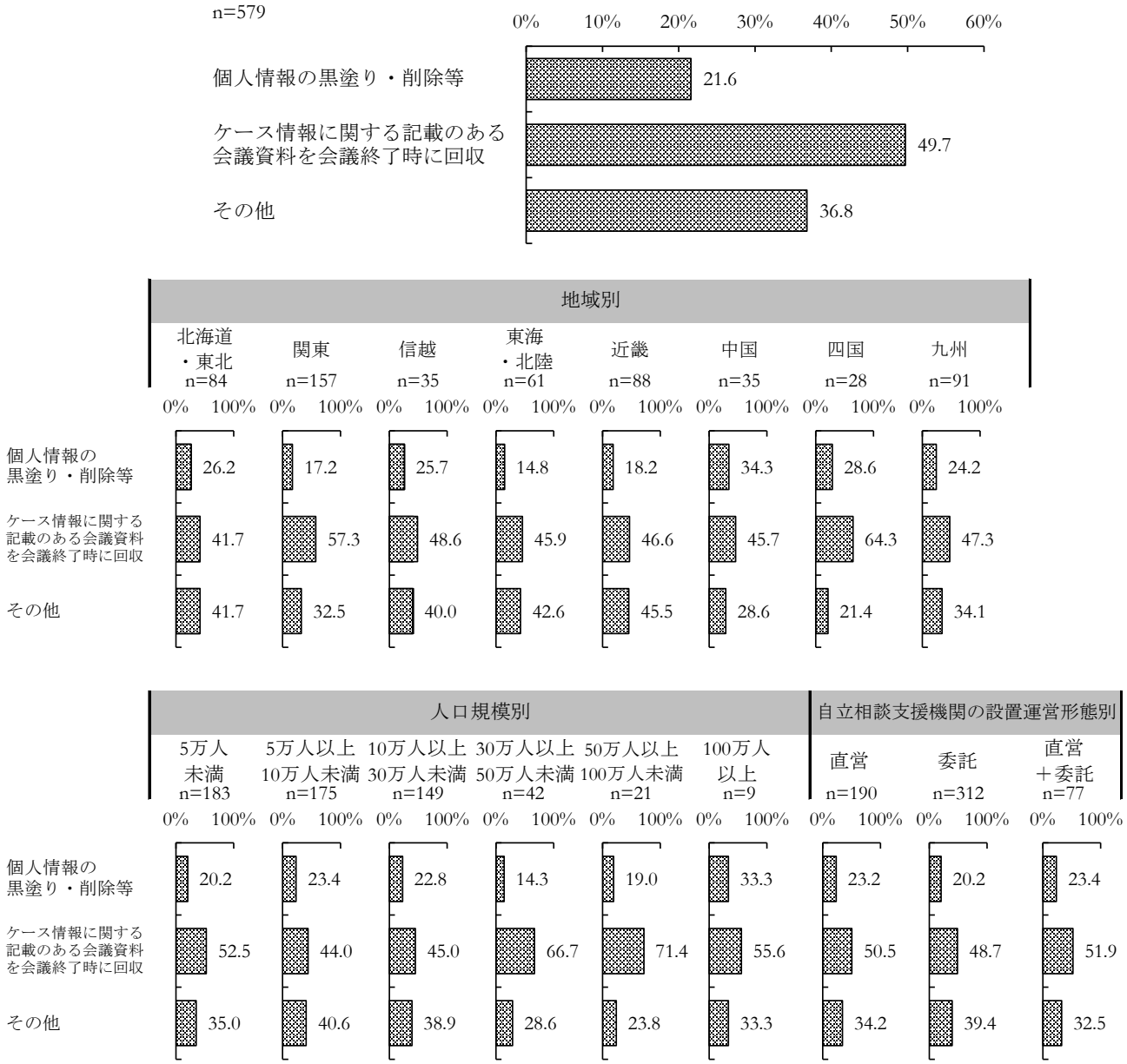

（その他の具体的内容）

特に何もしていない(44 件)、資料の保管については各自や組織それぞれに任せている(30 件)、本人の同意を得ていたり関係者しか参加しないため個人情報を伏せる必要がない(27 件)、組織や機関で個人情報に関する規定がある(23 件)、資料の取扱いについては口頭で注意や周知をしている(14 件)、個人情報を伏せる、個人情報を載せない(13 件)、配布資料やその他書類に注意書きがある(7 件)など

(3) 平成 29 年度における支援調整会議等の関係者間での情報共有が円滑に進まないケース

○ 支援調整会議等の関係者間で、情報共有が円滑に進まないケースについて、「有」が 14.6%、「無」が 85.4%であった。

○ 地域別にみると、近畿で「有」が 27.5%と最も多く、中国と信越では 9 割以上が「無」と回答している。

○ 人口規模別にみると、100 万人以上の都市で、「有」が 40.0%と多くなっている。

○ 自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、直営、委託の差はほとんどないが、直営＋委託で実施している自治体では、「有」が 26.9%で多い。

○ 情報共有が円滑に進まないことがある場合、その理由を聞いたところ、「アウトリーチ等により構成員は支援の必要性を認識しているが、本人が支援の必要性を認識していない」が 46.5%で最も多く、次いで「個々のケースについて十分な検討を行う時間や余裕がない」が 33.7%、「本人が情報共有に同意しないあるいは消極的である」が 30.2%となっている。

○ また、情報共有が円滑に進みにくい構成員について聞いたところ、生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施団体である「就労準備支援事業実施機関」及び「一時生活支援事業実施機関」、「家計相談支援事業実施機関」を挙げた自治体が 1 割以上であるほか、行政以外の機関・者等の「社会福祉協議会」が 13.2%、行政（本庁、出先機関等）関係の「租税」担当部署が 11.8%と多くなっている。

○ ここで、任意事業実施団体との情報共有が進まないと回答した自治体における生活困窮者自立相談支援事業の実施状況の詳細を確認した。任意事業を 1 つ以上実施している自治体 21 団体が回答しており、自立相談支援機関の設置運営形態として、「直営」が 5 団体（23.8%）、「委託」が 11 団体（52.4%）、「直営＋委託」が 5 団体（23.8%）であり、委託事業者が含まれている場合に特に情報共有が困難である様子がうかがえる。

○ さらに、自立相談支援機関の設置団体と任意事業の実施団体が同一団体であるかどうかを、厚生労働省ホームページで公開されている生活困窮者自立支援制度事業別委託先一覧（平成 29 年 7 月時点）で確認したところ、上記の 21 団体のうち、17 団体（81.0%）は複数の団体が自立相談支援事業に携わっており、4 団体（19.0%）はすべて同一団体で実施していることがわかった。複数団体が自立相談支援事業に携わっている場合に情報共有が困難であることはもちろんのこと、同じ団体・組織であっても必ずしも情報共有が円滑に進むとは限らないことがわかる。

○ 情報共有が円滑に進まないケースにおいて本人が抱える課題の特徴をみると、「引きこもり・不登校」が 54.9%、「家族間の課題」が 50.0%で 5 割を超えており、次いで「障害」が 43.9%で続く。

○ 支援調整会議における情報共有や運営上の課題として多く上がっていた意見は、支援調整会議に参加する構成員の日程調整や会場調整が難しい、1 人に充てられる時間が少ないので検討する時間が少なくなっている、自治体内における福祉部門以外との連携不足、時間が限られているため報告のみで会議が終わってしまう、支援対象者が多くなるにつれて会議が長時間になってしまうなどがあがっている。

図表48　支援調整会議等の関係者間での情報共有が円滑に進まないケースの有無（平成 29 年度、SA）

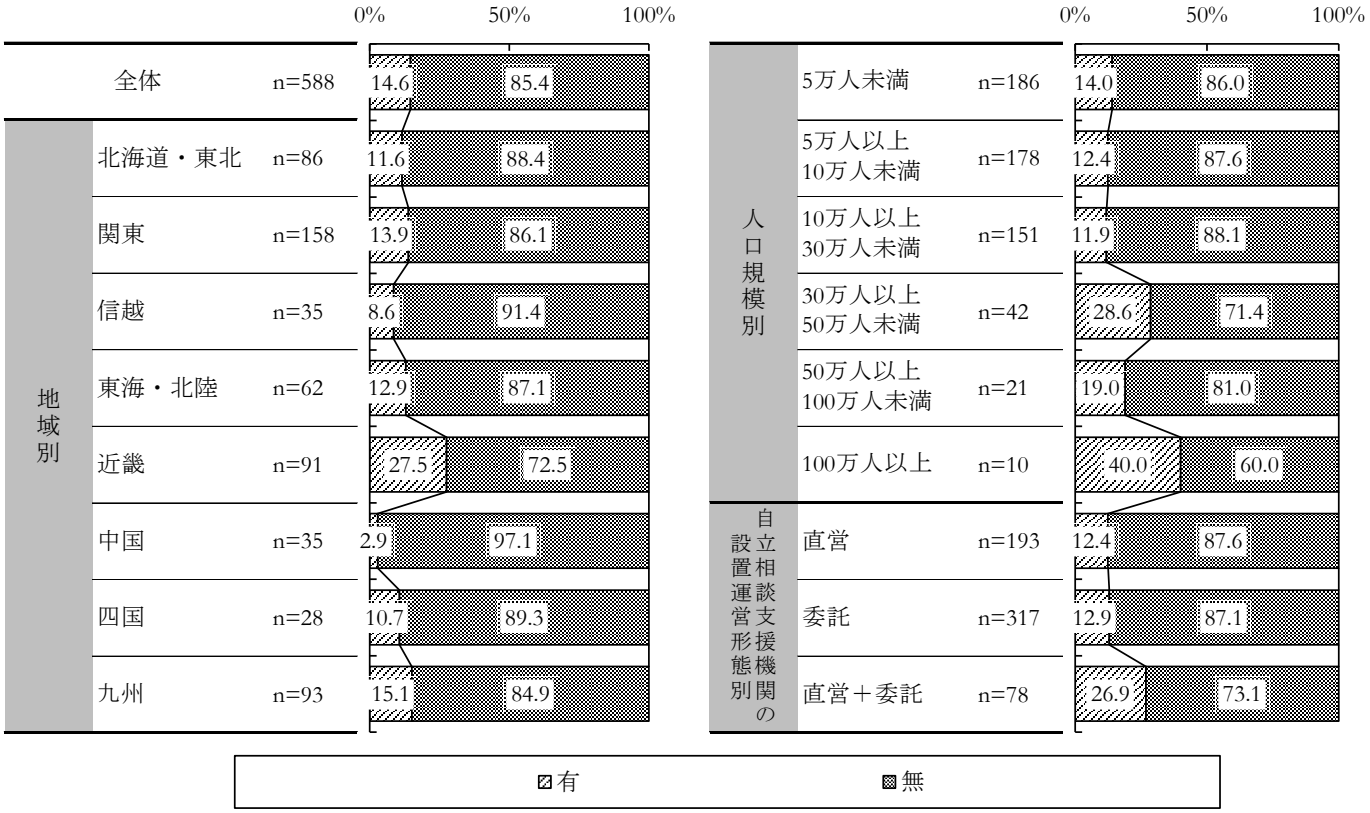

図表49　情報共有が円滑に進まない理由の割合（平成 29 年度、MA）

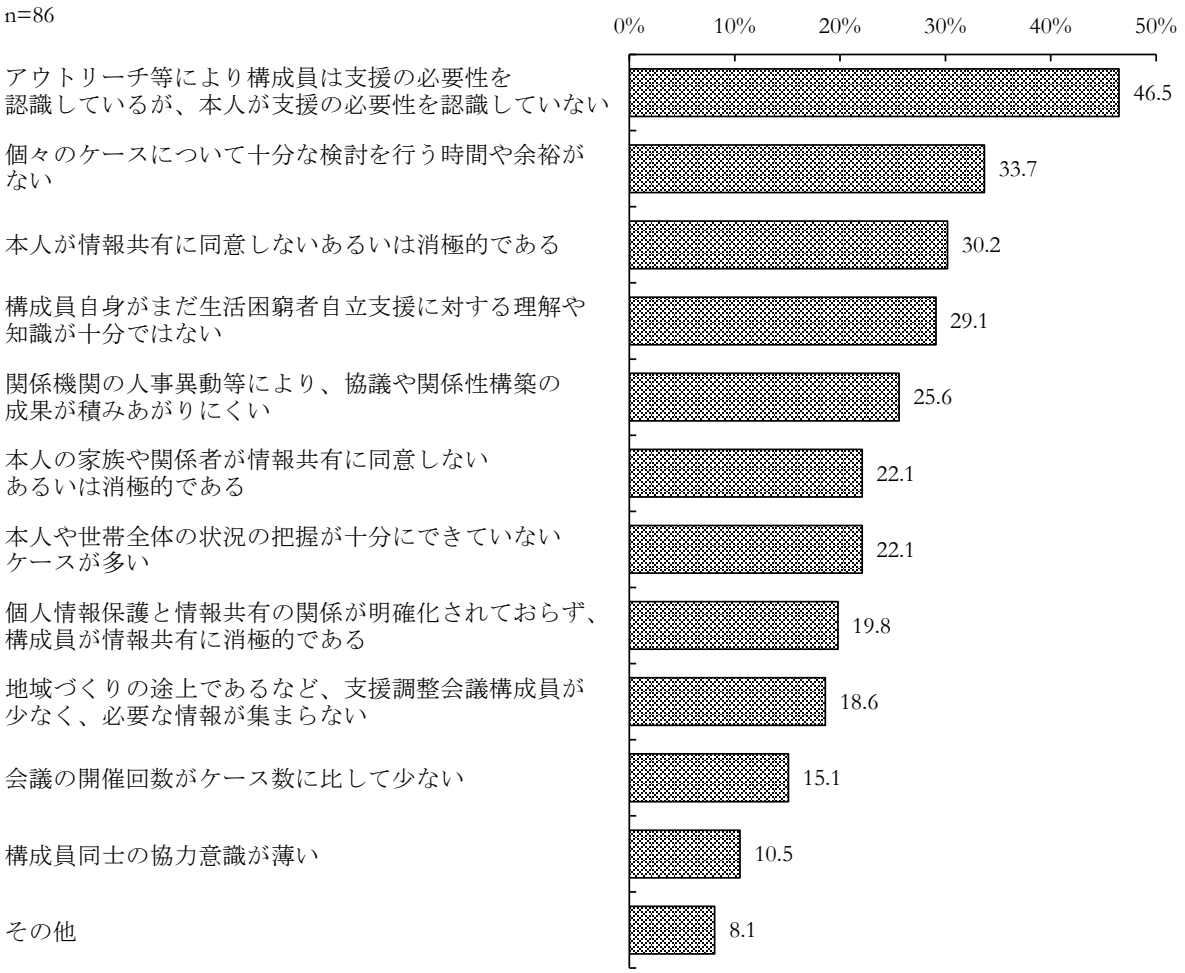

（情報共有が円滑に進まないケースのその他の具体的内容）

- 高齢者、障がい者、児童等の福祉分野や子ども・若者、学校等の教育分野をはじめ、各分野で個別会議が開催されており、改めて各関係者を招集することが相手方に負担を与えるとともに、開催する側としても日程調整だけに非常な負担がかかる。また、教育分野では法律に守秘義務規定がないことや教育委員会がリスク回避を優先することを理由に情報共有に拒否的である
- 市役所職員の理解不足、他課への関心・連携する必要性についての欠如
- 福祉部以外の行政部署は困窮者支援に関する意識が低い。支援調整会議構成委員ですらない
- 生活保護法のような調査権（29 条）がないため確認できない
- 庁内各課、個人情報保護の規定と認識が徹底しており、生活保護と生活困窮者自立支援であっても、所属の課が異なると、利用者に同意の署名をいただいた場合にしか情報共有ができない

など

図表50　情報共有が円滑に進まない構成員の割合（平成 29 年度、MA）

n=68

		0%　100%
生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関	就労準備支援事業実施機関	10.3
	一時生活支援事業実施機関	10.3
	家計相談支援事業実施機関	10.3
	学習支援事業実施機関	5.9
	認定就労訓練事業実施機関	1.5
	その他自治体独自事業実施機関	1.5
行政（本庁、出先機関等）関係	地域福祉	1.5
	福祉事務所	8.8
	高齢者福祉	5.9
	障害者福祉	5.9
	児童福祉	7.4
	医療・保健	4.4
	年金・保険	1.5
	商工・労働	5.9
	租税	11.8
	教育委員会	7.4
	地域包括支援センター	7.4
	障害者就労・生活支援センター	0.0
	児童相談所・児童家庭支援センター	5.9
	地域子育て支援センター	0.0
	公立保育所	0.0
	公立幼稚園	0.0
	公立小学校	0.0
	公立中学校	0.0
	公立高等学校	0.0
	その他公立学校・大学等	0.0
	保健所・保健センター	4.4
	婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	0.0
	ハローワーク・マザーズハローワーク	8.8

		0%　100%
行政（本庁、出先機関等）関係	地域若者サポートステーション	1.5
	職業訓練機関	0.0
	消費生活センター	0.0
	警察	2.9
	その他	7.4
行政以外の機関・者等	社会福祉協議会	13.2
	社会福祉協議会以外の社会福祉法人	1.5
	法テラス・弁護士（会）・司法書士会	1.5
	消費者保護団体	1.5
	医師会・歯科医師会・薬剤師会	0.0
	医療機関	5.9
	更生保護施設等自立支援機関	0.0
	保育所（公立以外）	0.0
	幼稚園（公立以外）	0.0
	小学校（公立以外）	0.0
	中学校（公立以外）	0.0
	高等学校（公立以外）	0.0
	その他の学校・大学等（公立以外）	0.0
	民生委員・児童委員	5.9
	NPO法人・ボランティア団体	1.5
	商店街・商工会等経済団体	0.0
	消費生活協同組合	0.0
	生活協同組合	0.0
	農業者、農業団体	0.0
	民間企業	2.9
	町内会・自治会、福祉委員	4.4
	その他の地域住民（個人）	1.5
	その他	4.4

図表51　任意事業実施団体との情報共有が進まないと回答した自治体における自立相談支援機関の設置運営形態（平成 29 年度、SA）

n=21

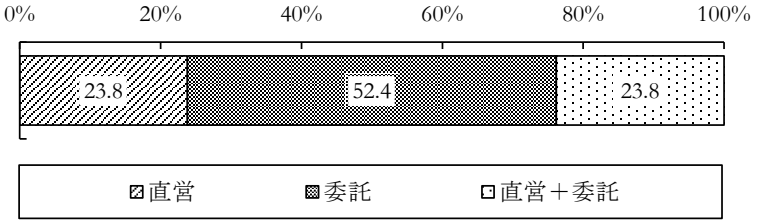

図表52　情報共有が円滑に進まないケースにおける本人が抱える課題の特徴の割合（平成 29 年度、MA）

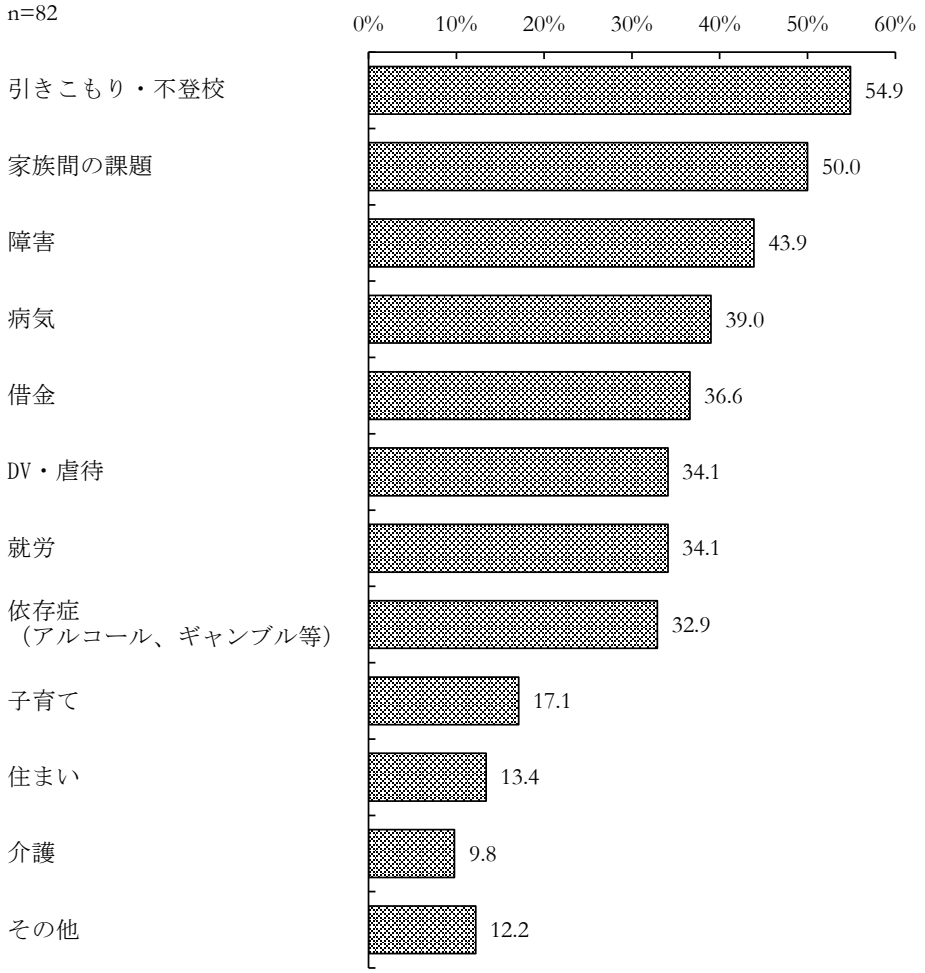

（情報共有が円滑に進まないケースにおける本人が抱える課題のその他の具体的内容）

家計や滞納など金銭に関する問題(4 件)、本人に支援が必要であることや病気の意識がない(3 件)、対象者について把握しきれない(3 件)、ハローワークに困難者支援の窓口が無いため就労が非常に難しい(1 件)など

(4) 平成 29 年度における本人同意が得られない場合の支援の実施状況

○ 本人同意が得られないケースの有無については、「有」が 48.5%、「無」が 51.5%となっている。

○ 地域別にみると「四国」で、また人口規模別にみると 30 万人以上の都市で、「有」が 6 割を超える。

○ 本人同意が得られないケースの支援対象者として多い属性を第 1 位から第 3 位まで聞いたところ、第 1 位から第 3 位のいずれかであげられた数が多かったのは、「50 歳代男性」と「40 歳代男性」でいずれも 5 割を超える。また、いずれの年代も、女性よりも男性のほうが多くなっている。第 1 位、第 2 位、第 3 位の別にみても、上記の傾向と大きく変わらない結果となっている。

○ 本人同意が得られないケースの支援対象者が抱える課題についても第 1 位から第 3 位まで聞いたところ、第 1 位から第 3 位のいずれかであげられた数が多かったのは「引きこもり・不登校」で 5 割を超える。第 1 位、第 2 位、第 3 位の別にみると、「引きこもり・不登校」は第 1 位とする割合が 31.8%で、他の課題より特に多くあげられている。

図表53　本人同意が得られないケースの有無（平成 29 年度、SA）

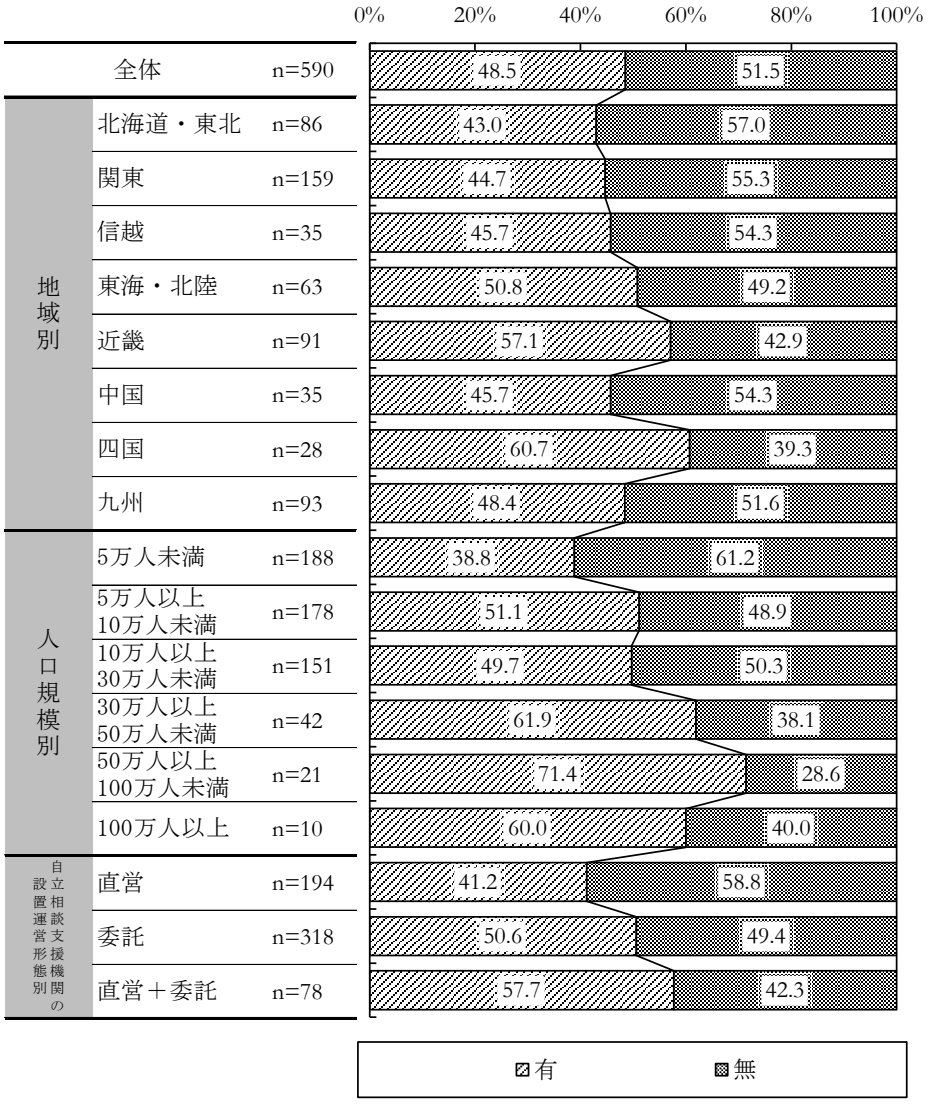

図表54　本人同意が得られないケースの支援対象者の属性の割合（平成 29 年度、MA）

＜第1位～第3位のいずれかで選ばれている属性＞

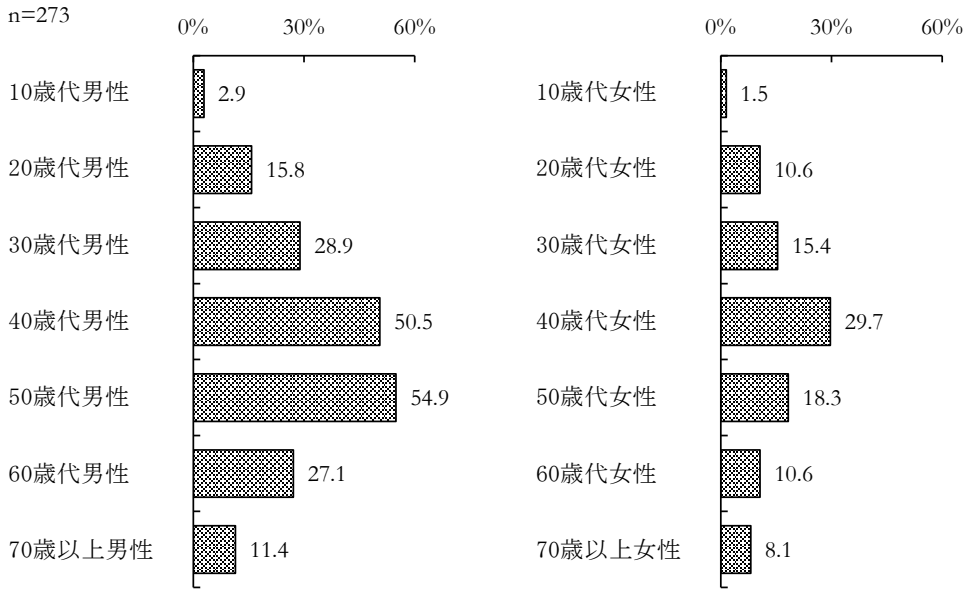

＜属性別の第1位～第3位それぞれの場合＞

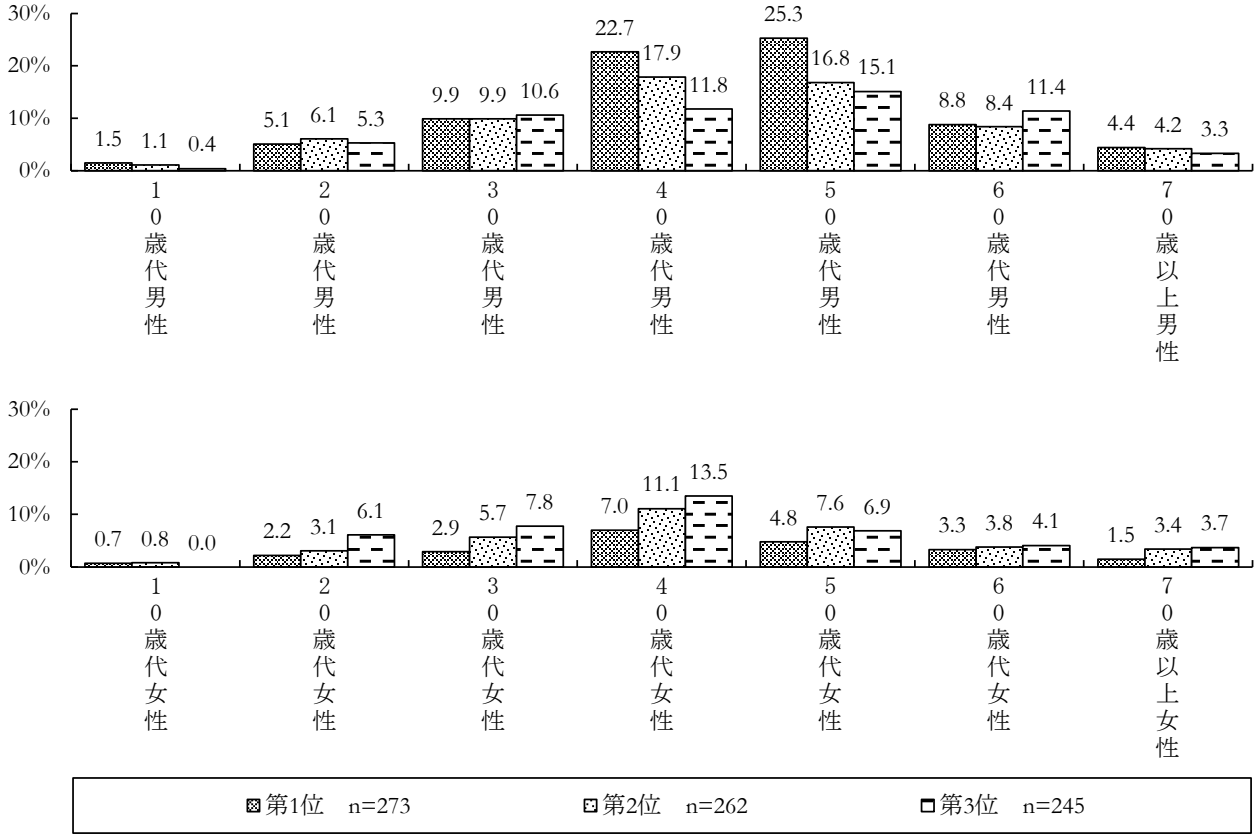

図表55　本人同意が得られないケースの支援対象者が抱える課題の割合（平成 29 年度、MA）

＜第1位～第3位のいずれかで選ばれている課題＞

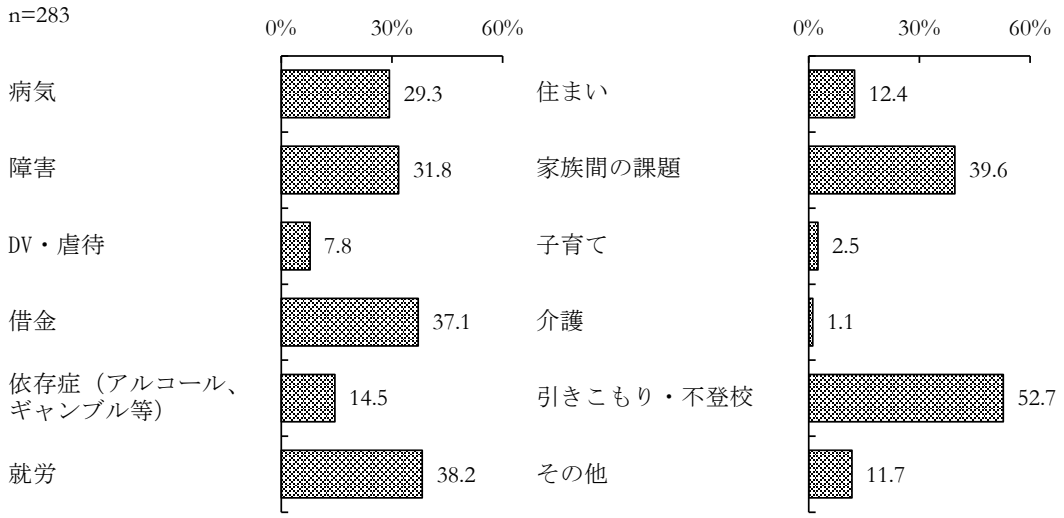

＜課題別の第1位～第3位それぞれの場合＞

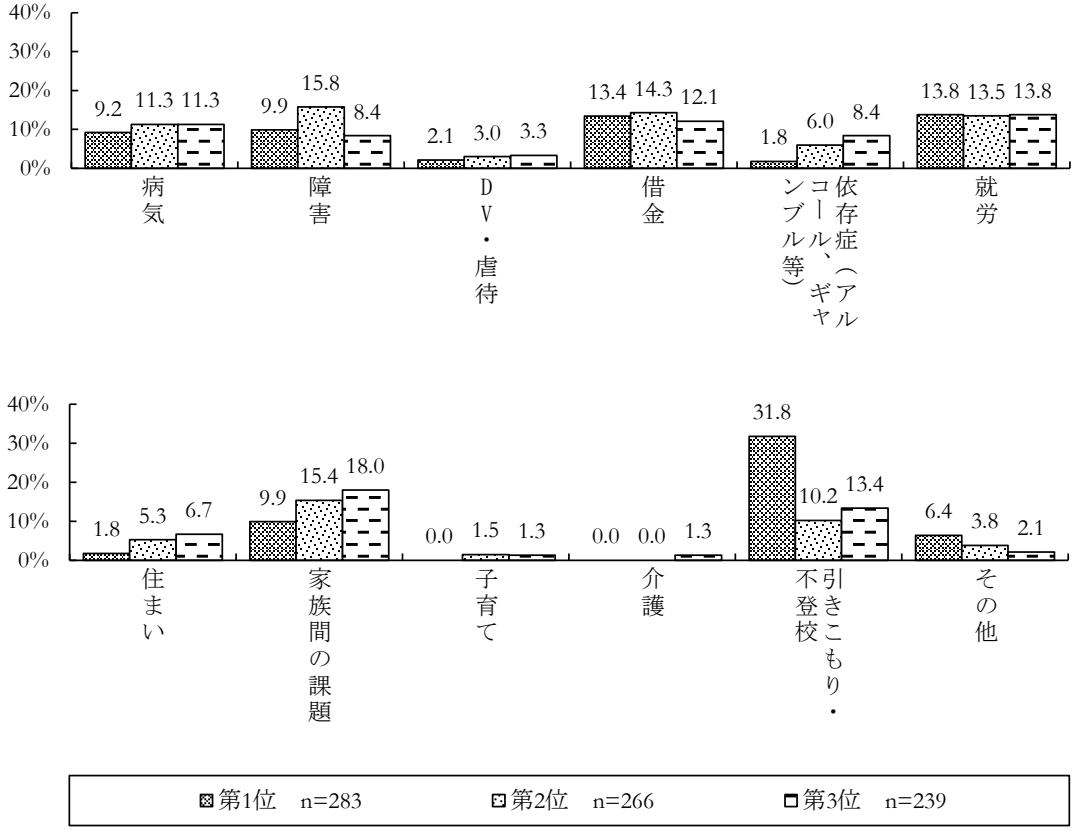

（その他の具体的内容）

支払い滞納、家計管理、収入について、金銭管理ができないなどの金銭的な問題(15 件)、本人の意識の低さや同意が得られないなどの本人の意識の問題(6 件)、生活困窮に係る課題(3 件)、電話相談や一度の来所のみで把握できない問題(3 件)など

第２節　自立相談支援機関における支援調整会議等の取組事例調査

１．東京都足立区の取組事例

★本事例のポイント★

①「つなぐシート」による本人同意の取得（51 ページ）

✧　足立区では、同意書兼相談受付票である「つなぐシート」を独自に作成している。相談受付時に本人に「つなぐシート」を記入いただき、情報共有に関する丁寧な説明を行った上で本人同意を得ることで、他部署や他機関との連携が円滑に進むよう工夫を行っている。

②個人情報保護条例による罰則付き守秘義務の規定（51 ページ）

✧　足立区の個人情報保護条例では、行政職員に加え、指定管理者や委託先事業者も罰則付きの守秘義務規定を課せられていることから、支援調整会議の参加者となっている委託先事業者についても同規定が適用されるため、支援調整会議における個人情報の共有が可能となっている。

③アウトリーチの仕組みづくり（51 ページ）

✧　ライフライン事業者等との協定締結によりセンターへの通報システムを構築しているほか、出張相談会の開催や夜間・土日相談の実施、リーフレット配布など、支援を必要とする方を早期に発見し、支援につなげるための取組を積極的に行っている。

(1) 足立区の概要

○　東京都足立区は東京 23 区の最北部に位置する人口約 68 万人の都市である。

○　足立区福祉部くらしとしごとの相談センター（以下「センター」という。）が生活困窮者自立支援事業を担当しており、自立相談支援機関は直営+委託の形で設置している。

○　自立相談支援機関の設置数は 1 か所、平成 29 年度の新規相談受付件数は 1,193 件である。

○　また、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく任意事業のうち、就労準備支援事業、学習支援事業などを実施している（家計改善支援事業は自立相談支援事業の中で実施、一時生活支援事業は東京都と特別区が共同実施）。

○　そのほか、独自の任意事業として、ひきこもりの方への支援を行う「セーフティネット事業 [2]」、希死念慮など様々な課題を抱える方への支援として「寄り添い支援事業 [3]」を実施している。

(2) 支援調整会議の概要

①　設置方法

○　支援調整会議は、足立区生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議設置要綱（参考資料 1）に基づいて設置・運営されている。主催者はセンターであり、開催頻度は月 2 回（第 2 金曜日、第 4 金曜日）となっている。1 回あたりの開催時間は 1～2 時間程度、取り扱うケース数は 5～9 件程度である。

○　構成員には行政に担当職員に加え、任意事業（就労準備支援事業）及び自主事業（セーフティネット

---

[2] 社会的・職業的自立を促すことを目的として、無業者や社会とのつながりが希薄になり自宅以外での生活の場が失われた方等に対して、相談、能力開発、職業意識啓発等の支援を行う。

[3] 希死念慮など様々な生活上の課題を抱える区民に対し、パーソナルサポーターが継続的な寄り添い支援を行い、新たな一歩を踏み出す援助を行う。

事業、寄り添い支援事業）の委託先事業者が含まれている。行政関係の構成員は、センター職員（所長、相談支援員、就労支援員）、福祉事務所の相談係長、生活保護指導課、親子支援課（ひとり親支援担当）、保健師（自殺対策所管）である。

② 個人情報の取扱い方法

（情報共有の方法）

○ 足立区では個人情報共有に関する同意書兼相談受付票である「つなぐシート」を独自に作成し、導入している。相談の多くは他部署や他機関との連携が必要なケースであるため、相談受付時に本人に「つなぐシート」を記入いただき、情報共有に関する丁寧な説明を行った上で本人同意を得ることで、その後の支援をスムーズに進めることが可能となる。

○ 支援調整会議では基本的に相談受付時に情報共有に関する本人同意が得られたケースのみを取り扱う。ただし、共有する個人情報は必要最低限に留めるという方針があるため、会議資料は個人情報（氏名）を記載しない形式のフォーマット（参考資料 2）としており、会議進行の際にも相談者が特定されることがないよう留意している。

○ なお、個別のケース会議では氏名も含めた個人情報を共有し、具体的な支援方法に関する検討を行っている。

（構成員への守秘義務のかけ方）

○ 支援調整会議の構成員には足立区の個人情報保護条例により守秘義務が課せられている。構成員は行政職員に加えて任意事業・独自事業の委託先事業者が含まれているが、同条例において行政職員のみではなく、区の事業の指定管理者・委託先事業者に対しても守秘義務が規定されており、情報漏洩をした際には行政職員と同等の罰則が科せられる。

○ 現在は構成員が行政職員と委託先事業者に限られているため、個人情報保護条例により守秘義務が課せられている、ただし今後、行政職員または委託先事業者以外の機関・者が支援調整会議に参加することとなった場合には、個人情報保護の方法を再検討する可能性がある。

(3) 生活困窮者等を早期に支援へつなげるための取組

① ライフライン事業者との連携による通報システムの構築

○ ライフライン事業者（電気、ガス、水道、住宅等）との間で「要支援者の早期発見のための通報に関する協定」（以下「協定」という。）を結び、要支援者と思われる方を発見した場合における相互の連絡体制を確立している。また、協定に参加している事業者との間で年 3 回の連絡会を開催し、生活困窮者などに関する支援施策や情報連携の具体的事例について情報共有や意見交換を実施している。

○ 協定締結事業者は検針や料金徴収等で住居を訪問した際に要支援者の存在に気付いた場合、足立区へ通報する。足立区は通報があった要支援者に対して訪問等による安否確認や相談支援など、必要に応じた支援を行う。また、今後の継続的な支援・見守りを行うことを目的とし、足立区は要支援者の権利を不当に侵すことのない範囲で、事業者に対し要支援者に関する情報を提供する（図表 56）。

○ 通報時に取得した個人情報の守秘義務は協定内で規定されている。なお、協定締結事業者が通報を行う際、生命、身体又は財産の危機等の緊急時を除いては「つなぐシート」記入による本人同意の取得が前提である。本人同意が得られなかった場合、センターへの通報は行わないが、足立区が実施している各種支援事業のリーフレットを配布した上で、協定締結事業者が継続的に見守りを行う。

○ 通報方法等については、協定締結事業者の意見を踏まえた上で協定や通報基準が記載された「要支援者の発見のための通報等ガイドライン」（参考資料 3）を作成し、協定締結事業者の検針担当や支店従業員に配布している。また、上記ガイドライン以外に協定締結事業者が要支援者と接する際のポイント等をまとめた「気づきと会話のポイント」の作成・配布も行っている。

図表56　通報等の流れ

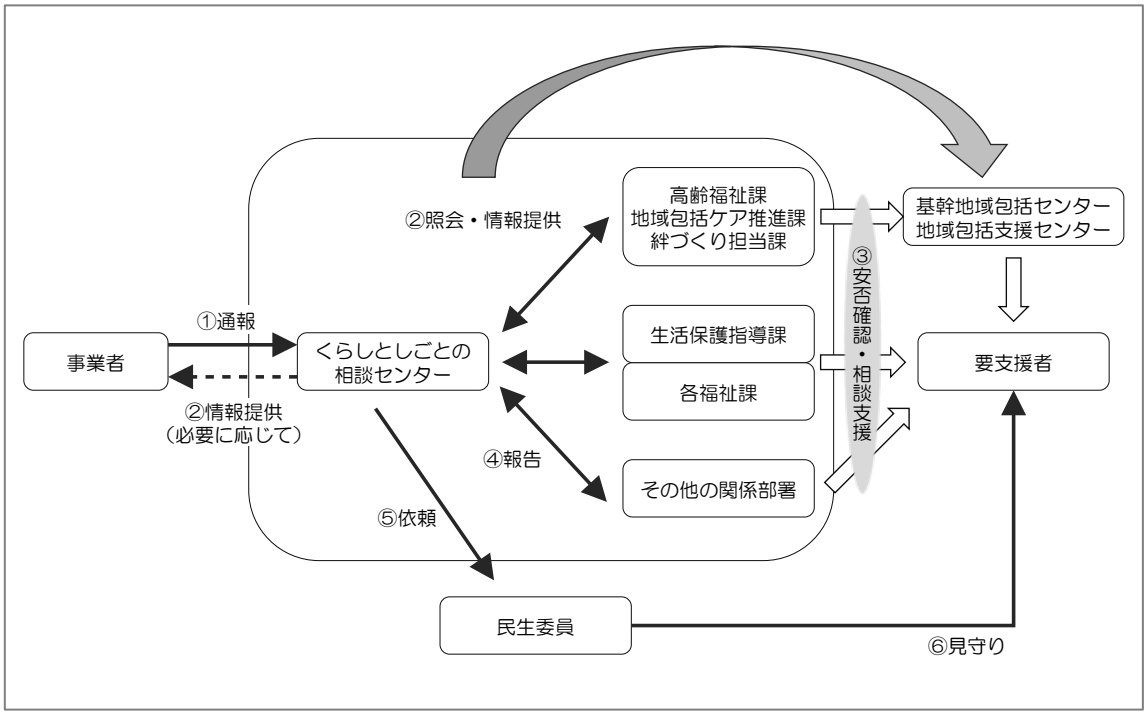

（出典）足立区ヒアリング調査受領資料より作成

②　相談受付の拡大・リーフレットの配布

○　交通の便が悪い場所に居住している方や遠出をするのが難しい方でも相談しやすいよう、常設窓口での相談受付に加え、駅前での相談会や県境地域等での出前相談会を実施している。出前相談会は公共交通機関の少ない地域など、対象地域をピンポイントに絞ったうえで、町内会館等に相談窓口を 2 日間程度設置して相談を受け付けている。

○　また、相談会の開催と並行して、センターの相談窓口についても受付時間を拡大した。従来は平日の日中のみであったが、平成 29 年 1 月より夜間（毎週火・金曜日）・土日相談（毎月第 2 土・第 4 日曜日）を開始した。

○　さらに、自分で相談に来ることが難しい方、相談をためらっている方へのアプローチとして各種支援事業に関するリーフレットのポスティング、ライフライン事業者を通したリーフレット配布なども実施している。

(4) 情報共有における課題

○　通報システムの構築や相談受付の拡大などによる効果もあり、平成 28 年から平成 29 年にかけて相談受付件数が 38%増加した。しかし、支援対象がひきこもりのケースなど、支援に関する本人同意を得ることが困難なこともあるため、本人へのアプローチ方法などには更なる検討の余地があると考えられる。今後もアウトリーチのアプローチを積極的に行っていく方針である。

○　協定締結事業者がセンターに通報する際のリスクを軽減し、安心して情報を提供できるようにするため、支援会議の設置を検討中である。

参考資料１　足立区生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議設置要綱

（設置）
第1条　生活困窮者自立相談支援事業の実施に当たり、本人の状況に応じた支援プランの作成・変更・終結等について関係機関・関係者間で協議・調整を行うことにより支援の適切 性を担保するため、足立区生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（検討事項）
第2条　調整会議は、次に掲げる事項について検討する。
（1）　生活困窮相談者の自立支援のための個々の支援プランの方針に関すること。
（2）　関係機関相互の連携に関すること。
（3）　その他生活困窮者の相談及び支援の実施に関し必要な事項

（委員）
第3条　調整会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
2　会長は、調整会議を招集し、これを主宰する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

（関係者の出席）
第4条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第5条　調整会議の庶務は、くらしとしごとの相談センターにおいて処理する。

（補則）
第6条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。
付　則（25足福自発第747号　平成25年9月27日　区長決定）
この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
付　則（2足福活発第7号　平成26年4月24日　福祉部長決定）
この要綱は、平成26年4月24日から施行する。
付　則（27足福支発第540号　平成27年10月30日　福祉部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
付　則（28足福く発第101号　平成28年4月22日　福祉部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）　委員

	役職	所属
1	会 長	くらしとしごとの相談センター所長
2	副会長	親子支援課長
3	副会長	中部第一福祉課長
4	副会長	こころとからだの健康づくり課長
5	委 員	ひとり親家庭支援担当課長
6	委 員	生活保護指導課適正化推進係長
7	委 員	中部第一福祉課総合相談係長
8	委 員	中部第二福祉課総合相談係長
9	委 員	千住福祉課総合相談係長
10	委 員	東部福祉課総合相談係長
11	委 員	西部福祉課総合相談係長
12	委 員	北部福祉課総合相談係長
13	委 員	こころとからだの健康づくり課こころといのち支援係長
14	事務局	くらしとしごとの相談センター生活相談係長

（出典）足立区ヒアリング調査受領資料

参考資料２　支援調整会議で使用する資料フォーマット

支援調整会議付議事案　　平成　　年　　月　　日（　）　：　～　：

ID		初回相談日		性別		年齢		住所	
職業（歴）									
世帯状況									
経済状況（収入）									
生育歴・生活歴（抜粋）									
課題・主訴									
経過									
支援方針	（本人希望）								
	（担当相談員の方針）								
支援調整会議提出理由									

（出典）足立区ヒアリング調査受領資料

要支援者の発見のための通報等ガイドライン
【事業者用】

◎協定の趣旨

どこにも相談することなく、誰にも気づかれずに自宅で亡くなり数ヵ月後に遺体で発見されるなどという痛ましい事件や事故などが後を絶ちません。

こうした痛ましい事件・事故を未然に防ぐため、電力、ガス、水道、住宅事業者、郵便局・金融機関等にご協力いただき、「窓口業務及び、検針、料金滞納による供給停止等の業務活動時における利用者等の異変、及び長期不在に関わる安否等の情報提供をいただく」などの協定を締結しました。

◎協定の内容（概要）

各事業者は、業務活動中に次の対応を業務に支障のない範囲で行うものとします。

(1) 利用者等により生活に困窮している旨の相談を受けた場合や、生活に困窮していると思われる場合は、区による福祉サービス等の提供に関する案内を渡し、区へ相談に行くように促すとともに、本人同意が得られた場は、区に通報する。

(2) 訪問等により当該居住者または住居の異変を察知したときには、利用者等の承諾を得ることができない場合であっても緊急性があると認められるときは区に通報する。

(3) 事業者は、区に通報を行った場合、又は、行わなかった場合においても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(4) 本事業の協力に当たって知り得た個人情報その他の情報を第三者に開示し、漏洩してはならない。

（発見・通報の基準）

異常が疑われる状況

外観から見た異変

◆ 配達物がたまっている。
◆ 何日も同じ洗濯物が出たままになっている。
◆ メーターの使用量が急激に下がっている。
◆ 家の中から異臭がする。
◆ 家の中から異常な声・音が聞こえる。
◆ 家の中から子どもの異常な泣き声がする。
◆ 昼間でも電気がついたままになっている。
◆ 家の中や庭がゴミであふれている。

利用者の姿から見た異変

◆ 倒れていたり、座り込んだまま、呼びかけにも応じない。
◆ 極端に痩せていたり、顔色が悪い。
◆ 同じ話を何回もするなど、コミュニケ―ションがとれない。
◆ つじつまの合わない話をする。
◆ 本人から異臭がする。
◆ 子どもが長時間ひとりで外にいる。

人命など緊急を要すると判断される場合は、警察又は消防に通報してください。

通報先
足立区福祉部くらしとしごとの相談センター

月曜日・水曜日・木曜日　午前９時～午後５時
火曜日・金曜日　午前９時～午後７時
第２土曜日・第４日曜日　午前９時～午後５時
（上記以外の土曜日及び日曜日・祝日・年末年始を除く）

（出典）足立区ヒアリング調査受領資料

２．滋賀県野洲市の取組事例

★本事例のポイント★

①「野洲市くらし支えあい条例」の制定（60 ページ）

✧ 野洲市では消費者の安全確保や生活困窮者等の支援に関する取組推進を目的として「野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年 10 月 1 日施行）」を制定している。第 23 条では「市は、その組織及び機能のすべてを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。」とされており、支援調整会議の設置については第 25 条に記載されている。

②「相談受付票」による本人同意の取得（61 ページ）

✧ 野洲市では相談受付時に記入する相談受付票により、情報共有に関する本人同意を取得する。

✧ 支援調整会議では「氏名・家族構成・債務額・養育歴」等の非常にセンシティブな個人情報を含めて共有している。個人情報は一覧表にして紙媒体で配布するが、会議終了時に回収している。

③地域における見守り活動の推進（61 ページ）

✧ 事業者及び自治組織や地域の団体等と協定を締結し、平成 28 年 12 月に見守りネットワークを構築した。同ネットワークは地域における見守り活動の推進を目的としており、協定締結事業者がその事業の中で市民の異変を発見した際には野洲市へ通報する仕組みとなっている。

(1) 野洲市の概要

○ 滋賀県野洲市は滋賀県南部に位置する人口約 5 万人の都市である。

○ 野洲市市民生活相談課が生活困窮者自立支援事業を担当しており、自立相談支援機関は直営で設置している。

○ 自立相談支援機関の設置数は 1 か所、平成 29 年度の新規相談受付件数は 222 件である。

○ また、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく任意事業のうち、家計改善支援事業、学習支援事業を実施している。

(2) 支援調整会議の概要

① 設置・運営方法

○ 野洲市では消費者の安全確保や生活困窮者等の支援に関する取組推進を目的として「野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年 10 月 1 日施行）」を制定している。第 23 条では「市は、その組織及び機能のすべてを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。」とされており、支援調整会議の設置については第 25 条に記載されている。なお、支援調整会議の運営方法等は「野洲市支援調整会議要綱」（参考資料 1）にて別途定められている。

○ 開催頻度は月 1 回で、1 回あたりの平均的な取扱いケース数は 20 件前後である。

○ 基本的な構成員は、図表 57 の通りである。また、貧困問題に精通する弁護士・司法書士で構成される NPO 法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会を構成員としており、同団体から毎回 1 名が参加している。

○ 市民生活相談課長が必要と認めた機関を随時招聘することが可能であると設置要綱で規定されているため、必要に応じて社会福祉課のケースワーカーや発達支援センター、子育て家庭支援課などの関連部署を招聘する場合がある。

図表57　支援調整会議の構成員

✓　生活困窮者問題に取組む民間団体（NPO 法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会）
✓　草津公共職業安定所
✓　社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
✓　野洲市健康福祉部社会福祉課
✓　野洲市市民部市民生活相談課　※相談員全員が参加
✓　その他総括者が必要と認める機関または団体

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

○　支援調整会議においては個別事例の説明がなされ、支援プランが適切であるかのチェックが行われる。早期の支援開始が重要なことから、個々の支援は支援調整会議の開催前から着手している。個別の事例については関係機関を集め、頻繁にケース会議を行っている。

○　平成 29 年度の新規相談受付 222 件のうち、全件が支援決定となった。なお、再プランを含む支援決定総数は 324 件である。

②　個人情報の取扱い方法

○　個人情報共有に関する同意は相談受付時に相談申込書（参考資料 2）の記入によって取得する。

○　支援調整会議で共有する内容は「氏名・家族構成・債務額・養育歴」等の非常にセンシティブな個人情報である。情報は一覧表にして紙媒体で配布するが、会議終了時に回収している。

○　市役所内の各部署で取り扱っている様々な個人情報（障害情報、納税情報、生活保護情報）を生活困窮者自立支援事業に使用する場合、市役所内で目的外利用に関する手続きを実施する。

○　会議録については市民生活相談課が作成し、構成員に共有している。

(3) 生活困窮者を早期に支援へつなげるための取組

①　見守りネットワークの構築

○　地域における見守り活動を推進するため、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」という。）と協定を締結し、平成 28 年 12 月より見守りネットワーク（おせっかいネット）を構築している（図表 58）。見守りネットワークの構築については「野洲市くらし支えあい条例」の第 27 条に、運用方法等は「野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱」に定められている。

○　協定を締結した事業者等が、その事業の中で市民の異変を発見した場合に電話及び「野洲市見守りネットワーク“気づき”FAX 連絡票」により、野洲市へ通報を行う。通報を受けた野洲市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行う。なお、通報の窓口は基本的に市民生活相談課となっている。

○　見守りの主な対象となる市民は高齢者、障害者や子ども、生活困窮者等である。協定の締結先は金融機関、ライフライン事業者、不動産事業者、携帯電話事業者、各種訪問販売事業者など多岐にわたっており、平成 28 年度は 16 事業者 4 団体、平成 29 年度は 9 事業者 2 団体、平成 30 年度は 2 事業者 3 団体と協定を締結した。

○　見守りネットワークの運用及び推進に関する個人情報の保有、収集、利用及び提供にあたっては野洲市個人情報保護条例の規定に則っている。また、「野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱」においても守秘義務が規定されており、見守りネットワークの活動により知り得た個人情報の漏洩、見守り以外の活動への使用を禁じている。

図表58　野洲市見守りネットワーク連携図

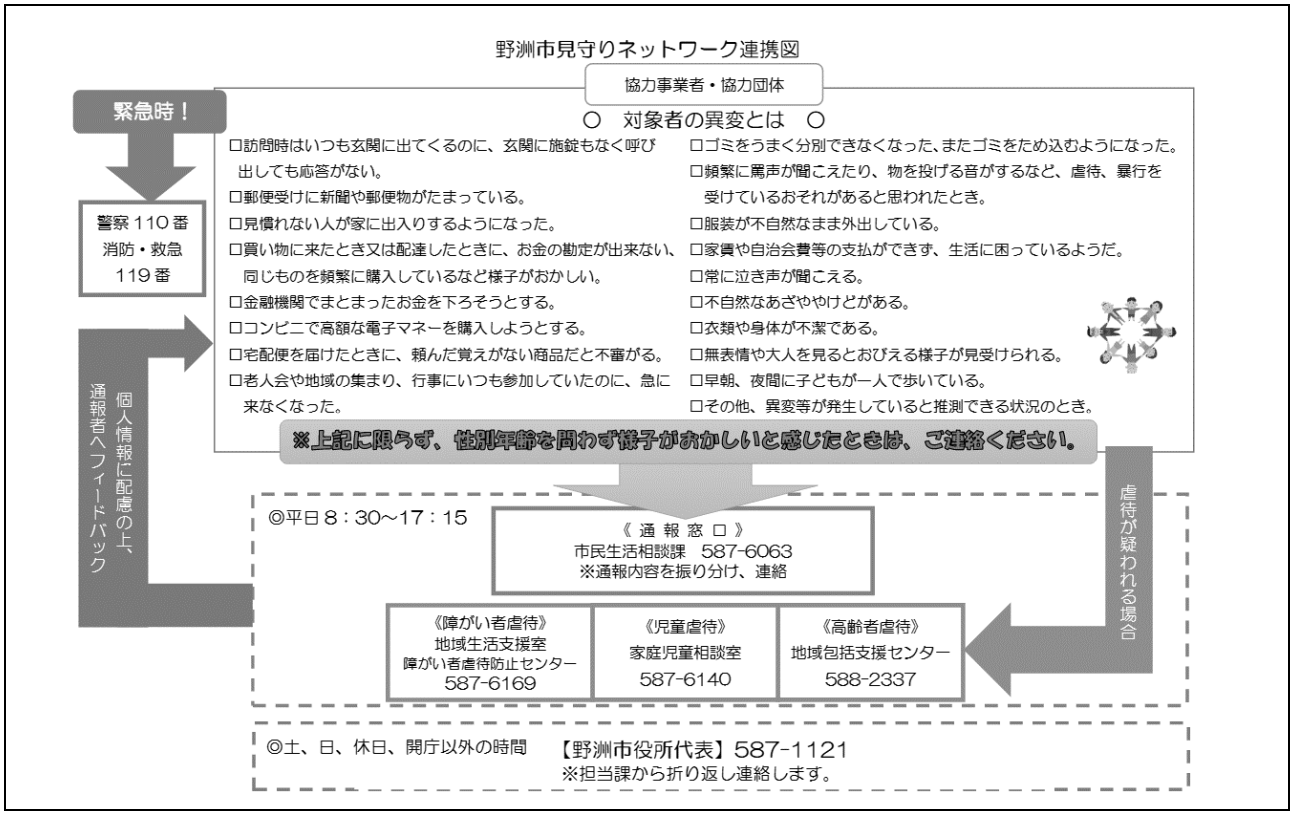

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

(4) 情報共有における課題

○　支援対象者がひきこもりのケースでは、情報共有に関する本人同意取得までに時間がかかることが多く、早期の支援につながりにくい。本人同意がない段階でも外部の関係機関と情報共有できる仕組みを構築することにより、支援が届く範囲の拡大、適切な支援プラン作成につながるのではないか。

○　法改正後、支援会議によって本人同意がない場合の個人情報共有に関する枠組みができれば、情報を提供する側にとってもリスクヘッジになり、情報共有が円滑に進むと考えられる。

(5) 法改正後の対応

○　野洲市では、平成 30 年 1 月より支援会議の運用を開始している。

○　支援会議の設置にあたっては、平成 31 年 12 月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例の第 25 条において支援会議の設置を規定した。改正前の第 25 条は、支援調整会議の設置を規定するものであったが、改正後は、第 1 項にて支援会議の設置を規定し、第 2 項で支援会議の名称を支援調整会議と称する旨が定められている（参考資料 3）。

○　上記のように、野洲市では、既存の支援調整会議に支援会議の機能を付加する形で支援会議を設置し、運用を進めている。

○　また、平成 30 年 12 月 27 日告示にて支援調整会議の要綱を改正し、支援会議を規定した（参考資料 4）。

参考資料１ 野洲市支援調整会議要綱（平成 30 年 12 月 27 日改正前）

〇野洲市支援調整会議要綱

平成 26 年４月１日
告示第 22 号
改正　平成 27 年４月１日告示第 85 号
平成 28 年９月 26 日告示第 182 号
（題名改称）
平成 29 年４月１日告示第 52 号

（趣旨）

第１条　この告示は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。)第 25 条第１項に規定する野洲市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。)の組織及び運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

(1)　野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱（平成 27 年野洲市告示第 82 号）第３条第３号のプラン（以下単に「プラン」という。)の適切性に関する協議

(2)　プランの修正及びプラン終結時の評価

(3)　社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

(4)　前３号に掲げるもののほか、支援調整会議が必要と認める事項

（組織）

第３条　支援調整会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

２　総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

３　総括者に事故があるとき、総括者が欠けたとき、又は総括者が必要があると認めたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

４　構成員は、次に掲げる機関又は団体に属する者とする。

(1)　生活困窮者問題に取り組む民間団体

(2)　草津公共職業安定所

(3)　社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

(4)　野洲市健康福祉部社会福祉課

(5)　野洲市市民部市民生活相談課

(6)　その他総括者が必要と認める機関又は団体

（会議）

第４条　支援調整会議は、原則として毎月１回程度開催する。

２　支援調整会議の会議（以下「会議」という。)は、総括者が招集する。

３　総括者は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成員のみを招集し、開催できるものとする。

４　総括者が必要と認める場合は、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

５　会議及び会議の資料は非公開とする。

（秘密の保持）

第５条　総括者、構成員及び前条第４項により会議に出席した者（以下「構成員等」という。）は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければならない。

（事務局）

第６条　支援調整会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

付　則

この告示は、平成 26 年４月１日から施行する。

付　則（平成 27 年告示第 85 号）

この告示は、平成 27 年４月１日から施行する。

付　則（平成 28 年告示第 182 号）

（施行期日）

１　この告示は、平成 28 年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議設置要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員とみなす。

付　則

この告示は、平成 29 年４月１日から施行する。

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

参考資料２ 野洲市生活困窮者支援事業相談申込書

野洲市生活困窮者支援事業相談申込書

※ID		受付日	平成　　年　　月　　日	受付者	

■基本情報（書ける範囲でご記入ください。）

ふりがな			性別	□男性 □女性 □(　　)
氏名			生年月日	年　月　日（　歳）
住所	〒　　－			
電話	自宅	(　　)　　－	携帯	(　　)　　－
家族	同居者	□有（自分を含んで＿＿人） □無	別居の家族	□有(　　)　□無
	婚姻	□未婚 □既婚 □離別 □死別 □その他(＿＿＿＿)	子ども	□無 □有(＿人 →扶養 □有 □無)
健康状態	□良い　□良くない/通院している　□良くないが通院していない （通院先:＿＿＿＿＿＿＿＿）（服薬・既往歴等:＿＿＿＿＿＿＿＿）			
住居	□持家　□借家　□野宿　□賃貸アパート・マンション　□会社の寮・借り上げ住宅 □その他(＿＿＿＿＿＿＿＿)　※ローン・家賃:＿＿＿＿万円/月			
収入状況	世帯収入(　　円) 本人収入(　　円)		貯金所持金	貯　金(　　円) 所持金(　　円)
借金	□カード(　万円) □消費者金融(　万円) □銀行(　万円) □知人(　万円)			
滞納状況	□電気　□水道　□ガス　□家賃　□電話　※食事: 朝・昼・夜 □住民税(市・県民税)　□固定資産税　□国民健康保険税　□国民年金　□(　　)			
年金	□受給中(　年金　円/2 箇月　年金　円/2 箇月)　□未加入　□不明 □加入中（□厚生・共済年金　□全額納付　□一部納付(3/4・半額・1/4) □全額減免　□納付猶予　□滞納）			
健康保険	□社会保険　□国民健康保険(普通・短期・資格)　□未加入　□不明 ※国民健康保険の場合(□全額納付　□減免(　　)　□分納　□滞納)			
来談者 ＊ご本人以外の場合	氏名		ご本人との関係	□家族(本人との続柄:　　) □その他(　　)
	電話	(　　)　　－		

■ご相談の内容（お困りのこと）

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。

	病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと
	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について		子育てのこと		介護のこと
	ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない
	その他(　　)				

■同意欄

野洲市長　様

私は、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報を収集し、保有し、及び利用すること並びに外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所等）に提供することに同意します。

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　本人署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

-60-

■ご相談したいことや解決したいことなど

■支援メニュー

申込メニュー		利用希望	備考
1	自立相談支援事業	□有□無	
2	住居確保給付金事業	□有□無	
3	家計相談支援事業	□有□無	
4	学習支援事業	□有□無	
5	その他の事業	□有□無	

※スタッフ記入欄

※当初 相談経路	□本人自ら連絡（来所）　□本人自ら連絡（電話・メール） □家族・知人から連絡（来所）　□家族・知人から連絡（電話・メール） □自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた □関係機関・関係者からの紹介（関係機関・関係者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
※チェック 項目	□病気　□けが　□障害（手帳有）　□障害（疑い）　□自死企図 □その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など） □住まい不安定　□ホームレス　□経済的困窮　□（多重・過重）債務 □家計管理の課題　□就職活動困難　□就職定着困難　□生活習慣の乱れ □社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む。）　□家族関係・家族の問題　□不登校 □非行　□中卒・高校中退　□ひとり親　□DV・虐待　□外国籍　□刑余者 □コミュニケーションが苦手　□本人の能力の課題（識字・言語・理解等）　□被災 □その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
※対応結果・方針	□1情報提供や相談対応のみで終了 □2他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ。 （必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする。） （→つなぎ先の制度・専門機関：　　） □3現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む。 □4自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する。 □5スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない/転居等）

就職希望内容

就労状況	□就労・就学している　□転職先を探したい・探している（現在有職） □就労予定　□仕事をしていない（仕事は探していない） □仕事を探したい・探している（現在無職）　□対象外（子ども,高齢者等） （職場・学校名：＿＿＿＿＿＿＿＿）（雇用形態：＿＿＿＿＿＿＿＿）
最終学歴	□中学（高校未入学）　□中学（高校中退）　□高校（大学中退）　□特別支援学校（学級含む） □専門学校　□専修学校・各種学校・職業訓練校　□高等専門学校　□短大　□大学・大学院 □その他（　　）
所持資格・免許	普通自動車免許
希望職種	
希望形態	正社員 ・ パート ・ 派遣 ・ 臨時 ・ 嘱託 ・ その他（　　）
勤務時間	時　分～　時　分（　）時間/日 ・（　）日程度/週　夜勤 ・ 交代 休日：土 ・ 日 ・ 祝　その他（　　）
勤務地	野洲市 ・ 守山市 ・ 近江八幡市 ・ 栗東市 ・ 草津市 ・ その他（　　）
通勤方法	自動車 ・ 電車 ・ バス ・ 自転車 ・ その他（　　）
給料	月額　円 ／ 日給　円 ／ 時給　円
優先順位	職種（　）　時間（　）　勤務地（　）　給料（　）　休日（　）　保険加入（　）

職務経歴（新しい順）

事業所名	仕事内容	勤務期間	離職理由
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	

最終退職日：　年　月　日	働いていた期間（合計）：　年　ヶ月
直近の離職後期間	□6ヵ月未満　□6ヵ月～1年未満　□1年以上～2年未満　□2年以上 □仕事をしたことがない

＜その他＞

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

参考資料３ 野洲市くらし支えあい条例 新旧対照表（平成 31 年 12 月改正）

改正前	改正後
目次・前文 【略】	目次・前文 【略】
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 【略】	第1条～第5条 【略】
第2章 消費生活の安定及び向上並びに消費者安全の確保	第2章 消費生活の安定及び向上並びに消費者安全の確保
第1節 消費生活センターの設置等	第1節 消費生活センターの設置等
第6条～第8条 【略】	第6条～第8条 【略】
第2節 訪問販売に対する取組	第2節 訪問販売に対する取組
第9条～第 17 条 【略】	第9条～第 17 条 【略】
第3節 消費者被害の予防及び解決の促進並びに再発防止を図るための取組	第3節 消費者被害の予防及び解決の促進並びに再発防止を図るための取組
第 18 条～第 22 条 【略】	第 18 条～第 22 条 【略】
第3章 生活困窮者等への支援等	第3章 生活困窮者等への支援等
第 23 条・第 24 条 【略】	第 23 条・第 24 条 【略】
（支援調整会議）	（支援調整会議）
第 25 条 市長は、前条第1項の支援を専門的知見の活用により効果的かつ円滑に行うため、弁護士、司法書士その他市長が適当と認める者により構成される野洲市支援調整会議を設置する。	第 25 条 市長は、前条第1項の支援を専門的知見の活用により効果的かつ円滑に行うとともに、生活困窮者自立支援法第9条第2項に規定する情報の交換及び検討を行うため、同条第1項に規定する支援会議を設置する。
2 前項に規定する会議では、同項の目的を達成するため、生活困窮者等の状況のほか、前条第1項の支援に必要な制度、機関、人材、資金等の充足の状況及び改善に関し、必要な情報を交換するとともに、支援しようとする、又は支援した内容の妥当性又は適正性について協議を行うものとする。	2 前項の支援会議は、野洲市支援調整会議と称する。 3 第1項の支援会議では、同項の目的を達成するため、生活困窮者等の状況のほか、前条第1項の支援に必要な制度、機関、人材、資金等の充足の状況及び改善に関し、必要な情報を交換するとともに、支援しようとする、又は支援した内容の妥当性又は適正性について協議を行うものとする。
第 26 条・第 27 条 【略】	第 26 条・第 27 条 【略】
第4章 雑則	第4章 雑則
第 28 条 【略】	第 28 条 【略】
	付 則
	この条例は、公布の日から施行する。

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

参考資料４ 野洲市支援調整会議要綱（平成 30 年 12 月 27 日改正後）

○野洲市支援調整会議要綱

平成 26 年4月1日
告示第 22 号
改正 平成 27 年4月1日告示第 85 号
改正 平成 28 年9月 26 日告示第 182 号
（題名改称）
改正 平成 29 年4月1日告示第 52 号
改正 平成 30 年 12 月 27 日告示第 197 号

（趣旨）

第1条 この告示は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 25 条第1項の規定に基づき設置する野洲市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の組織及び運営について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

(1) 野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱（平成 27 年野洲市告示第 82 号）第3条第3号のプラン（以下単に「プラン」という。）の適切性に関する協議

(2) プランの修正及びプラン終結時の評価

(3) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

(4) 法第9条第2項に規定する生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換並びに生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討

(5) 前4号に掲げるもののほか、総括者が必要と認める事項

（組織）

第3条 支援調整会議は、総括者、別表に掲げる機関又は団体に属する者及び野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（平成 23 年野洲市告示第 113 号）別表に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

3 総括者は、指定する構成員に対し、総括者の職務（次条第1項の会議の招集及び第6条第2項の会議録の承認を除く。）を代理させることができる。

4 総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 支援調整会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が構成員を選定して招集する。

2 総括者は、構成員に対し、法第9条第3項に規定する生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力（以下「情報の提供等」という。）を求めるために会議を招集するときは、次に掲げる事項を事前に通知しなければならない。

(1) 当該会議は、法第9条第1項の支援会議であること。

(2) 当該会議に出席した構成員は、法第9条第5項の規定による守秘義務を負うこと。

（通知手続の省略）
第5条　前条第2項に規定にかかわらず、総括者は、会議を速やかに招集する必要があると認めるときは、通知の手続を経ることなく会議を開催することができる。
2　総括者は、前項の規定により通知の手続を省略したときは、前条第2項各号に規定する事項を会議に先立って告げなければならない。
（会議録）
第6条　総括者は、構成員間で資料の提供等を行ったときは、会議の終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。
2　第3条第4項の規定により総括者の職務を代理した構成員は、前項の会議録を作成したときは、当該会議録を総括者に提出し、その承認を受けなければならない。
3　第1項の会議録には、議事の概要、開会及び閉会の日時、会議に出席した構成員の所属及び氏名、会議で提供された資料の内容等を記載しなければならない。
（個人情報の利用等に関する同意）
第7条　支援調整会議は、構成員間で資料の提供等を行ったときは、当該資料の提供等の対象となる生活困窮者の課題の解決及び生活困窮者の生活再建を図るため、当該生活困窮者の同意を得るよう努めなければならない。
（事務局）
第8条　支援調整会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。
（その他）
第9条　この告示に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が定める。
別表（第3条関係）
滋賀労働局
滋賀県南部健康福祉事務所
滋賀県土木交通部住宅課
滋賀県県営住宅管理センター
守山警察署
滋賀弁護士会
滋賀県司法書士会
滋賀県社会保険労務士会
社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
野洲市民生委員児童委員協議会
自治会長
医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。）
介護サービス事業所
障害福祉サービス事業所
条例第2条第2項第4号に規定する生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という。）への支援等を行う社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第2条第1号に規定する会社その他の団体
その他生活困窮者等の支援等のために総括者が必要と認めるもの

付　則

この告示は、平成 26 年4月1日から施行する。

付　則(平成 27 年告示第 85 号)

この告示は、平成 27 年4月1日から施行する。

付　則(平成 28 年告示第 182 号)

(施行期日)

1　この告示は、平成 28 年 10 月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議設置要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員とみなす。

付　則(平成 29 年告示第 52 号)

この告示は、平成 29 年4月1日から施行する。

付　則(平成 30 年告示第 197 号)

(施行期日)

1　この告示は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の総括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の総括者及び構成員とみなす。

(出典)野洲市ヒアリング調査受領資料

第３節　調査結果のまとめ

１．生活困窮者自立支援事業の実施状況

（生活困窮者自立支援事業の主管部局（本庁））

○　主管部局は、「生活保護」が 78.7%と、8 割近くを占める。次いで、「地域福祉」及び「生活困窮者自立支援単独」がそれぞれ 3 割弱となっており、これら 3 つのいずれかが主管している自治体が多い。

（自立相談支援機関の設置運営形態等）

○　設置運営形態としては、「委託」が 53.4%と過半数を占める。委託先の法人種別は、「社会福祉協議会」が 72.4%で最も多く、次いで「特定非営利活動法人（NPO 法人）」が 13.8%となっている。

（平成 29 年度における新規相談受付件数と任意事業の実施状況）

○　1 自治体当たりの平成 29 年度 1 年間での新規相談受付件数は、平均 293.47 件であった。

○　また、同年度における任意事業の実施状況は、「学習支援事業」が 62.3%、「就労準備支援事業」が 51.3%と過半数を占めるのに対して、「家計相談支援事業」、「一時生活支援事業」並びに「認定就労訓練事業」は半数に満たない。特に「認定就労訓練事業」は、13.8%と実施割合が低い。

２．支援調整会議等の開催状況

（支援調整会議の開催概要）

○　支援調整会議の主催者は、自立相談支援機関を自治体直営で設置している場合には「自治体」が 91.5%、委託している場合には「委託先事業者」が 62.4%、「自治体と委託先事業者の共催」が 19.6%となっている。

○　支援調整会議の平均構成員数は 8.19 人であった。

○　支援調整会議の構成員の属性は、自立相談支援機関のなかでは、「主任相談支援員」及び「相談支援員」が 9 割を超える。生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関のなかでは、「就労準備支援事業実施機関」及び「家計相談支援事業実施機関」が 4 割弱と最も多いが、それでも 5 割以下となっている。行政（本庁、出先機関等）関係では、「福祉事務所」が 72.2%と最も多く、次いで「ハローワーク・マザーズハローワーク」も 54.4%と 5 割を超える。

○　支援対象者本人や関係者等の支援調整会議への参加状況は、本人を含めて関係者が「いずれも参加しない」が 73.9%と多くを占め、「本人」が参加しているのは 22.0%にとどまる。

（支援調整会議の開催方法・開催回数等）

○　「定例」が 38.4%で最も多く、次いで「随時」が 34.5%、「定例と随時を併用」が 26.0%となっており、開催方法にはばらつきがみられる。

○　平成 29 年度 1 年間での平均開催回数は 22.0 回となっている。

○　また、同年度における会議 1 回当たりの平均的な取扱いケース数は、「2～4 件程度」が 32.5%で最も多く、次いで「5～9 件程度」が 27.3%で続く。

○　主な議題としては、「個別ケースの支援プラン」が 95.9%とほとんどのところで取り上げられている。次いで、「支援プランの評価（終結、再プラン等）」が 85.7%であるほか、「支援実施状況の報告」や「支援困難事例への対応方針の検討」、「関係機関間の情報共有」も 7 割を超える。

（支援調整会議構成員以外への情報共有や他の会議体との連携）

○　支援調整会議の情報を構成員以外に共有することが「有」とする割合が 31.3%、「無」とする割合が 68.7%となっている。

○　情報共有の範囲は、「関連する施策を所管する自治体内の部署の職員（対象を限定せず）」が 84.2%で最も多い。

○　情報共有を行うことがあり得る場合としては、債務関連で法テラスや弁護士、消費生活センター、医療受診に関して MSW や保健所等が挙げられている。

○　情報共有を行う場合のルールとしては、本人の同意を得てから行う、関係機関で定められている規定や規則に沿う、配布資料を回収するなどが具体的な例として挙げられている。

○　他の法律や制度等で設置されている会議体との連携状況は、「無」が 82.5%と多かった。連携している場合の会議体は、「要保護児童対策地域協議会」や「地域ケア会議」が多い。

３．平成 29 年度における支援調整会議構成員等に対する守秘義務・情報共有の状況

（情報共有に関する本人同意の取得方法）

○　取組事例調査を実施した東京都足立区及び滋賀県野洲市においては、情報共有に係る同意書兼相談受付票を作成している。相談受付時には、関係機関間での個人情報共有について説明のうえで同意書兼相談受付票の書面上で同意を取得する。また、相談受付票にはケース概要についても記載し、関係機関間における情報共有時の資料としても活用している。

（守秘義務規定制定状況）

○　支援調整会議の設置運営にかかる守秘義務規定について、「規定は定めていない」が 56.3%で最も多く、「規定を定め、文書で示している」が 28.4%、「規定を定め、口頭で説明している」が 8.0%となっている。

○　支援調整会議に関する取組事例調査を実施した自治体のうち、東京都足立区では、個人情報保護条例により支援調整会議の構成員に対して守秘義務が課せられている。支援調整会議の構成員には、行政職員に加え、任意事業・独自事業の委託先事業者が含まれているが、上記条例において行政職員のみではなく、区の事業の指定管理者・委託先事業者に対しても守秘義務が規定されており、情報漏洩をした際には行政職員と同等の罰則が科せられることとなっている。また、滋賀県野洲市では、支援調整会議の設置要綱において構成員に対する守秘義務規定を明示している。

○　守秘義務規定を定めている場合の規定の適用範囲については、「該当する支援調整会議に出席した構成員に限定」が 35.1%、「会議構成員すべて」が 31.8%、「構成員の所属機関すべて」が 28.4%と、適用範囲は自治体によりばらつきがみられる。

（ケース情報に関する資料作成・提示方法）

○　支援対象者の個人情報を保護するための会議におけるケース情報に関する資料作成・提示方法は、「ケース情報に関する記載のある会議資料を会議終了時に回収」が 49.7%であるほか、「個人情報の黒塗り・削除等」も 21.6%となっている。一方で、資料の保管はそれぞれの組織や個人に任せていたり、特に何もしていないという意見もみられた。

○　取組事例調査を実施した自治体のうち、東京都足立区では、個人情報の共有を必要最低限に留めるという観点から、支援調整会議の資料においては個人情報（氏名等）を黒塗りにし、会議進行の際にも相談者が特定されないよう留意している。一方、滋賀県野洲市では支援調整会議の資料に細かい個人情報（氏名、家族構成、債務額、養育歴　等）を含め、紙媒体で配布しているが、個人情報保護の観点から会議終了後に回収という形を採っている。

（関係者間で情報共有が円滑に進まないケースの有無と特徴）

○　支援調整会議等の関係者間で、情報共有が円滑に進まないケースの有無については、「有」が14.6％、「無」が 85.4％となっている。

○　情報共有が円滑に進まないことがある場合、その理由を聞いたところ、「アウトリーチ等により構成員は支援の必要性を認識しているが、本人が支援の必要性を認識していない」が 46.5％で最も多く、次いで「個々のケースについて十分な検討を行う時間や余裕がない」が 33.7％、「本人が情報共有に同意しないあるいは消極的である」が 30.2％となっている。

○　また、情報共有が円滑に進みにくい構成員について聞いたところ、生活困窮者自立支援事業にかかる任意事業実施団体である「就労準備支援事業実施機関」及び「一時生活支援事業実施機関」、「家計相談支援事業実施機関」を挙げた自治体が 1 割以上であるほか、「社会福祉協議会」が 13.2％、行政関係の「租税」担当部署が 11.8％と多くなっている。

○　任意事業実施団体との情報共有が進まないと回答した自治体における生活困窮者自立相談支援事業の実施状況の詳細を確認した。任意事業を 1 つ以上実施している自治体 21 団体が回答しており、自立相談支援機関の設置運営形態として、「直営」が 5 団体（23.8％）、「委託」が 11 団体（52.4％）、「直営＋委託」が 5 団体（23.8％）であり、委託事業者が含まれている場合に特に情報共有が困難である様子がうかがえる。さらに、上記の 21 団体のうち、17 団体（81.0％）は複数の団体が自立相談支援事業に携わっており、4 団体（19.0％）はすべて同一団体で実施していることがわかった。複数団体が自立相談支援事業に携わっている場合に情報共有が困難であることはもちろんのこと、同じ団体・組織であっても必ずしも情報共有が円滑に進むとは限らないことがわかる。

○　情報共有が円滑に進まないケースにおける本人が抱える課題の特徴をみると、「引きこもり・不登校」が 54.9％、「家族間の課題」が 50.0％で 5 割を超えており、次いで「障害」が 43.9％で続く。

４．生活困窮者等を支援につなぐための取組

○　取組事例調査を実施した東京都足立区及び滋賀県野洲市では、生活困窮等の課題を抱えている方を早期発見して支援に繋げることを目的とし、生活困窮者等の発見・通報に関して自治体がライフライン事業者、不動産事業者等と協定を結んでいる。いずれの自治体の協定においても、協定締結事業者がその活動の中で生活困窮の疑いがある方を見つけた場合には、自治体へ通報することと定められている。

○　東京都足立区では、生命、身体及び財産の危機がある場合以外は、本人同意を取得した上で通報を行う。一方、滋賀県野洲市では「野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱」において協定締結事業者への守秘義務が規定されており、見守りネットワークの活動により知り得た個人情報の漏洩や見守り以外の活動への使用を禁じているため、本人同意を取得していなくても通報が可能な仕組みとなっている。

○　上記の取組のように、ライフライン事業者や不動産事業者等と連携することは、地域における見守りの強化につながり、生活困窮などの課題を抱えている方の早期発見に資すると考えられる。また、ライフライン事業者など自治体の外部機関との連携に当たっては、協定内で個人情報の守秘義務を規定する又は本人同意を前提とした通報のみを行うなど、個人情報が漏洩しないようその取扱い方法を定める必要がある。

第３章　支援会議の設置に向けた取組状況に関する調査

第１節　支援会議の設置意向に関する調査

○　本節では、「自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査」のうち、支援会議の設置意向に関する設問（問 22～問 28）の調査結果について記載する。

※　「自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査」の調査方法等については、第 1 章第 2 節（2 ページ）に記載。

(1) 支援会議の設置予定

○　平成 30 年 6 月の調査実施段階においては、平成 30 年 10 月以降設置が可能となる「支援会議」の設置予定について、「有」が 3.5％（21 団体）、「無」が 29.7％、「検討中・未定」が 66.8％となっている。

○　支援会議を設置予定であると回答した自治体をみると、地域別では「関東」や「近畿」で、また人口規模別では 30 万人未満の都市で相対的に多い。また、自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、「直営」、「委託」、「直営＋委託」のそれぞれに分散しており、設置運営形態による設置意向の違いはみられない。

○　また、支援会議を設置予定の自治体における設置予定時期は、「平成 30 年 10 月」が 42.1％で最も多く、「検討中・未定」が 31.6％で続く。

図表59　支援会議の設置予定（SA）

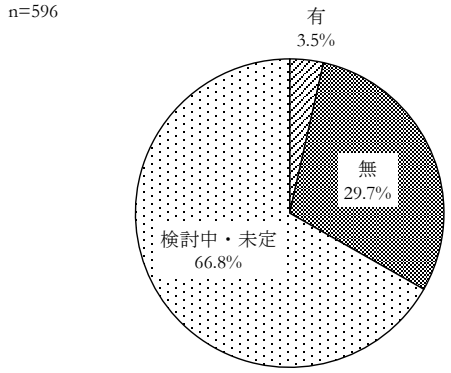

図表60　支援会議設置予定自治体の内訳（SA）

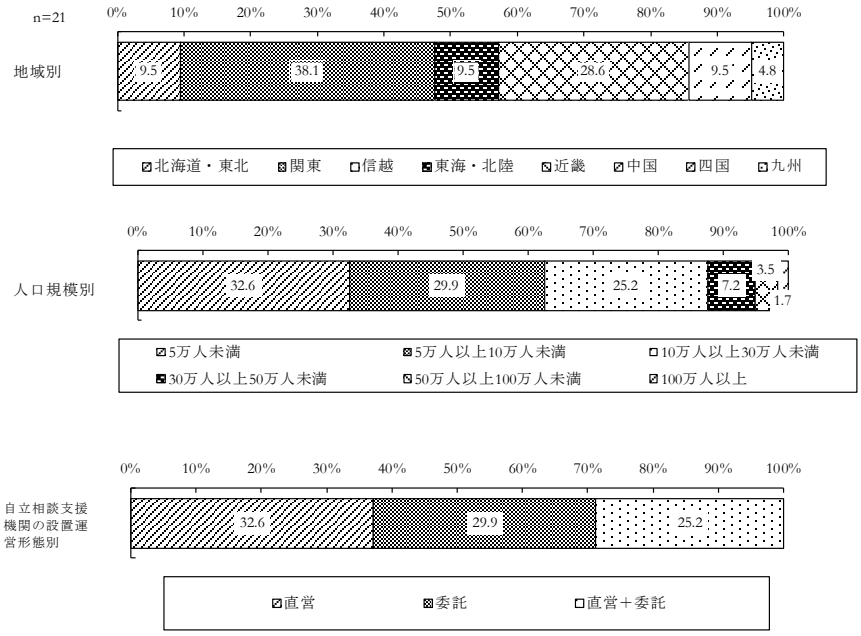

図表61　支援会議の設置予定時期（SA）

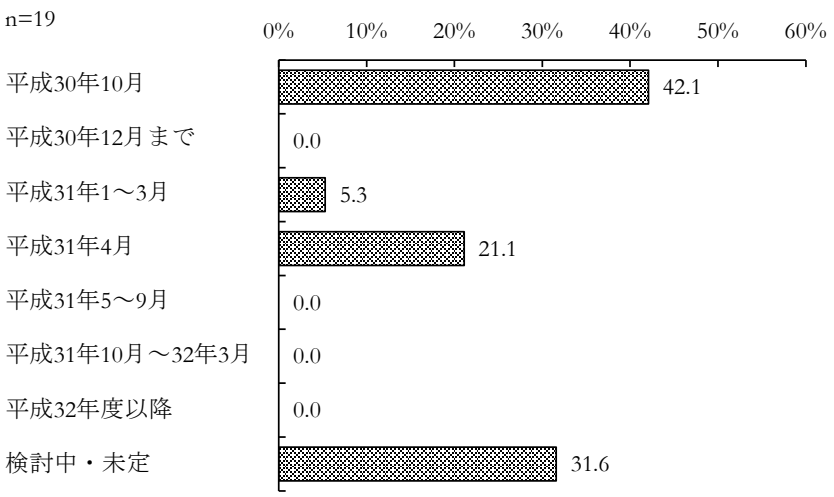

(2) 支援会議の設置方法

○ 支援会議を設置予定の自治体に、支援会議の設置方法を聞いたところ、「現在の支援調整会議の設置要綱等のまま、対応可能」が 57.1%で最も多く、「現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」と「検討中（未定）」が 19.0%で続く。「生活困窮者自立支援事業以外の他の会議体に新たな会議体と同等の役割を付与」は 0.0%となっている。

○ さらに、「現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」と回答した自治体に対して、その具体的な方法を聞いたところ、「現在の支援調整会議に構成員を増やす」が 100.0%、「支援調整会議において、情報共有や支援体制に関する協議の時間を設ける」が 75.0%、「現行の支援調整会議を階層化し、情報共有や支援体制に関する協議を別建てで行う」が 50.0%などとなっている。

図表62　支援会議の設置方法（SA）

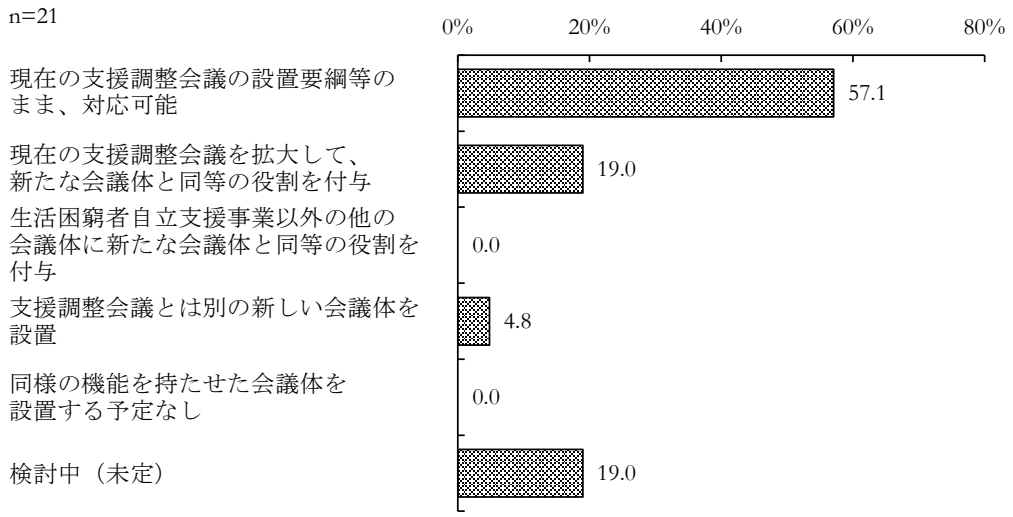

図表63　支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与する場合の方法の割合（MA）

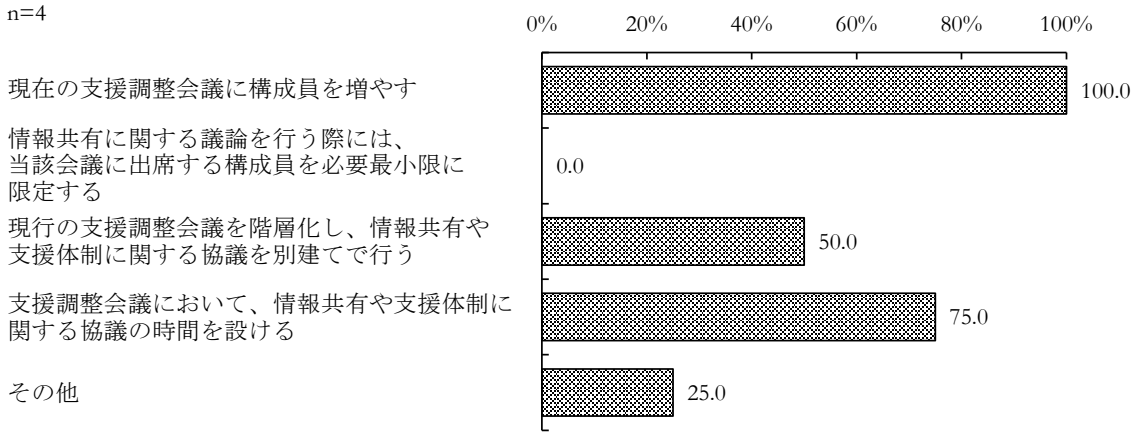

(3) 支援会議の構成員に対する守秘義務のかけ方

○　支援会議について、「現在の支援調整会議の設置要綱等のまま、対応可能」、「現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」、「生活困窮者自立支援事業以外の他の会議体に新たな会議体と同等の役割を付与」のいずれかを選択した自治体に対して、構成員に対する守秘義務をどのようにかける予定であるかを聞いたところ、「構成員の所属団体と守秘義務契約等を締結する」とした団体が 5.9%（1 団体）あったが、「未定・わからない」が 58.8%（10 団体）と多い。

図表64　支援会議構成員に対する守秘義務のかけ方の割合（MA）

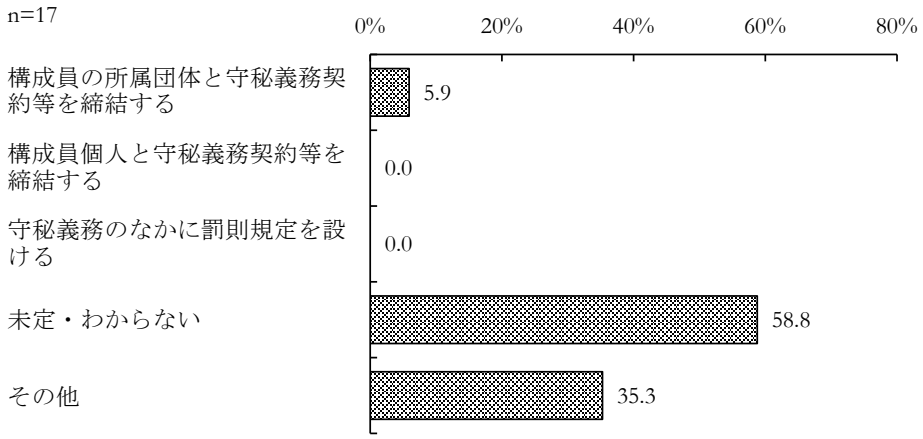

（その他の具体的内容）

現在の支援調整会議設置要綱に規定済み、要綱で守秘義務を規定しつつ本人の承諾のある相談票のみ提供する、個人情報保護条例により対応など

(4) 支援会議の構成員

○　支援会議の構成員数の目安としては、「6～10 人以内」が 33.3%で多く、次いで「16 人以上」が 28.6%となっている。

○　さらに、支援会議の構成員とする予定（検討中を含む）の機関等については、「主任相談支援員」や「相談支援員」、「就労支援員」で 9 割を超え、「社会福祉協議会」も 85.7%と多くなっている。

図表65　支援会議構成員数の目安（SA）

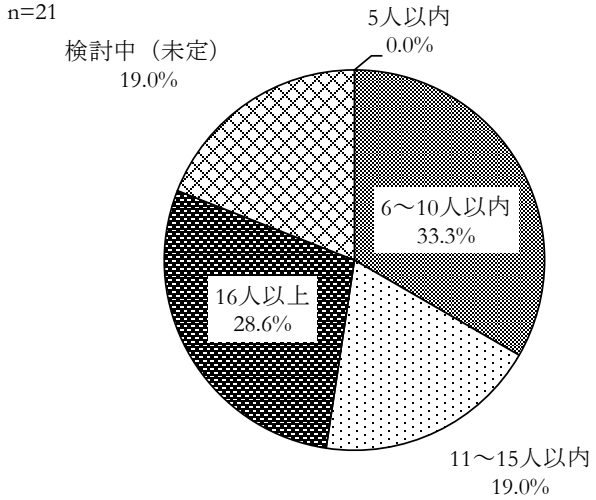

図表66　支援会議構成員とする予定の機関等の割合（MA）

n=21

		0%　100%
自立相談支援機関（市町村直営の場合も含む）	機関の長（所長等）	52.4
	主任相談支援員	95.2
	相談支援員	90.5
	就労支援員	90.5
	その他	14.3
生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関	就労準備支援事業実施機関	57.1
	一時生活支援事業実施機関	4.8
	家計相談支援事業実施機関	47.6
	学習支援事業実施機関	47.6
	認定就労訓練事業実施機関	14.3
	その他自治体独自事業実施機関	4.8
行政（本庁、出先機関等）関係	地域福祉	52.4
	福祉事務所	76.2
	高齢者福祉	71.4
	障害者福祉	61.9
	児童福祉	61.9
	医療・保健	33.3
	年金・保険	42.9
	商工・労働	23.8
	租税	38.1
	教育委員会	42.9
	地域包括支援センター	61.9
	障害者就労・生活支援センター	47.6
	児童相談所・児童家庭支援センター	23.8
	地域子育て支援センター	9.5
	公立保育所	14.3
	公立幼稚園	9.5
	公立小学校	14.3
	公立中学校	14.3
	公立高等学校	4.8
	その他公立学校・大学等	9.5
	保健所・保健センター	38.1
	婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	14.3
	ハローワーク・マザーズハローワーク	52.4
	地域若者サポートステーション	23.8

		0%　100%
行政（本庁、出先機関等）関係	職業訓練機関	4.8
	消費生活センター	19.0
	警察	14.3
	その他	14.3
行政以外の機関・者等	社会福祉協議会	85.7
	社会福祉協議会以外の社会福祉法人	28.6
	法テラス・弁護士（会）・司法書士会	42.9
	消費者保護団体	4.8
	医師会・歯科医師会・薬剤師会	4.8
	医療機関	9.5
	更生保護施設等自立支援機関	14.3
	保育所（公立以外）	4.8
	幼稚園（公立以外）	4.8
	小学校（公立以外）	4.8
	中学校（公立以外）	4.8
	高等学校（公立以外）	4.8
	その他の学校・大学等（公立以外）	9.5
	民生委員・児童委員	42.9
	NPO法人・ボランティア団体	19.0
	商店街・商工会等経済団体	0.0
	消費生活協同組合	4.8
	生活協同組合	4.8
	農業者、農業団体	0.0
	民間企業	14.3
	町内会・自治会、福祉委員	9.5
	その他の地域住民（個人）	4.8
	その他	19.0
支援対象者等	本人	19.0
	配偶者	19.0
	保護者	14.3
	兄弟姉妹	14.3
	その他の親戚	9.5
	同居者（親族以外）	9.5
	その他	0.0

（その他の具体的内容）

学識経験者、支援調整会議構成員、居宅支援事業所のケアマネジャー、人権政策関連課、住宅課、上下水道課、自治振興課自治振興係、消費生活係、シルバー人材センター、保護司など

(5) 支援会議の開催頻度

○　支援会議の開催頻度の見込みは、「月 1 回程度」が 33.3%で最も多く、「4～6 か月に 1 回程度」が 28.6%で続く。

図表67　支援会議の開催頻度見込み（SA）

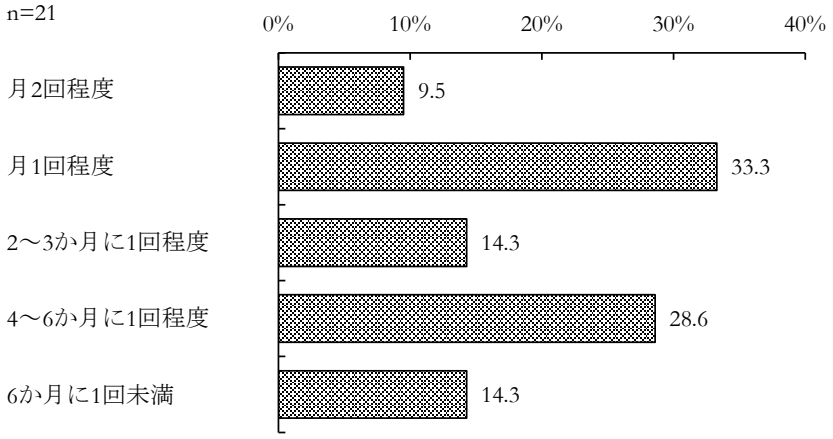

(5) 本人同意が得られていない場合に情報を共有した後の対応予定

○　支援対象者本人が支援を受けることや関係機関と情報を共有すること等に同意していない場合に、関係機関等の間で情報共有をした後の対応予定については、「情報提供した構成員が引き続き見守りを継続する（本人や家族等の説得を継続することを含む）」が 57.8%で最も多く、次いで「緊急時に速やかに支援が行えるよう、関係機関（会議体構成員限り）において事前に準備をしておく」が 35.4%となっている。また、「未定・わからない」も 34.0%となっている。

○　地域や人口規模、自立相談支援機関の設置運営形態別にみても、特徴的な差異は見られない。

○　本人が支援や情報共有に同意していない場合で、本人にアプローチする際の方法や留意点、支援につなげる工夫などは、本人への直接のアプローチとしては、電話や手紙で説明（支援の必要性）を繰り返し行う、当事者の世帯構成や属性に合わせて庁内の各部署と同行訪問につなげる、地域包括支援センターや社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携してアプローチするなどとなっている。会議体構成員以外で協力を得たい機関・者は地域包括支援センター、県福祉保健所、民生委員、家族、ケアマネジャー、在宅介護支援センター職員、保健師など、方法としては相談支援機関につないでもらうように依頼、相談支援機関等のチラシを室内に置いてもらう、相談支援機関の存在を断続的に伝達するなどとなっている。

図表68　本人同意が得られていない場合に情報を共有した後の対応予定の割合（MA）

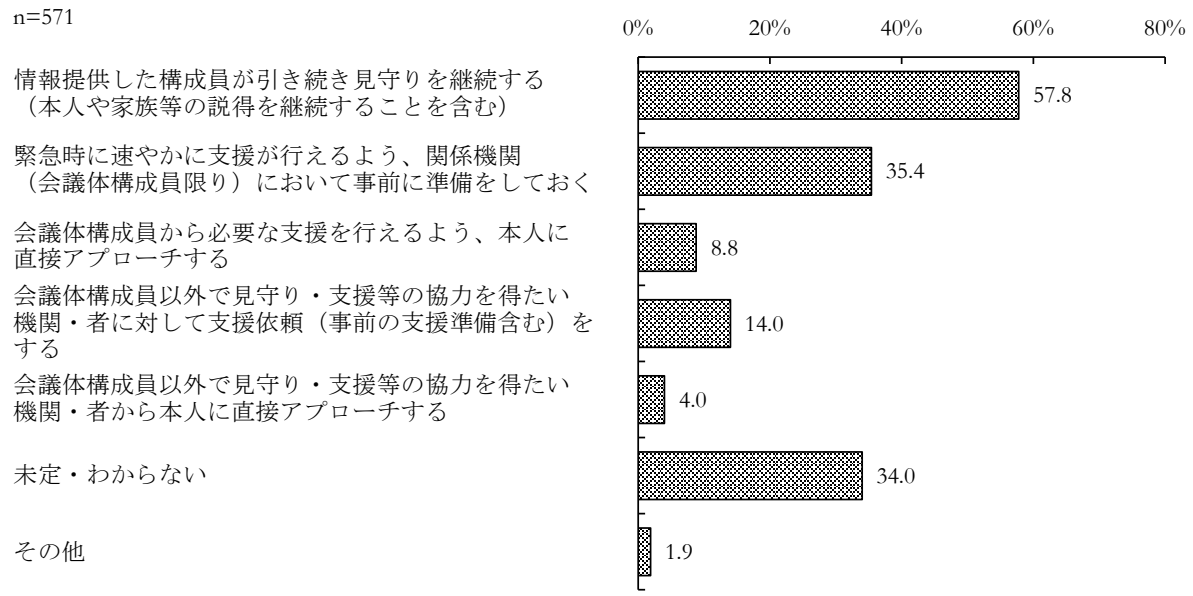

（本人同意無しにおける情報共有した後の対応予定の具体的な内容）

児童福祉法など他法で通告する必要性があるケースについては速やかに情報提供を行い他法に則り早期に本人にアプローチが計れるよう連携協力、法的強制力がないケースについては本人・家族意向を重視し支援につなげられるように根気強く見守りを継続、本人又は家族が高齢者の場合には地域包括支援センターに介入を依頼など

図表 68 本人同意が得られていない場合に情報を共有した後の対応予定の割合（MA）-続き-

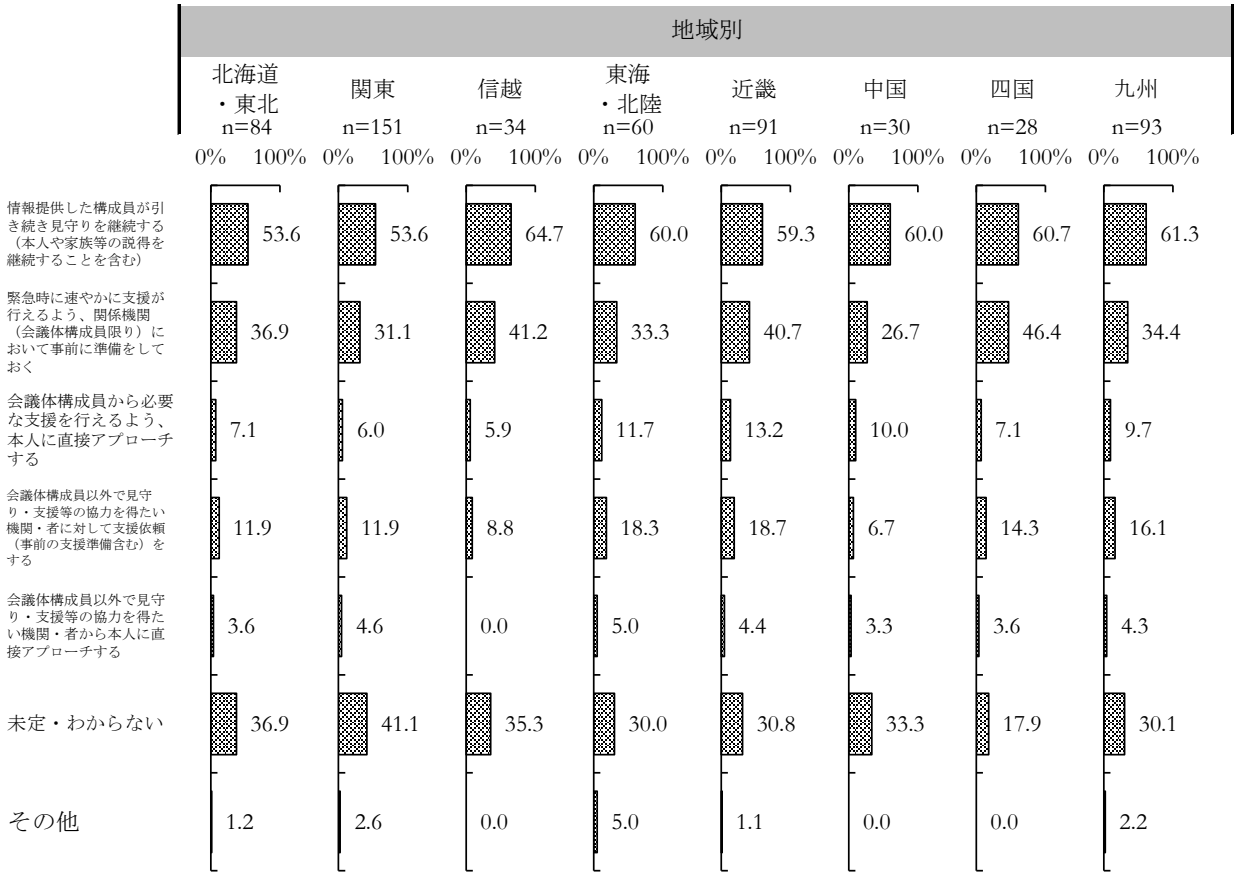

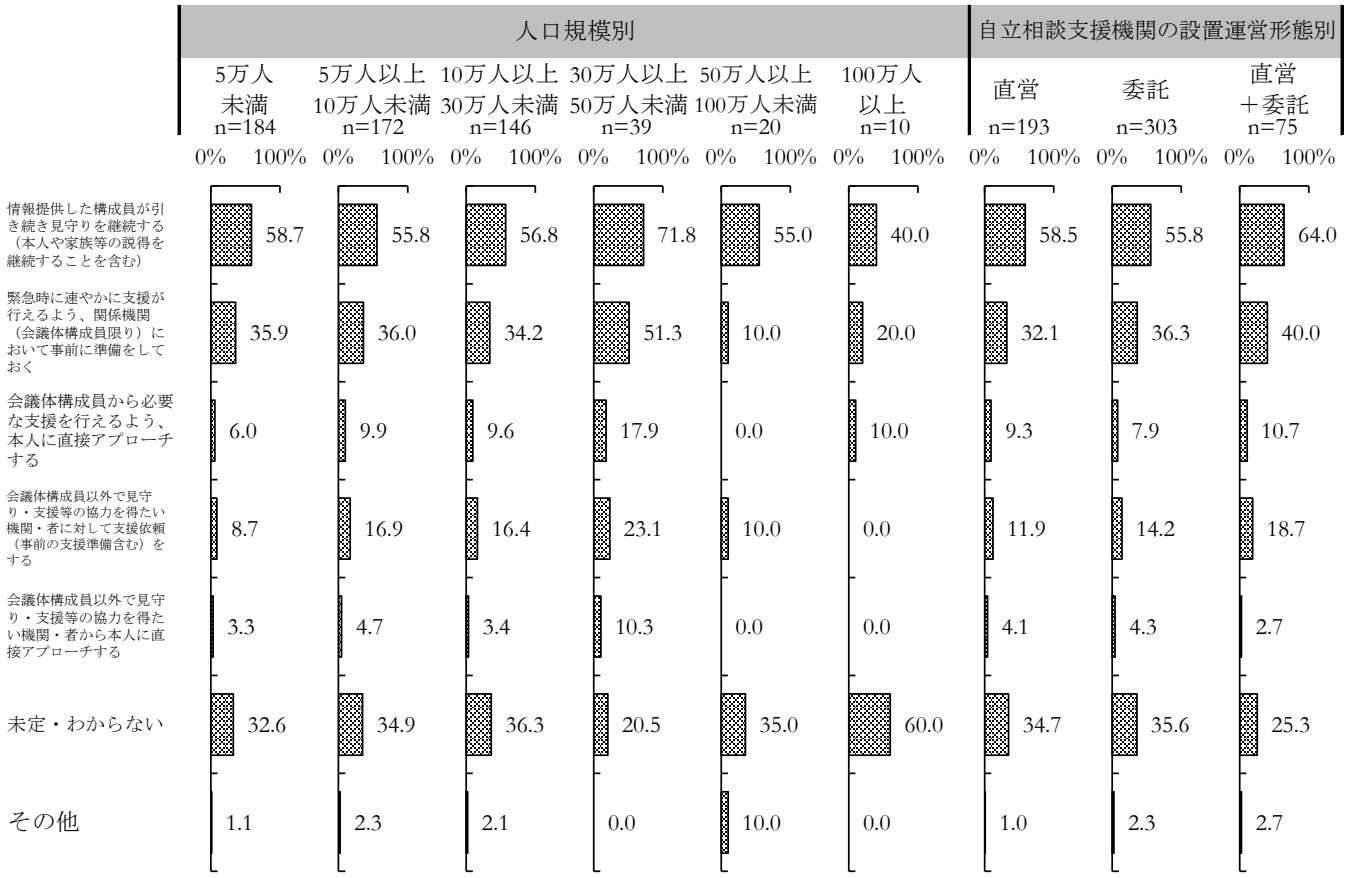

図表69 本人が支援や情報共有に同意していない場合の、本人へのアプローチの方法や留意点、工夫

＜本人への直接のアプローチ（抜粋）＞
・電話や手紙で本人に負担にならない程度の説明（支援の必要性）を繰り返し行う
・繰り返し面接を行うことで信頼関係を醸成しながら支援の必要性を理解してもらうよう努めている
・当事者の世帯構成や属性に合わせて庁内の各部署（保健師：子育て・介護など）と同行訪問につなげる
・地域包括支援センターや社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携してアプローチする
・引きこもりの場合は保健師同行でアウトリーチを行う
・税務の相談や介護保険の要介護度認定の際に相談支援機関の案内をする

＜会議体構成員以外で協力を得たい機関・者（抜粋）＞
・地域包括支援センター
・県福祉保健所
・民生委員
・家族
・ケアマネジャー
・在宅介護支援センター職員
・保健師

＜会議体構成員以外でのアプローチの方法（抜粋）＞
・相談支援機関につないでもらうよう依頼
・相談支援機関等のチラシを室内に置いてもらうなど周知する
・支援機関の存在を断続的に伝達してもらい、意識付けや動機形成のサポートをしてもらう

(6) 関係機関間における情報共有に関する法改正に対する意見や課題

○ 懸念や課題としては、個人情報保護法との関係性の判断が難しい、関係機関の範囲に係る問題、業務増加による支障などの意見があがっている。

○ 要望としては、本人同意がなくても情報共有が認められるケースの例示や関連する様式の作成、法整備、関係機関等を含めた支援会議に関する情報の周知などがあげられている。

図表70　懸念や課題（抜粋）

＜個人情報・共有について（抜粋）＞

・個人情報保護法の例外規定に該当するのか、個別のケースの判断が難しく、また法令に基づくということでこの点をクリアしても、本人とトラブルにならないか、懸念がある
・法改正により、守秘義務を課せられた支援会議にて関係機関相互での情報共有ができることになったが、本人同意を得ていない情報の活用には懸念がある
・個人情報漏えいした際の責任や漏洩のリスクが高まる
・情報共有に関する罰則規定がより厳しいものになれば、連携が難しくなり支援自体ができなくなるケースも出てくると思われる
・このたびの法改正により守秘義務が規定されたことにより情報共有が円滑に進むようになるが、親族や近隣住民、民間ボランティアなど行政や専門職ではないいわゆる一般市民に与えられた情報がどこまで守られるのかは課題である
・関わっている機関が全く無い方への支援の必要性について、庁外関係機関から情報を得た場合、本人の同意が無い中で、どの機関がどのように本人に関わるかの取り決めが難しいと思われる。特にアパート生活の方の場合、民生委員も情報が無い場合が多く、突然の訪問もしにくいと思われる
・支援を望まない方の情報を共有していることについての理解を得ることが課題ではないか
・法改正により支援を必要としている場合に本人同意がなく、情報共有を図れるようになるが、支援を行う上で本人同意は必須である。本人同意がない状況で情報を把握し強制的に支援を行うことは人権上も問題であることから、情報を持っている機関が支援につながるような促しを継続する関わりが最も大切である。情報だけを自立相談窓口に提供することにならないような仕組みをどのように構築していくのかは課題である
・本人の意思確認がとれないような緊急的な入院や施設入所などの場合の情報（それぞれでの相談支援状態、資産、税情報）が関係機関間で一括共有できるようなシステムの構築が課題

＜関係機関の範囲に係る問題（抜粋）＞

・対象者が法制度の狭間に取り残されないようにする目的では有効と思えるが、関係機関には民間団体も含まれてくるので、実効性としては懸念が生じる
・どの程度の範囲までを会議体の構成員とするかによって、情報共有の内容やアプローチも違うと思われる。広すぎると支援対象者へのアプローチまでの調整に手間取ることもあり得るのではないか
・改正法の条文では、関係機関等から得ることができる情報の範囲が明確でなく、例えば、税や国保の支払状況や滞納状況も含めて情報提供を受けることを想定していたのであれば、困難な可能性があると思われる
・守秘義務を課したうえで、支援会議における情報共有を可とするのは良いと思うが、構成員によっては、現実的に進まないことも考えられる。DV・虐待や性被害・暴力・貧困ビジネス対策等、支援者側の身の危険を防止する必要性が高い案件もあり、アウトリーチによる生活困窮者自立支援に限界を感じている。再犯防止推進法について法務省関連から協力依頼が来るようになったが、そこに自治体等を巻き込もうとするより、この支援会議について、厚労省と法務省で連携し、より機動性と実務性の高い組織として双方で規定すれば効果的なのではないか
・他の法律の守秘義務（例：地方税法第 22 条）の兼ね合いもあるため，法改正されたとしても情報共有がきちんと図れるかは疑問である
・会議体構成員として想定される組織に対して、新しい支援会議の仕組みをどのように周知するかが課題である

＜業務増加による支障（抜粋）＞

・業務が増えることで支援業務に支障がでることを懸念している
・人員が少ないため業務が忙しく、情報交換にかかる手間・時間をどの程度捻出できるかに不安がある

図表71　要望（抜粋）

＜指標・様式の作成（抜粋）＞

・改正法第 9 条第 5 項に「正当な理由がなく」とあるが、どのような場合が“正当な理由”になるのか、国からガイドライン等にてお示しいただきたい

・「支援会議」の設置は、困難事例への対応の際に非常に有効な手立てとなるとは思うが、他部署及び他機関の理解を十分得るためにも、厚生労働省から、他部署及び他機関への周知をお願いしたい。「支援会議」及び「支援調整会議」の両方に係る守秘義務に関する誓約書のような様式（雛形）を作成していただきたい

・支援会議を設置する場合、条例、規則、要綱等の規定の見本を示していただきたい

・生活困窮者自立支援についての制度理解がすすんでおらず、縦割りの福祉視点はまだ変わっていないと思われる。個人情報保護の壁も厚く、本人同意がない中では本人を取り巻く状況が把握しにくい。今般の法改正により会議体の設置が規定され、守秘義務についても明記されたが、特に税情報についてはハードルが高い。さらに踏み込んだ法の規定も望まれるが、会議体の運用について発出予定のガイドラインの内容に期待したい

＜法整備（抜粋）＞

・介護や障がい、児童福祉等で実施している相談事業（または事業所）との連携や関係強化について、法的整理や技術的助言など検討してほしい

・関係機関間における情報共有の開示について一括同意を導入し、必要とする情報の開示が共有できるよう法改正をお願いしたい。把握できないことにより支援が後手に回る、または時間のロスが生じている

・自治体の規模に沿った法改正をしてほしい。小規模自治体では実施が難しい部分がある

・本人の同意がなくても情報共有が必要なケースは多数あるため、支援会議のような法整備は必要だと思う

＜周知してほしいこと（抜粋）＞

・現行の支援調整会議と、支援会議の違いについて、ご教示いただきたい

・今回の情報共有に関する法改正は、相談支援の現場にある者からは、大変必要性が高いものが実現できたものと思われる。その上で、現実に会議体を構築するにあたって、会議体に参加し、情報共有を行うことができるのは所管、団体単位であるか、その中の特定個人に限られるのであるか、また、会議は年 1 回の開催として、それ以外の場での参加者間での情報共有は可能であるかなど、実務的な疑問が多くあるため、Q&A等により教示願いたい

・自治体内で所属横断的な協力要請はすでに行っているところから、自立相談支援機関からの呼びかけを勧奨するだけでは効果は薄いと思う。対象としている組織を所管する省庁から、「縦のライン(例：財務省→税部局)」で通知を発して頂くよう切に要望する

第２節　支援会議の設置に向けた取組事例調査

１．神奈川県座間市の取組事例

★本事例のポイント★

①生活困窮者支援に関する庁内横断的な体制整備（83 ページ）

✧　生活困窮者等が抱える複合的で多様な課題を庁内各課が連携して解決するための包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うため、座間市行政改革推進委員会内に包括的支援体制構築専門部会を設置している。同部会には、生活困窮者自立支援事業の担当部署以外にも庁内の多くの部署が参加している。

✧　上記専門部会において、複合的な課題を抱える生活困窮者等を早期に支援へつなげることを目的とし、「つなぐシート」の試行実施を決定した。庁内全体で「つなぐシート」を活用することにより、相談内容が複数の窓口にまたがる場合でも各窓口で連携した相談対応を行うことを可能にしている。

②支援会議の効率的な運用に向けた工夫（86 ページ）

✧　具体的な設置方法は検討中の段階だが、効率的な運用及び事務負担の軽減のため、他の既存会議（支援調整会議、要保護児童対策地域協議会）との併催や、「つなぐシート」の会議資料としての利用など既存の仕組みを積極的に活用する予定である。

③支援者の拡大を目的とした支援会議の活用（87 ページ）

✧　情報共有に関する本人同意をまったく得ていないケースに加え、相談受付等により一旦は本人同意が取れているが支援者を拡大すべきと考えられるケース（特に本人との連絡が途絶えたケース）についても適切な支援につなげるため、支援会議を活用することを想定している。

(1) 座間市の概要

○　神奈川県座間市は、神奈川県中部に位置する人口約 13 万人の都市である。

○　座間市福祉部生活援護課（以下「生活援護課」という。）が生活困窮者自立支援事業を担当しており、自立相談支援機関は直営で設置している。

○　自立相談支援機関の設置数は 1 か所、平成 29 年度の新規相談受付件数は 412 件である。

○　また、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく任意事業のうち、就労準備支援事業及び家計改善支援事業、学習支援事業を実施している。

(2) 支援会議について

①　支援会議設置の背景

（生活困窮者支援に関する庁内横断的な取組の実施）

○　座間市では、座間市行政改革推進委員会内に包括的支援体制構築専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、生活困窮者等が抱える複合的で多様な課題を庁内各課が連携して解決するための包括的な支援体制の整備に向け、検討を行っている。本取組は生活困窮者自立支援制度の枠外で行われており、生活援護課以外にも庁内の多くの部署が参加している（図表 76）。

○　専門部会において、複合的な課題を抱える生活困窮者等を早期に支援へつなげることを目的とし、東京都足立区の取組を参考とした「つなぐシート」（参考資料 1）の試行実施（平成 30 年 9 月～平成 31 年 2 月）を決定した。複合的な問題を抱えている方が来庁した際、最初に窓口で受付を行った職員が

自身の業務内容にかかわらず、個人情報の取扱いに関する本人同意を得た上で全体的な状況の聞き取りを行い、相談の概要を「つなぐシート」へ記入する。また、相談内容が多岐にわたる場合には、相談者を関連部署に案内するとともに「つなぐシート」を利用して引継ぎを行う（参考資料 2、参考資料 3）。庁内全体で「つなぐシート」を活用することにより、相談内容が複数の窓口にまたがる場合でも各窓口で連携した相談対応を行うことが可能となった。この取組は相談者にとっても、同じ内容を複数回伝える必要がなくなるため、負担感の軽減にもつながる。

○ 「つなぐシート」を導入する前から、相談者の他部署への紹介を自発的に行っていた職員もいるが、改めてツールを作成することで日々の業務の一環として定式化し、庁内の文化として育てていこうという意識がある。

○ 包括的な支援体制の構築にあたっては、滋賀県野洲市を目指して取組を進めているところであるが、人口規模の違いを考慮すると全く同じ形を目指すことは難しいため、まずは比較的導入しやすいツールの導入から始めることとした。

○ 平成 31 年 2 月に「つなぐシート」の試行期間が終了するが、特段の支障が見られなければ、本格実施に移行する予定である。座間市全体で力を入れて取り組んでいるため、今後も効果的に活用できるよう継続して運用を進めていきたい。

○ 「つなぐシート」の導入は専門部会における 1 つ目の検討課題であったが、「つなぐシート」を今後どのように活用していくかといった議論の中で、相談につながっていない方を支援につなぐためにはどのようにしたら良いかという議題が挙がっている。この議論の流れも踏まえ、生活援護課では相談につながっていない方を支援につなげるため、支援会議の設置に向けた検討を開始している。

図表72　包括的支援体制構築　専門部会　部会員構成（平成 30 年度）

	部	課	職名
部 会 長	福祉部	生活援護課	課長
副部会長	福祉部	生活援護課	副主幹
	市長室	危機管理課	係長
	企画財政部	企画政策課	主任
	企画財政部	企画政策課	主事補
	企画財政部	収納課	係長
	総務部	職員課	主任
	市民部	広聴人権課	副主幹兼係長
	環境経済部	商工観光課	主事補
	健康部	健康づくり課	技幹兼係長
	健康部	国保年金課	主査
	健康部	介護保険課	主査
	福祉部	福祉長寿課	主事
	福祉部	障がい福祉課	副技幹
庶　　務	福祉部	生活援護課	主事
	子ども未来部	子ども政策課	副主幹兼係長
	子ども未来部	青少年課	主幹兼室長
	都市部	建築住宅課	技幹兼係長
	上下水道局	経営総務課	副主幹兼係長
	教育部	学校教育課	主任
	教育部	教育指導課	主幹兼所長

（出典）座間市ヒアリング調査受領資料より作成

（庁外の関係機関との情報共有）

○　座間市では、生活困窮者自立支援制度と地域包括ケアシステム関連の諸会議及び協議体[4]を連携させ、高齢者や生活困窮者等に対する支援体制を整備している（図表 73）。同体制整備は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）にて掲げられた地域共生社会[5]の実現に向けた包括的支援体制の構築も見据えたものである。これらの体制整備を進めてきたことで、地域包括支援センターをはじめとする庁外の関係機関から生活援護課に対して相談者が紹介される事例も増えている。

○　一方で、生活援護課と庁外の関係機関（地域包括支援センター、障害の相談支援事業所など）との情報共有については課題が残る部分もある。自立相談支援機関の設置形態が直営であることから、庁内での情報共有については比較的スムーズに進んでいるが、庁外の関係機関が生活困窮者等に関する情報を生活援護課に提供しようと考えても、本人との接触が困難なケースでは情報共有が進まない。そこで、法において守秘義務が規定されている支援会議を活用することで、上記のようなケースにおいてもスムーズな情報共有が可能になるのではないかと考えている。また、支援会議を活用することは自治体職員にとっても庁外の関係機関と安心して情報共有を行うことができるようになるメリットがあると考えられる。

○　「つなぐシート」の導入によって庁内の連携体制が整備されつつあるため、庁外の関係機関との連携においても庁内の連携体制を土台にし、支援会議等を活用しながら進めていきたい。

図表73　座間市地域包括ケアシステム関連諸会議等と協議体・生活困窮者自立支援制度との関係

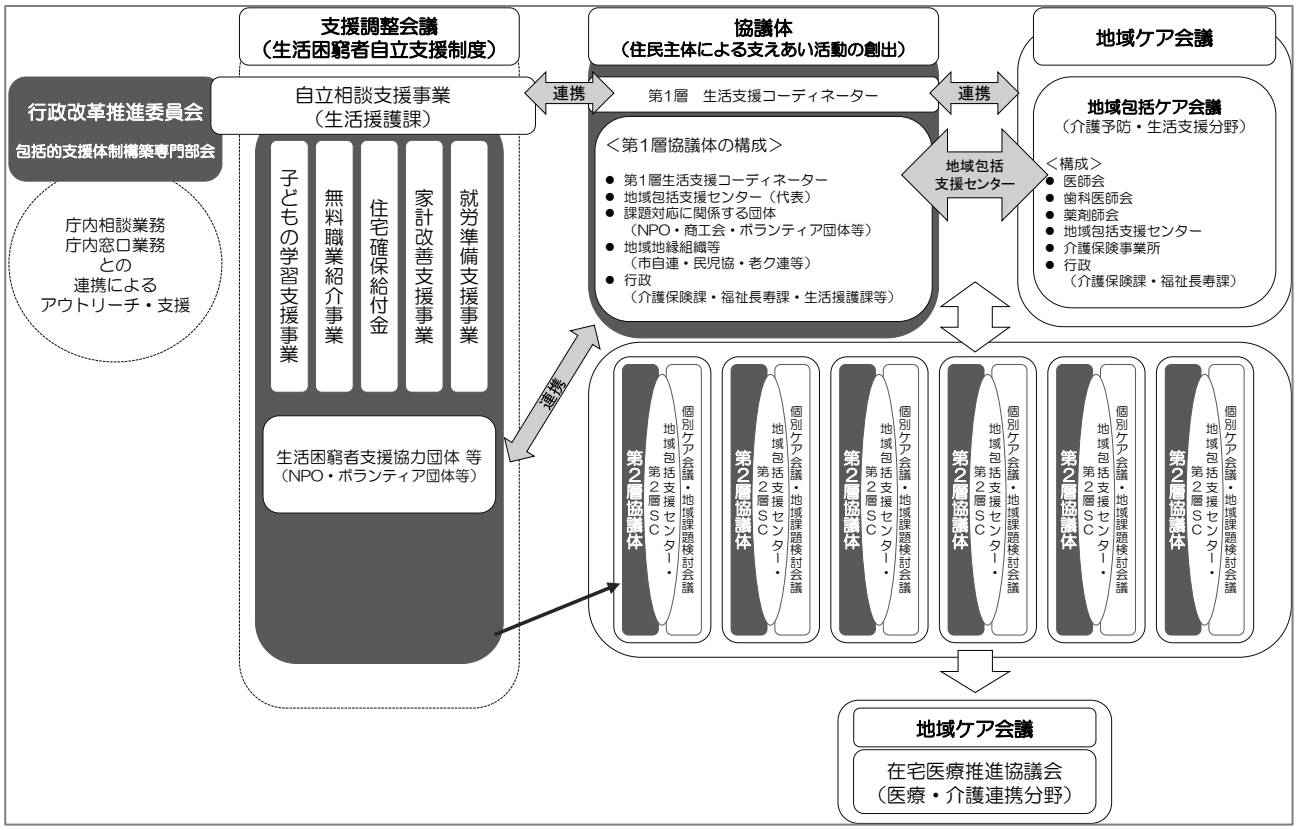

（出典）座間市ヒアリング調査受領資料より作成

---

[4] 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。（出典：「『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて』の一部改正について」（平成 29 年 6 月 28 日老発 0628 第 9 号厚生労働省老健局長通知））

[5] 子供・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。（出典：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定））

② 支援会議の設置方針（案）

（設置方法）

○ 具体的な設置方法は検討中の段階であるが、事務負担の軽減が一番の課題である。座間市では自立相談支援事業を担当する正規職員が 2 名のみであり、支援会議についても効率的な運用を行うことが求められる。そのため、支援会議の設置に際して新しい仕組みを設けることはせず、庁内における他の会議との併催など、既存の仕組みを活用できないか検討している。ただし、他の会議と併催する場合には調整に時間を要するため、まずは支援会議を単独で設置し、運用を重ねていく中で併催という形に移行する可能性もある。

○ 支援会議の設置にあたっては、設置要綱を定め、構成員を設置要綱に記載することを想定している。構成員は自立相談支援機関、庁内の関係部署に加え、地域包括支援センターなど庁外の関係機関及び民生委員などを含めて幅広く記載し、必要に応じて招集するといった運用とする。設置要綱上は構成員として幅広い関係機関・者を記載するものの、実際に各構成員に対してどこまで情報共有を行うかについては、ケースの内容や支援方針も踏まえて検討する。

○ また、庁外の関係機関との情報共有において支援会議を活用するといった観点から、庁外の関係機関が生活援護課に対して支援会議の開催を要請することが可能な仕組みとする。

（他の会議との併催に関する検討内容）

○ 他の会議と併催を行う場合、現時点では支援調整会議との併催に加え、既に個人情報共有の枠組みが構築されている要保護児童対策地域協議会との併催も視野に入れている。既存の会議と支援会議の併催により、従来よりも多角的な視点を持ってケース検討を行うことが可能になると考えられる。例えば、要保護児童対策地域協議会を支援会議と併催した場合に、子どもへの支援のみでなく、世帯全体の支援も行うことができるようになる可能性などが挙げられる。

○ 支援調整会議と併催する場合、主管部署が同じであるため併催に向けた調整は容易だが、参加者の拡大や個人情報の取扱いに伴う運用面の変更が多い。一方で、要保護児童対策地域協議会と併催する場合、運用面での変更は少ないと考えられるが、主管部署が異なるため他部署との調整コストが大きくなり、支援会議の速やかな設置が難しい。また、異なる法令で定められた会議との併催となると、法的な観点でも検討を行う必要があるため、現時点では支援調整会議との併催が有力である。

○ 現在、支援調整会議は定例開催（月 1 回）及び随時開催（週 2 回）の 2 段階としている。定例開催の支援調整会議は外部の関係者などが参加する情報交換の場となっており、個別のケース検討は随時開催の支援調整会議で実施している。

○ 支援調整会議と支援会議を併催する場合、外部の関係者が参加する定例会との併催となることが想定される。しかし、その場合には従来のようなフラットな情報交換の場ではなくなると考えられるため、別途情報交換の場を設ける必要が出てくることとなり、結果として新しい会議体を一から設置する場合と同じ労力がかかる可能性がある。

○ 随時開催の支援調整会議との併催可能性についても検討を行った。現在、自立相談支援機関への相談件数が増加していることもあり、随時開催の支援調整会議は必要な関係者のみを招集して簡略化した内容としているが、支援会議と併催して個人情報を共有する場合には簡略化が難しくなり、別の体制を整える必要があるため、支援調整会議（定例）と同様に併催のメリットが損なわれる。

（支援会議における「つなぐシート」の活用）

○ 支援会議で使用する資料として、既存の取組である「つなぐシート」を活用することで、事務負担の軽減を図りたいと考えている。

○ 法において支援会議は「生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討

を行うもの」と定義されている。座間市では、実務上は生活困窮者自立支援事業のシステムに登録された方に対して支援が行われている。従来、システムへの登録は生活援護課が相談を受けた場合のみ実施していたが、支援会議の設置に伴い、「つなぐシート」にて受付を行ったケースをすべてシステムへ登録する運用へ変更することを検討している。「つなぐシート」は各相談窓口にて対応を行った後、最終的に生活援護課へ提出されるため、生活援護課が提出された内容をすべてシステムに登録する運用とすれば、「つなぐシート」の受付状況、「つなぐシート」を用いて実施された支援会議の内容、システムへの登録内容を一元的に生活援護課が把握することが可能となり、事務負担の軽減につながるのではないかと考えられる。

○ 現時点では「つなぐシート」は本人が相談に来た場合のみ作成しているが、支援会議の本来のメリットを活かすためには、情報共有に関する本人同意が得られていない場合も「つなぐシート」を利用できるよう運用を見直す必要がある。本人同意が得られていない場合の「つなぐシート」の運用方法については、専門部会に諮ることも考えている。

○ また、事務負担という観点においては、議事録の作成方法、各種資料の保管方法等についても効率的な運用ができるよう検討を進める必要がある。

(3) 支援会議の活用方法

（支援会議に諮るケース）

○ 支援会議に諮るケースとしては、情報共有に関する本人同意が得られていないが支援につなげる必要があると考えられる事例に加え、一旦は「関係機関と情報を共有する」との包括的な本人同意を取得していたが、その後、最初に想定していた支援者以外にも共有範囲を拡大すべき事例も想定している。

○ 情報共有に関する本人同意がまったく得られていないケースについては、関係機関等が生活困窮者または生活困窮の端緒がうかがわれる事案に関する情報を得た場合に支援会議を開催して情報共有を行うことを想定している。

○ また、本人同意を取得しているが、最初に想定していた支援者以外にも共有範囲を拡大すべきケースについては、相談を受け付けて「つなぐシート」の記載に至ったが、その後本人と連絡が取れなくなった場合などを想定している。座間市の個人情報管理部門の方針では、「つなぐシート」の記入時に「関係機関と情報を共有する」との包括的な本人同意を得たとしても、他の部署や関係機関との共有の都度、本人に確認を行うことが望ましいとされているため、本人と連絡が取れなくなった状況において情報共有が困難であった。このようなケースにおいても支援会議を利用することで情報共有が可能になるのではないかと考えられる。

○ 共有した情報は、関係機関間での見守り体制の構築や、緊急時に迅速な対応を行うための体制整備に活用することを想定している。支援会議を活用することで、支援が必要なことが分かっているが従来の仕組みでは適切な支援につなげることができなかったケースについても解決の糸口を探っていきたい。

（支援会議と自殺対策の連携）

○ 支援会議にて活用予定の「つなぐシート」は、座間市において策定が義務化されている「自殺対策計画」の中で主要な取組の一つとして位置づけられている。複合的な生活課題を抱える（＝自殺リスクの高い）市民へアウトリーチして支援につなげることは自殺対策にも効果的であるため、支援会議と自殺対策を連携させながら実施していきたい。

（支援会議の効果的な運用に向けて）

○ 支援会議を有効に活用し、生活困窮者等を支援につなげるためには、生活困窮者自立支援事業の

担当部署及び関係部署・機関が「相談を集めよう」という意識を持つことが重要であると考えている。座間市では、これまでも生活困窮者自立支援事業に力を入れてきた実績があるため、支援会議についても効果的に活用できるよう取組を進めていきたい。また、支援会議における円滑な情報共有を実現するためには、日ごろから関係部署・機関との信頼関係を構築しておくことが重要だと感じている。

○ 支援会議の設置が正式に決まった場合、専門部会及び関係機関に告知し、相談につなげたい方がいれば生活援護課に情報提供をしてもらえるよう依頼する。また、情報共有に関する本人同意が得られないケースであっても、関係機関からの要請があれば支援会議の枠組みを使って情報共有が可能だという点についても周知する。

○ 現時点では支援会議の具体的な設置方法は定まっていないが、生活困窮者等への迅速な支援を可能にするという意味でも、機動的に開催できるような仕組みとしていきたい。

○ 今後、支援会議の設置に至ったとしても効果的に運用を行うまでには時間がかかると考えられる。実際に運用していく中で新たな課題が出てくることもあると想定されるが、随時対応し、より良い仕組みとなるよう取り組んでいきたい。

参考資料１「つなぐシート」

つなぐシート

相談受付・申込票

ＩＤ		初回相談受付日	平成　　年　　月　　日	受付者	所属
					氏名

■基本情報

相談支援にあたり、相談内容を必要となる関係機関（者）と共有することに同意します。
なお、同意に当たっては、別紙の「個人情報の取扱いについて」について説明を受けました。

ふりがな			性別	□男性　□女性　□（　　）
氏名			生年月日	□大正　□昭和　□平成　□西暦 年　　月　　日　（　歳）
住所	〒　　ー			
電話番号	自宅	（　　）　　ー	携帯	（　　）　　ー
メール				
来談者以外の場合	氏名		来談者のご本人との関係	□家族（本人との続柄：　　） □その他（　　）
	電話	（　　）　　ー		

■ご相談内容

相談したい内容に〇をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
	病気や健康、障がい		住まい		収入・生活費
	家賃やローンの支払い		税金や公共料金等の支払い		債務
	仕事探し、就職		仕事上の不安やトラブル		地域との関係
	家族との関係		子育て		介護
	ひきこもり・不登校		ＤＶ・虐待		食べるものがない
	その他（　　）				

■家族構成

氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名
		大正　昭和　平成　西暦　　年　月　日　歳	
		大正　昭和　平成　西暦　　年　月　日　歳	
		大正　昭和　平成　西暦　　年　月　日　歳	
		大正　昭和　平成　西暦　　年　月　日　歳	
		大正　昭和　平成　西暦　　年　月　日　歳	

今回相談したいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。
※相談済みの部署・機関　〈　有（　　）　　無　〉

■担当者記入欄

相談内容・概要	
	（今回の対応） 当課の継続相談　有・無

他の部署への相談が必要な場合は次頁へ

相談が必要と思われる部署

↓

紹介先	課	担当者				階
	予約日時	月	日		同行	有・無
相談内容・概要	相談受付日	月	日	担当者		
	〈今回の対応〉 当課の相談継続　有・無					

↓

紹介先	課	担当者				階
	予約日時	月	日		同行	有・無
相談内容・概要	相談受付日	月	日	担当者		
	〈今回の対応〉 当課の相談継続　有・無					

（出典）座間市ヒアリング調査受領資料

参考資料２「つなぐシート」利用方法

つなぐシート利用方法

①初回相談窓口

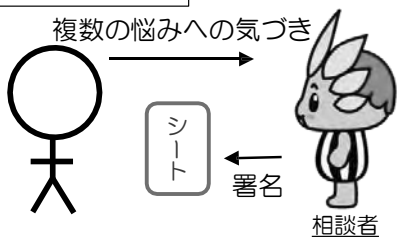

複数所属にまたがる悩みを抱えた方だと判断

↓

個人情報についての注意事項を伝達

↓

署名をもらう

署名以外の記載欄は聞き取り可

↓

相談概要を聞き取り、職員がシートに書き込む

②次の相談窓口

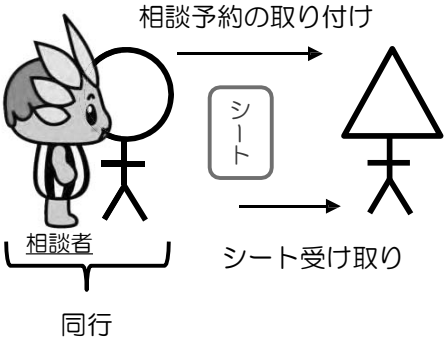

優先度が高い次の庁内相談先を選び、職員が次の相談予約を取り付ける

↓

後日となっても、原則として同行し次の職員へ「つなぐ」

↓

シートのコピーを生活援護課自立サポート担当へ回付。

↓

次の職員へ概要説明

次の職員が対応内容を書き込む

③以降の相談窓口

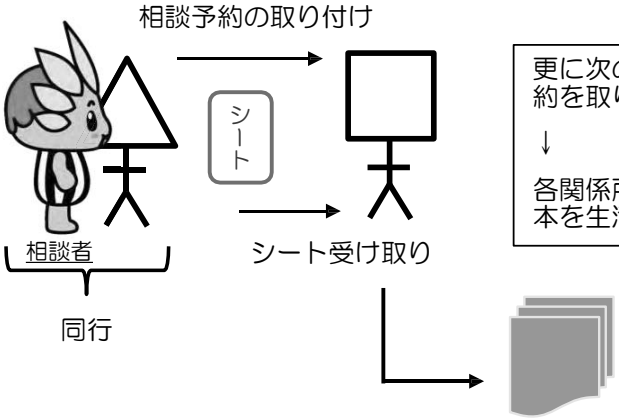

更に次の相談先へつなぐ必要があれば、相談予約を取り付け、以下繰り返し

↓

各関係所属へつなぎ終わった段階で、シート原本を生活援護課自立サポート担当へ回付。

自立サポート担当

各所属で相談継続中であっても一巡した所でシート回収。

※シート　＝　つなぐシート

（出典）座間市ヒアリング調査受領資料

参考資料３「つなぐシート」における個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについて

【取扱方針】

相談業務、支援業務等を行うに当たっては、座間市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理します。

【収集方法】

座間市個人情報保護条例に基づき、業務上必要な範囲において、個人情報を適正な手段によって収集します。

【取扱目的】

収集した個人情報は、複合的な課題を抱える市民に対して、庁内及び関係機関・者等との連携を図り、包括的な支援を行うために取り扱います。

【収集内容】

- 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、家族構成等個人の属性に関わる情報
- 健康状態、疾病、障害、介護等福祉制度利用状況に関する情報
- 就労、通学、通所に関する情報
- 収入、資産、債務等経済的状況に関する情報
- その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【利用及び提供の制限】

収集した個人情報は、取扱目的以外の目的のために利用又は提供しません。ただし、次の場合を除きます。

- 法令等の規定に基づくとき
- 本人の同意に基づくとき
- 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき

【利用及び提供の例】

- 別表の関係機関・者等との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込や支援プラン策定に関する調整を行うとき
- 別表の関係機関・者等が実施する支援を案内するとき
- 支援プランが終了した後に関係機関との連携が必要なとき
- 各種制度申込時に、自治体等との連携が必要なとき
- 病気・怪我等により医療機関に連絡するとき

【保存期間】

個人情報の保存期間は、支援終結日より５年間です。その後は、適正な方法（溶解処理等）により廃棄します。

【別表】関係機関・関係者等の例示

座間市
座間市教育委員会
座間市公営企業（上下水道局）
座間市社会福祉協議会
地域包括支援センター 指定一般相談支援事業所 指定介護サービス事業者
ハローワーク 厚木保健福祉事務所 厚木児童相談所
法テラス 神奈川県弁護士会 民生委員・児童委員
座間警察署

（出典）座間市ヒアリング調査受領資料

２．大阪府柏原市の取組事例

★本事例のポイント★

①既存制度では対応困難な課題の突破口としての支援会議（94 ページ）

✧ 支援会議は、柏原市が地域包括ケアシステム強化の一環として「地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制」の構築を進める流れの中で設置された。

✧ 支援会議には、就労支援関連部署に加え、子ども若者支援関連部署、民間支援団体など、多様な関係部署・機関が参画しており、既存の仕組み（地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会等）では解決できない事例に対して、様々な観点から横断的に検討を行う場としての機能・役割を担っている。

②支援会議の複層化による効果的な支援体制の構築（95 ページ）

✧ 支援会議は定例会と部会の 2 階層で組織されており、定例会は開催頻度、部会は専門分野に応じて、それぞれ 3 つに分類される。また、部会の運営は生活困窮者自立支援事業の担当部署（柏原市健康福祉部福祉総務課）が担うのではなく、各専門分野の担当部署・機関に任せている。これにより、生活困窮者等への専門的な支援及び支援会議への多様な主体の参画を可能にしている。

③情報の安全管理の徹底（100 ページ）

✧ 支援会議で配布する資料等については、個人情報（氏名等）とケース内容の記載用紙を分け、すべての配布用資料にナンバリングを実施するなどの工夫を行うことで、情報の安全管理を徹底しつつ、会議参加者が会議資料を持ち帰り、その後の見守り支援に活用することを可能にしている。

(1) 柏原市の概要

○ 大阪府柏原市は、大阪府中河内地域に位置する人口約 7 万人の都市である。

○ 柏原市健康福祉部福祉総務課（以下「福祉総務課」という。）が生活困窮者自立支援事業を担当しており、自立相談支援機関の主任相談支援員及び自立相談支援員については柏原市社会福祉協議会（以下「柏原市社協」という。）を委託先として、就労支援員については、市の嘱託職員を配置し、「直営+委託」の形で設置している。

○ 自立相談支援機関の設置数は 1 か所、平成 29 年度の新規相談受付件数は 198 件である。

○ 支援調整会議は平成 27 年度から設置しており、福祉総務課が主催している。

○ また、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく任意事業のうち、就労準備支援事業（平成 27 年度開始）及び一時生活支援事業（平成 27 年度開始）、学習支援事業（平成 28 年度開始）を実施している。家計改善支援事業は来年度以降、実施予定である。

(2) 支援会議について

① 支援会議設置の背景

○ 支援調整会議では、法の理念に則り、情報共有に関する本人同意が得られているケースの共有・検討を行っていたが、より効果的な支援を進めるためには、本人同意がない段階でも情報共有を行い、予防的なアプローチを行うことが必要であると感じていた。例えば、支援対象者がひきこもりのケースでは、その多くが学生時代に不登校を経験している。不登校となった段階で学校や教育関係者から情報提供を受けることができれば、ひきこもり予備軍に対して支援を行うことで予防的な関わりが可能になると考えられる。

○　また、情報共有に関する本人同意がない場合には、関係機関間での情報共有ができなかったことから、1 つのケースに複数の機関が関わっているにもかかわらず、他に関わっている機関や、その支援内容が分からないため、関係機関間で連携した効果的な支援の実施が難しいといった課題があった。
○　さらに柏原市では「ニッポン一億総活躍プラン」にて掲げられた地域共生社会[6]の実現を目指し、福祉分野においても「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けた取組の一環として、包括的な相談支援体制の構築を進めていた。その流れに沿って支援会議が設置されることとなった。

②　支援会議設置までの取組

○　支援会議の設置に先立ち、平成 30 年 5 月より、既存の支援調整会議の構成員を高齢分野や障害分野、子育て分野などの様々な行政担当者まで拡大した。これにより、支援調整会議における支援プランの作成や終結の判断に多角的な視点を取り入れることが可能となった。この支援調整会議の場において、支援会議の方向性に関する議論を重ねた。
○　支援会議の設置に向け、庁内の関係部署の部長及び課長、その他関係機関に対し、支援会議の説明を行った。従来の支援調整会議にも構成員として参加していた福祉関連の部署については、支援会議の立ち上げにあたっても、積極的に協力を得ることができた。
○　また、従来の支援調整会議の一環として、年 1 回を目安に庁内の福祉関連部署や産業関連部署、教育関係機関・者を集め、生活困窮者自立支援制度及び庁内連携に関する研修会や情報交換を行っていた実績もあったため、支援会議についても違和感なく受け入れてもらえる土壌があった。
○　設置要綱の作成にあたっては、地域ケア会議や要保護児童対策協議会など既存ネットワークの所管部署から、各ネットワークの内容について改めて説明を受け、支援会議との棲み分けを考えた。

③　支援会議の内容

（支援会議の組織・構成員）
○　「柏原市生活困窮者支援会議設置要綱」（平成 30 年 12 月 1 日施行、参考資料 1）に基づいて設置・運営されており、従来の支援調整会議を拡大する形となっている。
○　支援会議は、柏原市で構築を進めている「地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制」の一部として位置付けられており、既存の仕組みでは解決できない事例に対して、様々な観点から横断的に検討を行う場として機能する。
○　支援会議は定例会及び部会の 2 階層によって組織されている（図表 74）。定例会は目的・内容に応じて 3 つに分類（図表 74、定例会①～③）されており、それぞれの開催頻度は、年 1 回（定例会①）、毎月第 2 水曜日（定例会②）、毎月第 4 水曜日（定例会③）としている。部会については、ある程度の情報を集約してからの開催を想定していることや、参加機関の負担軽減の観点から約 3 か月に 1 回の開催を目安としているものの、必要なときのみ会議を開催し、日頃はそれぞれの役割に責任を持って進めていく「ノットワーキング（knot working）方式」を採用している。ただし、早急に検討が必要なケースについては、部会の開催を待たずに毎月第 2 水曜日開催の定例会（定例会②）へ諮ることも可能である。
○　支援会議全体の事務取扱は福祉総務課であるが、各部会の運営については、産業振興課（就労支援部会）、柏原市社協（こども若者支援部会、生活困窮者民間支援部会）が担っている。日程調整や会議資料・議事要旨の作成等を含めて、部会はそれぞれの担当部局・機関に任せている。このように部会の運営を各部署に任せている理由は、就労、子どもなど、それぞれの専門部署等がその範囲内で支援できる場合には、担当部署が責任を持って支援を行うことが効果的であることと、健康福祉部だ

[6] 子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。（出典：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定））

けですべてを抱えられるだけの体制が庁内体制として整えることが困難であり、地域共生社会の理念に鑑みても多様な主体の参画を得ることが望ましいためである。

○ 構成員は会議ごとに異なり、それぞれの会議の内容に応じて設定されている（各会議の構成員は図表74、参考資料 1 を参照）。また、構成員の任命は関連部署や関連機関などの法人・団体単位であり、各法人・団体にて会議に出席する職員を選出してもらう形式としている。法人・団体単位での任命とすることで、支援会議に参加した職員が持ち帰った情報を必要に応じて所属機関内で共有することが可能である。書面による委嘱手続は行っていないが、支援会議の参加者には罰則付きの守秘義務が課せられる旨を会議冒頭に毎回説明し、守秘義務の周知徹底を行う。

○ なお、民生委員や地域福祉委員などの地域住民は構成員に含めていない。支援会議には罰則付きの守秘義務規定があるため、そこまでの責任を地域住民に負わせることは困難であると考えた。地域住民からの情報については、柏原市内で 3 名設置しているコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）による出張相談や、コミュニティワーカーによるサロン巡回などの際にキャッチする仕組みとしている。

図表74　柏原市生活困窮者支援会議の機能及び仕組み

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料より作成

（定例会の概要）

○　定例会は支援会議における第 1 階層であり、下には 3 つの部会が設置されている。また、定例会は会議の内容・目的に応じて 3 つ設置されており、年 1 回の定例会（定例会①）の下に毎月第 2 水曜日開催の定例会（定例会②）及び毎月第 4 水曜日開催の定例会（定例会③）が設けられている。

○　年 1 回開催の定例会（定例会①）では、回ごとに福祉に関連するテーマを定め、同テーマの関係者を集めて情報共有や研修会を行う。従来の支援調整会議でも同様の定例会が開催されていたため、それを引き続き実施する形である。初回は福祉関連部署の職員を集め、生活困窮者自立支援制度の内容や相談窓口へのつなぎ方など庁内連携に関する研修会を行った。第 2 回は税金などの徴収に関連する部署の職員を対象として、制度説明とともに国民健康保険や税金、水道代などを滞納する人を相談窓口につなげるよう依頼した。第 3 回は学校の指導主事を対象として、制度説明及び CSW の紹介などを行い、不登校やひきこもりの若者の支援に関する土台作りについて研修会を行った。今年度は生活困窮者自立支援法の改正があったこともあり、3 回実施した。1 回目は 3 年間の相談実績報告書をベースに議論を行い、柏原市における相談支援体制をまとめた。2 回目は就労支援に関する会議を行い、支援会議における就労支援部会の発足につなげた。3 回目は、生活困窮者民間支援部会の発足を見据え、フードバンクや大阪府社会福祉協議会の生活困窮者レスキュー事業 [7]などの担当者と総合相談窓口の相談員が意見交換を行う内容とする予定である（平成 31 年 2 月に開催予定）。

○　毎月第 2 水曜日開催の定例会（定例会②）は、自立相談支援事業の新規ケース検討、生活保護廃止が見込まれるケースの検討、各部会で解決できず本定例会に諮られたケースの共有や検討を行う。生活保護廃止が見込まれるケースについては、廃止後に再度受給が予想される場合など、何らかの課題があると考えられるケースをケースワーカーに選定してもらい、会議に諮ることとしている（死亡による廃止ケースや転居による移管ケースの共有は行わない）。他の定例会（定例会①、③）は、関係機関間での連携の基盤構築や自立相談支援事業における既存ケースのモニタリングなど、従来の支援調整会議から内容を引き継いでいるのに対し、本定例会では生活保護廃止が見込まれるケースや既存の会議では対応が困難であったケースについて、本人同意が得られていない段階でも情報を共有し、支援の方向性について検討を行うなど、従来の支援調整会議とは異なる支援会議独自の内容となっている。

○　毎月第 4 水曜日開催の定例会（定例会③）は、これまでの支援調整会議の色を強く残しており、自立相談支援事業における既存ケースのモニタリングなどがメインの内容である。

（各部会の概要）

○　部会は支援会議の第 2 階層として、定例会の下に設置されている。また、部会は就労支援、こども若者支援、民間支援などの分野に応じて 3 つ設置されている（就労支援部会、こども若者支援部会、生活困窮者民間支援部会）。

○　就労支援部会では、主に就労困難者のケースに関する情報を共有し、支援方法の検討や地域課題の抽出を行うことで就労困難者に対する支援強化を目指す。また、ケースの共有、検討のみではなく、求人情報や協力事業所・支援機関等に関する情報の一元管理や、就労困難者向けの職場見学会の開催等を通じた社会資源の開発にも取り組む。

○　こども若者支援部会では、教育委員会や学校、家庭児童相談室、保健所等の関連機関と協力しながら、不登校児童やひきこもりの若者、保育料・給食費の滞納等に関するケースの共有を行うことで、こども・若者に対する重層的な支援の充実を目指す。

○　生活困窮者民間支援部会には、大阪府が実施している生活困窮者レスキュー事業のワーカーが構成員として含まれている。同部会では、緊急的な支援を要したケースの共有や困難事例に関する検討を

---

[7] 平成 16 年度より大阪府の老人施設部会が実施している社会貢献事業。総合生活相談及び緊急・窮迫した生活困窮状況に対する現物給付（食材など）による迅速な支援を行う。（大阪府 HP：http://www.osakafusyakyo.or.jp/topic/entry_section.php?id=81）

行うことで、民間の力を活性化し、公的な制度のみでは解決が難しいケースに対する支援の充実を目指す。

○ それぞれの部会で解決できないケースについて、毎月第 2 水曜日の定例会にあげてもらうことになっている。最初はどのようなケースをあげるべきであるかの判断が難しいと考えられるため、生活困窮者民間支援部会からあげていくことで、他の部会の構成員にも、具体的なイメージを共有し、支援会議をうまく活用して、支援につなげていく意向である。

○ また、支援会議が設置されてから間もないため、情報共有のあり方についても部会内で検討を重ねていく予定である。

（生活困窮者に関する情報共有の流れ）

○ 柏原市では地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制（図表 75）を構築しており、支援会議は同体制の一部として位置付けられている。同体制は、生活困窮者及び生活困窮の端緒がうかがわれる事案に関する情報が地域住民から各相談窓口、さらに支援会議を通じて共有され、対象者を支援につなげる仕組みとなっている。具体的な情報共有の流れは、下記の通りである。

○ 生活困窮者及び生活困窮の端緒がうかがわれる事案に関する情報は、コミュニティワーカーが相談受付やサロン巡回によって地域住民や民生委員から集約し、CSW に報告される。CSW はコミュニティワーカーからの情報共有及び出張相談等にて得た情報を、地域包括支援センターや各関連部署など、適切な窓口へ共有する。情報提供を受けた部署は、地域ケア会議やケース会議にて検討を行い、当該会議内で対応可能な内容である場合は、そのまま対応を進める。要援護者の抱えている課題が複合的である場合など、同部署のみでは対応が困難な事例についてのみ、支援会議に諮ることで多角的な視点から対応方法を検討する。支援会議であらゆる事例を検討するのではなく、高齢者であれば地域ケア会議、障害であればケース会議など専門性をもった会議で解決できる問題は当該会議内で解決するという考え方である。

○ 支援会議の設置直後は、どのような情報を共有すれば良いのか構成員が迷う可能性があるため、軌道に乗るまでは、自立相談支援事業の新規ケースと生活保護廃止ケースを中心に進め、支援会議における情報共有のモデルを示す。各部会内での情報共有方法については、どのような方法が望ましいのかを各部会内で検討し、方針を定めていく。支援会議を効果的に活用していくためには、支援会議に参加することでメリットのある情報共有が可能であるということを構成員に感じてもらう必要がある。

○ また、支援会議内で検討した結果、既存の制度では対応が困難であると判断された課題については、今後の課題として柏原市の地域福祉計画や総合計画に反映していくことで、市内における支援体制強化を図る。

図表75　柏原市における地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制のイメージ

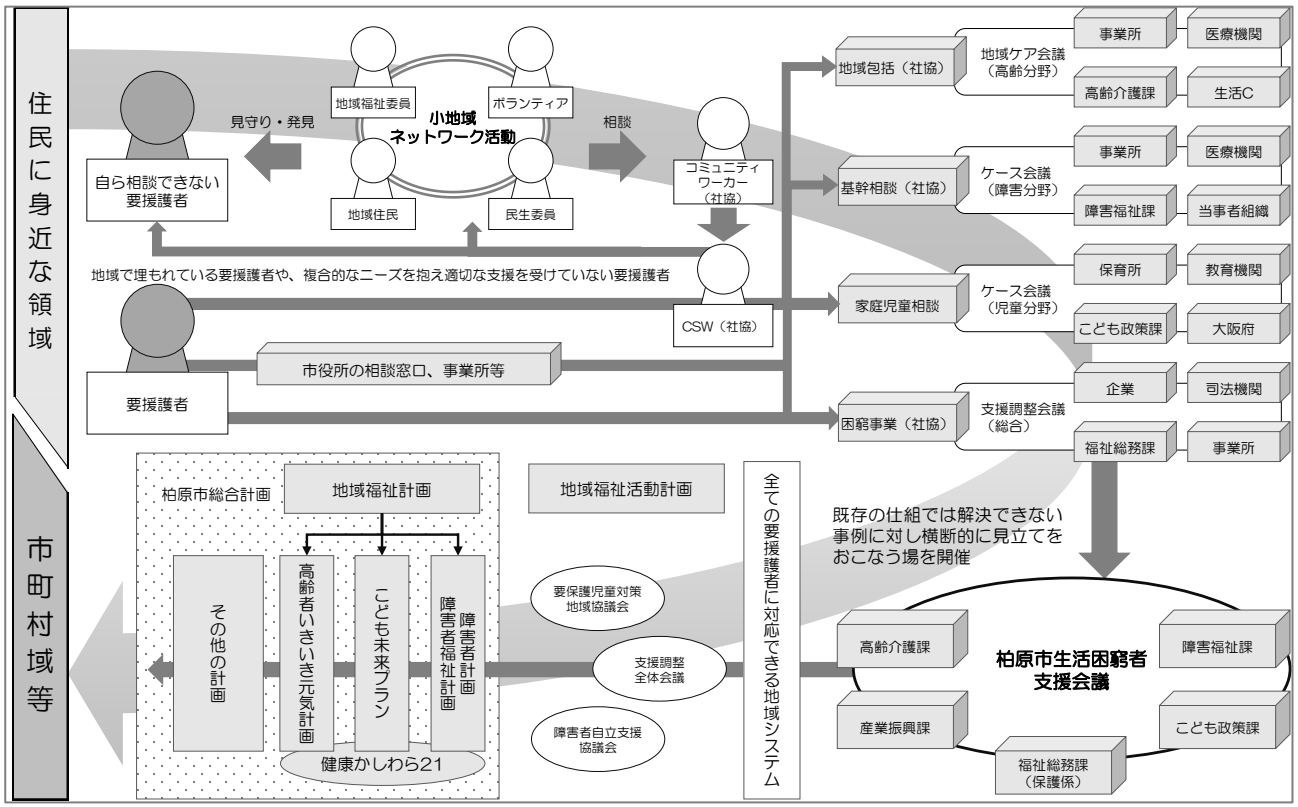

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料より作成

(3) 支援会議で共有した情報の活用方法

○　支援会議で情報共有を行った後の対応は、ケースによって異なることが想定される。例えば、ある家庭に介入したいが、本人から拒否されている場合には、地域包括支援センターや CSW に、支援会議にて情報共有がなされているということは伏せつつ、何か別の要件がある際に併せて訪問してもらうことなどが考えられる。それ以外にも、支援会議の主管部署に情報が提供された段階で、コミュニティワーカーから民生委員や地区福祉委員に依頼して、状況を確認することも可能である。このように別の機会を活用して、情報収集に努めることで、情報提供がなされたケースについて、既にどこかが支援に関わっていることが分かるケースもあると想定される。

○　従来は 1 つのケースに多くの機関が関わりを持っているにもかかわらず、相談者に対して各機関がどのような支援を行っているのか、相互に情報共有ができていないケースがあった。たとえば、生活困窮の相談に来た方が、半年前に就労の相談に来ていたようなことなどがあげられる。このようなケースを、支援会議にて共有することで、各部署におけるこれまでの対応内容を把握し、その後についても役割分担を明確にしながら、支援者に対して一貫した支援を行うことが可能となる。

○　また、支援を行う際には、支援対象者の状況や支援の段階等により、主担当となる部署が変わるため、それらの調整も支援会議で行うことが可能である。

(4) 支援会議で使用する資料等の取扱い

○ 支援会議では生活困窮者などの支援が必要な方に対して予防的にアプローチしていくことを目的としていることから、各ケースの内容が記載された支援会議当日の配布資料は、基本的に参加者が持ち帰ることとする。参加者が持ち帰ることによって、各機関に相談者が訪れた際、その方が既に他の機関に関わっているか、関わっている場合はどのような支援を受けているか等を確認することが可能となる。

○ 参加機関は各部署で支援会議の資料保存のためのファイルを一冊作成し、課長などの責任者のもとで保管する。また、資料にはすべてナンバリングを行うことで、どの参加機関が何番の資料を持っているかを把握可能としている。また、万が一、資料の紛失等があった場合に備え、氏名が記載されている資料とケースの内容が記載されている資料は別に作成しておくことで、片方の資料が流出したとしても氏名とケース内容が紐づかないよう工夫を行うこととしている。

○ 支援会議に相当する第 2 水曜日の定例会議については、自立相談支援事業の新規ケース（参考資料 2、3）及び生活保護の廃止ケース（参考資料 4、5）のそれぞれに対応する資料フォーマットを作成した。いずれのフォーマットにおいても、1 枚目（参考資料 2、4）に氏名などの基本情報、2 枚目（参考資料 3、5）にケースの概要を記載する形となっている。自立相談支援事業の新規ケースについては、ケースの概要欄に支援方針や生活困窮の要因などを記入するようになっている。生活保護廃止ケースについては、生活保護の廃止にあたってケースワーカーが懸念している事項をケースの概要欄に記入してもらう様式となっている。

○ 支援会議の構成員が福祉総務課への情報提供をする際には、支援調整会議で使用しているアセスメントシートのフォーマットにケースの概要を記載してもらう。個人情報を記載するかどうかは各構成員に委ねられるが、個人情報を含めた形で記載する際には、支援会議当日に使用する資料と同様にナンバリングを行う。

○ 議事録は各会議の運営者が毎回作成する。会議の内容を記録・管理することが目的であり、構成員への配布等は行わないことから、個人情報も含めた形で記載する。

○ 平成 30 年 12 月に運用を開始したばかりであり、これから検討していかなければならないことが多いため、まずは自立相談支援機関からのケースをあげて、会議に諮ることで、関係者に支援会議の意義や活用方法、会議資料の作り方、支援体制の構築に関するイメージ等を共有していくことで、有効に会議を活用していきたい。

参考資料１　柏原市生活困窮者支援会議設置要綱

（趣旨）
第 1 条　生活困窮者に対する支援を早期的・包括的に図るため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する、柏原市生活困窮者支援会議（以下「支援会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（業務）
第 2 条　支援会議は、次に掲げる業務を行う。
(1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
(2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
(3) 自立相談支援事業における相談者への支援計画の妥当性についての確認
(4) 支援計画についての必要な修正
(5) 支援計画に基づく支援の評価並びに今後の支援に当たっての支援方針及び各機関の役割についての確認

（組織）
第 3 条　支援会議は、別表に掲げる支援機関に属する者、その他柏原市健康福祉部長が必要と認める者（以下「構成員」という）をもって構成する。
2　支援会議を円滑に運営できるよう、支援会議の下に次に掲げる部会を設置する。
(1) 就労支援部会
(2) こども若者支援部会
(3) 生活困窮者民間支援部会

（総括者）
第 4 条　支援会議に総括者を置く
2　総括者は健康福祉部長をもって充てる。
3　総括者がやむを得ない理由により出席できない場合は、福祉総務課長がその職務を代理する。

（支援会議の開催）
第 5 条　支援会議は、総括者が構成員を選定して招集する。
2　支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

（意見の聴取等）
第 6 条　統括者は、第 2 条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）
第 7 条　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
2　前項に違反して情報を漏らした者は、法第 28 条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（庶務）
第 8 条　支援会議の庶務は、健康福祉部福祉総務課が処理する。
（雑則）
第 9 条　この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

附則
この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（1） 柏原市健康福祉部福祉総務課
（2） 柏原市健康福祉部高齢介護課
（3） 柏原市健康福祉部障害福祉課
（4） 柏原市健康福祉部こども政策課
（5） 柏原市市民部産業振興課
（6） 柏原市市民部人権推進課
（7） 社会福祉法人柏原市社会福祉協議会
（8） その他の関係機関

就労支援部会

（1） 柏原市健康福祉部福祉総務課
（2） 柏原市市民部産業振興課
（3） 柏原市健康福祉部障害福祉課
（4） 柏原市健康福祉部こども政策課
（5） 社会福祉法人柏原市社会福祉協議会
（6） 藤井寺公共職業安定所
（7） 公益財団法人柏原市シルバー人材センター
（8） 南河内若者サポートステーション
（9） その他の関係機関

こども若者支援部会

（1） 柏原市健康福祉部福祉総務課
（2） 柏原市健康福祉部こども政策課
（3） 柏原市健康福祉部こども育成課
（4） 柏原市健康福祉部健康福祉課
（5） 柏原市教育部社会教育課
（6） 柏原市教育部指導課
（7） 藤井寺保健所
（8） 社会福祉法人柏原市社会福祉協議会
（9） その他の関係機関

生活困窮者民間支援部会

（1） 柏原市健康福祉部福祉総務課
（2） 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
（3） 社会福祉法人柏原市社会福祉協議会
（4） 社会福祉法人柏原寿光会
（5） 社会福祉法人日本コイノニア福祉会
（6） 社会福祉法人明寿会
（7） その他の関係機関

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料

参考資料２　支援会議資料フォーマット（自立相談支援事業の新規ケース【個人情報記載用】）

No.	受付日	氏名	性別	年齢	住所		世帯構成		相談経路	支援方針
							続柄	年齢		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料

参考資料３　支援会議資料フォーマット（自立相談支援事業の新規ケース【ケース概要記載用】）

No.	相談種別				任意事業 その他事業				相談内容	支援方針
1		病気・健康		就労		住宅確保給付		貸付（市・社協）		
		生活費		介護・子育て		就労準備支援		社会貢献事業		
		住まい（家賃）		障がい		認定就労支援		フードバンク		
		債務		引きこもり		一時生活支援		生活支援・共同募金		
		家族関係		その他		就労自立促進		法律相談事業		
2		病気・健康		就労		住宅確保給付		貸付（市・社協）		
		生活費		介護・子育て		就労準備支援		社会貢献事業		
		住まい（家賃）		障がい		認定就労支援		フードバンク		
		債務		引きこもり		一時生活支援		生活支援・共同募金		
		家族関係		その他		就労自立促進		法律相談事業		
3		病気・健康		就労		住宅確保給付		貸付（市・社協）		
		生活費		介護・子育て		就労準備支援		社会貢献事業		
		住まい（家賃）		障がい		認定就労支援		フードバンク		
		債務		引きこもり		一時生活支援		生活支援・共同募金		
		家族関係		その他		就労自立促進		法律相談事業		
4		病気・健康		就労		住宅確保給付		貸付（市・社協）		
		生活費		介護・子育て		就労準備支援		社会貢献事業		
		住まい（家賃）		障がい		認定就労支援		フードバンク		
		債務		引きこもり		一時生活支援		生活支援・共同募金		
		家族関係		その他		就労自立促進		法律相談事業		
5		病気・健康		就労		住宅確保給付		貸付（市・社協）		
		生活費		介護・子育て		就労準備支援		社会貢献事業		
		住まい（家賃）		障がい		認定就労支援		フードバンク		
		債務		引きこもり		一時生活支援		生活支援・共同募金		
		家族関係		その他		就労自立促進		法律相談事業		

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料

参考資料４　支援会議資料フォーマット（生活保護の廃止が見込まれるケース【個人情報記載用】）

No.	廃止日	氏名（世帯主）	住所	性別	年齢	世帯構成	
						続柄	年齢
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料

参考資料５　支援会議資料フォーマット（生活保護の廃止が見込まれるケース【ケース概要記載用】）

No.	廃止理由	ケース概要	CWからのコメント
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

（出典）柏原市ヒアリング調査受領資料

３．長崎県対馬市の取組事例

★本事例のポイント★

①関係機関間の連携体制構築のための支援会議（107 ページ）

✧ 対馬市では、地域ケア会議等の場における関係機関間での情報共有が進まない点に課題を感じていた。支援会議の設置によって、情報共有に関する本人同意がないケースでも関係機関が安心して情報共有を行えるようになるため、関係機関間での連携強化及び包括的な支援体制の構築につながり、生活困窮者等への手厚い支援が可能になるのではないかと考えている。

②市内の町単位にて支援会議を開催（108 ページ）

✧ 支援会議は月 1 回の定例開催とし、平成 31 年 4 月より市内の 6 町で順番に開催予定である。町単位での開催とし、当該地域の居宅介護支援事業者、小中学校の教務主任、校長などを構成員として招集することで、生活困窮者等に関する効率的な情報共有及びその後の支援を可能とする。

③地域ケア会議等における支援会議の枠組みの活用（108 ページ）

✧ 支援会議は、基本的には月 1 回の定例開催とするが、地域ケア会議等で個人情報の共有が必要となった場合には、参加者が安心して情報共有を行えるよう、支援会議の枠組みをあてはめた上で、臨時の支援会議として位置づけることを想定している。

(1) 対馬市の概要

○ 長崎県対馬市は、対馬海峡に位置する人口約 3 万人の都市である。

○ 対馬市福祉事務所保護課（以下「保護課」という。）が生活困窮者自立支援事業を担当しており、自立相談支援機関は直営で設置している。

○ 自立相談支援機関の設置数は 1 か所、平成 29 年度の新規相談受付件数は 46 件である。

○ また、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく任意事業のうち、平成 30 年度から一時生活支援事業、就労準備支援事業を実施しており、平成 31 年度 4 月からは学習支援事業、家計改善支援事業を実施予定である。

(2) 支援会議について

① 支援会議設置の背景

○ 自立相談支援事業は平成 27 年 4 月の事業開始から平成 29 年 9 月までは福祉課の所管であったが、平成 29 年 10 月に福祉課から保護課の所管へと移行した。これまでは任意事業を実施していなかったが、平成 30 年度から順次、任意事業をスタートしている。任意事業のスタート等に伴い、相談件数は増加傾向にあるが、関係機関間での情報共有がスムーズに進まず、課題を感じることある。

○ 現在、地域ケア会議等に助言等を行う立場として参加しているが、出席者それぞれが情報を持っていても会議の場では個人情報保護を意識してか、情報の共有が円滑に行われていないように思われる時もあり、各機関が連携した効果的な支援に繋がっていないと感じている。

○ また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には本人同意無しの個人情報共有が可能だとされている。しかし、これまで検討してきたケースの中で、上記要件に該当すると考えられる場合でも適切な情報共有がなされていないケースもあった。

○ アウトリーチの施策として、ケーブルテレビ放送における自立相談支援事業の宣伝や、市内の小学校の在校生全員へのパンフレット配布、年金相談窓口におけるパンフレット配布などを行っているが、地域コミュニティが狭いことから、支援を受ける際の地域の目を気にする方や、公共交通機関が充実していない地域であることから、自家用車等の移動手段を持たない方にとっては相談窓口までの交通手段がなく、本人からの自発的な相談は少ない状況である。

○ 支援会議を設置し、各関係機関が保有する情報を共有することで、関係機関間での連携強化及び包括

的な支援体制の構築につながり、生活困窮者等への手厚い支援が可能になるのではないかと考えている。

② 支援会議の設置方針（案）

（設置方法）

○ 設置要綱の原案（参考資料 1）を 12 月に作成し、現在は精査中の段階である。今後、設置要綱には支援会議の参加者に対する交通費等の費用弁償に関する項目を追加予定である。

○ 開催頻度は月 1 回とし、平成 31 年 4 月から対馬市内の 6 町（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）で順番に開催予定である（図表 76）。各町で最初に開催する支援会議（平成 31 年 4 月～9 月）では、個人情報の共有が可能であるという支援会議の特徴や開催意義について説明し、各町における 2 回目の支援会議（平成 31 年 10 月～平成 32 年 3 月）より、生活困窮者等に関する情報共有を開始予定である。

○ 原則、月 1 回の定例開催を想定しているが、地域ケア会議等において個人情報の共有が必要とされる場合には、支援会議の枠組みをあてはめた上で、臨時の支援会議として位置付けることも考えている。

○ 記録は保護課の主任相談員が作成し、支援会議で情報共有したケースについて関係する機関に共有を行う予定である。

図表76　対馬市支援会議 設置スケジュール

	平成30年度					平成31年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予算	要求 ↓ 査定	財務課長査定	市長査定		議会承認												
設置要綱		原案完成	精査	精査	設置要綱起案	4/1 施行											
開催地						厳原町（第1回）	美津島町（第1回）	豊玉町（第1回）	峰町（第1回）	上県町（第1回）	上対馬町（第1回）	厳原町（第2回）	美津島町（第2回）	豊玉町（第2回）	峰町（第2回）	上県町（第2回）	上対馬町（第2回）

（出典）対馬市ヒアリング調査受領資料より作成

（構成員）

○ 構成員は設置要綱にて定められており、対馬市役所の関係部署をはじめ、保健所や職業安定所、教育委員会、対馬市社会福祉協議会、地域包括センター、各地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどが含まれている。各回の参加人数は 10 名程度となる見込みである。

○ ひきこもりや不登校、知的障害の児童に対するアウトリーチの観点から、教育委員会に加え、各町の小中学校の教務主任、校長などを構成員に含め、必要に応じて情報共有を行うことを想定している。市内の学校は小学校が 19 校、中学校が 12 校、高校が 3 校であるため、各校から 1 名ずつ支援会議に参加してもらえればと考えている。

○ 民生委員・児童委員については、各町における 2 回目の支援会議以降、必要に応じて招集する予定である。各町における第 2 回支援会議の開催前に各地域の民生委員児童委員協議会に主任相談員が出向き、支援会議の説明を行った上で、参加希望の方がいれば出席可能である旨を伝える。なお、支援会議の参加にあたってバスやタクシーを利用した民生委員・児童委員には交通費を支給する予定である。

○ 法テラスからは弁護士に参加してもらい、支援会議にて情報共有したケースについて法律的観点からの助言を依頼する予定である。

(3) 支援会議の活用方法

（支援会議にて共有した情報の活用）

○ 情報共有を行ったケースについて、支援会議において各機関の役割分担と支援方針を検討し、必要に応じて本人へのアプローチ（居宅介護支援事業所との同行訪問）や見守りを実施していきたい。本人にアプローチしたものの介入や支援が拒否されたケースについては、見守りを強化することで何かきっかけがあった際に迅速な対応・支援ができるよう体制を整える。

○ 包括的支援体制の構築の一環として支援会議を設置する。個別の支援プランは、支援調整会議で検討

しようと考えている。

○　また、以前から実施している地域ケア会議についても必要に応じて支援会議の枠組みを活用し、臨時の支援会議と位置付けたうえで個人情報の共有を行うことも想定される。

（見守りネットワークとの連携）

○　支援会議の設置と並行し、福祉課において、ライフライン事業者等との間で通報に関する協定締結による見守りネットワークの設置（平成 31 年 4 月開始予定）を進めている。協定締結により、水道や電気の検針、郵便配達等で異変が見られた際には協定締結事業者から福祉課への通報が可能となる。同ネットワークの見守り対象は高齢者や生活困窮者、不登校の児童など幅広く設定されており、協定締結事業者向けパンフレットには各ケースに応じた相談窓口も記載予定である。なお、平成 31 年 1 月末時点では、ライフライン事業者や日本郵政を含む 22 事業者が加盟予定となっている。

○　協定締結事業者からの通報窓口は福祉課に統一しているが、各ケースについて福祉課が担当の部署を決めて振り分ける方式ではなく、関係する機関や団体すべてで情報共有をしながら連携し、支援を行う方針である。

○　また、見守りネットワークには保護課も含まれるため、見守りネットワークのメンバーが集まって個人情報を共有する際には臨時的な支援会議を開催する可能性もある。

○　支援において役割分担をしながらも、各機関で情報共有をし、連携しながら進めていけるような体制整備を目指しており、支援会議がそのきっかけになればと考えている。

(4) 今後に向けた取組

○　支援会議の設置をきっかけに、関係機関間での連携体制を構築していきたい。平成 30 年 4 月開始予定の家計改善支援事業は福岡県の生活協同組合連合会グリーンコープ生協ふくおかの協力を得て実施する予定であり、同事業のスタートに向けて税務課との連携が進み始めている。税務課との連携を契機として、水道局などの市役所内の様々な部署との連携が広がるように努力していく意向である。

○　従来は、生活困窮等の課題を抱えてから支援につながるまでに時間がかかり、相談に来る頃には生活保護受給という選択肢しか残っていないというケースが散見された。支援会議の設置によって関係機関間の連携が進み、包括的な支援体制が構築されれば、課題を抱えたとしても早期に支援につなげることができ、自立に近づくケースが多くなるのではないかと考えている。

○　現在、支援会議の設置や見守りネットワークの設置、任意事業の開始など様々な取組を並行して実施している。これらの取組を相互に連携させ、対馬市における包括的な支援体制を構築していきたい。

参考資料１　対馬市支援会議設置要綱（案）

（設置）
第1条　生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）に対する適切な支援を図るため、法第9条第1項の規定に基づき、対馬市支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条　支援会議は、対馬市福祉事務所長事務委任規則（平成16年対馬市規則第47号）第14条の規定に基づき、対馬市福祉事務所長（以下「所長」という。）が執り行う。
2　支援会議は、次に揚げる事項を所掌する。
（１）　生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
（２）　生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
（３）　その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）
第3条　支援会議は、別表に揚げる関係機関・団体に属する者その他所長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（報酬及び費用弁償）
第4条　前条に掲げる構成員には、報酬は支給しない。
2　構成員が支援会議に出席したときは、旅費規程に基づいて計算し支給する。

（会議役員）
第5条　支援会議に会長、副会長及び議長を置く。
2　会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
3　会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5　議長は、第9条に定める主任相談支援員又は相談支援員が執り行う。

（支援会議の開催）
第6条　支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。
2　支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。
3　支援会議の記録は、第9条に定める主任相談支援員又は相談支援員が作成し、支援会議に出席した構成員2名が署名・押印をもって承認する。

（意見の聴取等）
第7条　会長は、第2条に揚げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）
第8条　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由無く、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2　前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる。

（庶務）
第9条　支援会議の庶務は、所長が、法第5条に基づく対馬市の生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員又は相談支援員に命じて処理するものとする。

（雑則）
第10条　この告示に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附　則
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	機関・団体の名称
1	対馬市福祉事務所
2	対馬市役所（各保健センター・地域包括支援センター市民課・税務課・管理課・保険課・その他関係課）
3	対馬市教育委員会
4	長崎県対馬保健所
5	対馬公共職業安定所
6	対馬市社会福祉協議会
7	介護保険居宅介護支援事業所
8	障害者相談支援センター
9	法テラス法律事務所
10	学校養護教諭
11	対馬市民生委員児童委員協議会
12	その他の関係機関・団体

（出典）対馬市ヒアリング調査受領資料

第３節　支援会議の類似の会議体における取組事例調査

１．東京都足立区の取組事例（要保護児童対策地域協議会）

★本事例のポイント★

①個人情報に関する守秘義務の徹底（113 ページ）

○　構成員への守秘義務は児童福祉法第 25 条の 5 において規定されている。守秘義務の周知徹底を図るため、個別ケース会議では毎回、会議冒頭で児童福祉法による守秘義務について参加者に告知している。

②個別ケース会議の柔軟な運用（114 ページ）

○　足立区では個別ケース会議は必要に応じて随時開催としており、構成機関からの要請があった際に関係機関を招集する形としている。会議のレジュメは支援課で作成するが、個別のケース内容に関連する資料は当該ケースの担当機関が作成して持参することとしている。

○　個別ケース関連資料の様式は自由であり、特に定めているものはない。また、配布資料は回収する場合もあれば、匿名で資料作成されているケース等では参加者が持ち帰る場合もあり、状況に応じて柔軟に運用している。

(1) 会議体の概要

○　足立区の要保護児童対策地域協議会（以下「足立区要対協」という。）は児童福祉法（平成 29 年法律第 71 号）第 25 の 2 第 1 項及び「足立区要保護児童対策地域協議会設置要綱」に基づいて設置されており、事務局は足立区こども家庭支援課（以下「支援課」という。）が担っている。

①　会議体の構造

○　代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の 3 階建ての構造となっている。

○　代表者会議は構成機関の代表者（管理職等）により構成されている。同会議では、実務者会議の活動報告を受け、要保護児童等への適切な支援に関する枠組みを検討する。開催頻度は年 1 回である。

○　実務者会議は構成機関の実務者により構成されている。同会議では、要保護児童等の情報共有・連携強化について検討を行う場として機能しており、「地区連絡会議」「虐待ケース調整会議」「進行管理会議」「産前産後養育支援連絡会議」の 4 つの会議に分かれている。各会議の開催回数、構成機関等については下記の通りである。

図表77　実務者会議の概要

	会議目的
地区連絡会議	・ 地区の現状理解 ・ 事例検討による相互理解と対応研修
虐待ケース調整会議	・ 当月受理分の情報共有とハイリスクケースの協議
進行管理会議	・ 各担当ケースの進行管理と援助方針決定
産前産後養育支援連絡会議	・ 妊娠届、赤ちゃん訪問で評価したリスク度の共有、ケースの主担当振り分け

（資料）足立区ヒアリング調査受領資料

○　個別ケース会議では、各構成機関の担当者が個別ケースについて、情報共有や支援方針、役割分担の検討を行う。定例開催ではなく、必要に応じた随時開催としており、支援課が構成機関から会議開催の要請を受け、関係機関に出席依頼し、会議を招集することが多い。年間の開催回数は 100 回程度である。なお、支援に関する細かい個別調整は担当者、関係機関の間で随時実施している。

○　個別ケース会議には構成機関のうち、会議で取り扱う個別ケースに関わる関係機関のみが参加する。

○　守秘義務の周知徹底を図るため、個別ケース会議では毎回、会議冒頭で児童福祉法による守秘義務について参加者に告知している。

②　構成機関

○　足立区要対協の構成機関は図表 78 の通りである。各構成員は、子どもの保護・見守りの実施やセンターとの情報共有などの様々な形で足立区要対協に関わりを持っている。
○　構成員の依頼は機関・団体ごとに行っており、特定の個人への委嘱は行っていない。また、必要に応じて協議会に属していない機関への出席を求めることができる。
○　また、構成員に対する守秘義務は児童福祉法（平成 29 年法律第 71 号）第 25 条の 5 において規定されている（図表 79）。

図表78　足立区要対協の構成機関

会長・ 副会長	足立区長（会長） 足立区教育委員会教育長（副会長）		
民間・ 都の機関	足立児童相談所 足立区民生・児童委員協議会 足立区私立幼稚園協会 足立区私立保育園連合会 足立区人権擁護委員 足立区医師会 足立区歯科医師会 千住警察署 西新井警察署 竹の塚警察署 綾瀬警察署 足立区保護司会 足立区更生保護女性会 NPO 法人東京養護家庭の会 かがやき支部 うめだ・あけぼの学園 足立特別支援学校 城北特別支援学校 南花畑特別支援学校 児童養護施設 クリスマス・ヴィレッジ 児童養護施設　暁星学園 子どもと家庭に関する NPO 法人 足立区立あすなろ大谷田 西新井栄荘	区の機関	子どもの貧困対策担当課 戸籍住民課 住区推進課 くらしとしごとの相談センター 親子支援課 障がい福祉課 障がい福祉センター　あしすと 足立福祉事務所 保健予防課 保健所・保健センター 学務課 教育指導課 子ども政策課 子ども施設整備課 子ども施設運営課 子ども施設入園課 支援管理課 教育相談課 区立中学校長会 区立小学校長会 区立園長会 こども支援センター

（出典）足立区ヒアリング調査受領資料

図表79　児童福祉法（抄）

第二十五条の五　次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
三　前二号に掲げる者以外の者　協議会を構成する者又はその職にあった者

(2) 資料・議事録作成方法等

① 資料作成方法・管理等

○ 会議のレジュメは支援課で作成するが、個別のケース内容に関連する資料は当該ケースの担当機関が作成して持参することとしている。個別ケース関連資料の様式は自由であり、特に定めているものはない。また、配布した資料は回収する場合もあれば、匿名で資料が作成されているケースなどで参加者が持ち帰る場合もある。

② 議事の記録

○ 代表者会議では議事概要を作成し、実務者会議では配布資料を保存している。

○ 個別ケース会議では、ケース記録に協議結果を記録として残すほか、会議の議事要旨も作成している。議事要旨等のフォーマットはなく、それぞれの担当にて作成している。

(3) 情報共有における課題等

○ 外部機関に情報提供を依頼する際、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 4 について説明を行うことで、ほとんどの機関から協力を得ることができる。

２．滋賀県野洲市の取組事例（消費者安全確保地域協議会）

★本事例のポイント★

①消費者被害の予防を目的とした見守りリストの活用（116 ページ）

✧ 野洲市では消費者安全法に基づき、消費者庁には行政処分した事業者が保有する顧客名簿、消費者安全確保地域協議会の構成員である警察には振り込め詐欺等リストの情報提供の求めを行い、見守りリストを作成している。

✧ 作成した見守りリストは消費者安全確保地域協議会における担当者会議の構成員（警察、民生委員児童委員、市の地域包括支援センター、高齢福祉課、健康推進課、障がい者自立支援課）に情報提供することで、見守り対象者に異変があった場合には速やかに野洲市消費生活センター（市民生活相談課）へ連絡することを可能にしている。

②見守りリストの管理の徹底（116 ページ）

✧ 見守りリストの管理徹底のため、構成員への提供時にはあらかじめ利用期間を定めており、利用期間終了後は速やかに返納することが義務付けられている。また、見守りリストの提供を受けた構成員は年 1 回、野洲市に対して見守りリストの活用実績報告をすることとされているため、見守りリストがどのように活用されたかを野洲市が把握できる仕組みとなっている。

②罰則付きの守秘義務規定による個人情報保護（116 ページ）

○ 消費者安全法第 11 条の 5 において協議会の事務に関して知り得た秘密に関する守秘義務が規定されており、第 53 条においては守秘義務違反をした者に対する罰則が定められている。見守りリストに記載されている情報は消費者安全法第 11 条の 5 の「協議会の事務に関して知り得た秘密」に該当するため、この情報を漏らした場合には第 53 条の規定に基づき、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処される。

(1) 会議体の概要

○ 高齢者や障がい者をはじめとする消費者被害にあいやすい市民に対し、見守り等の取組を行うことで、消費者の安全を確保するため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の第 11 条の 3 第 1 項（参考資料 1）の規定に基づき、平成 29 年に野洲市消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」とする。）を設置した。協議会の事務局は野洲市市民部消費生活センターが担っている。

○ 協議会設置の根拠規定は野洲市くらし支えあい条例第 8 条であり、組織や運営に関する規定は「野洲市消費者安全確保地域協議会設置要綱」（参考資料 2）にて定めている。また、協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するため、「野洲市消費者安全確保地域協議会事務取扱マニュアル [8]」を作成し、同マニュアルに基づいて協議会を運営している。

① 会議体の構造

○ 協議会は、協議会全体の全体会議と担当者会議で構成されており（参考資料 3）、各会議の構成員は図表 80 の通りである。

○ 全体会議には協議会の会長や構成員となっている機関の代表者が出席し、見守りリストの提供要請や市内における消費者被害発生状況の情報共有などを行う。担当者会議には見守り対象となる方に関係する構成員のみが参加し、個別の見守り等の実施方法の検討や支援方針の決定実施方針の検討や見守り等で把握した情報の共有・報告が実施される。なお、担当者会議に出席する構成員の選任は事務局が行う。

---

[8] 野洲市消費者安全確保地域協議会事務取扱マニュアル
（野洲市 HP：http://www.city.yasu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/18/chiikikyougikaimanyuaru.pdf）

図表80　協議会の構成機関

全体会議	✓ 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会 ✓ 守山警察署 ✓ 民生委員児童委員 ✓ 介護サービス事業所 ✓ 障害福祉サービス事業所 ✓ 医療機関 ✓ 野洲市市民生活総合支援推進委員会 ✓ その他会長が必要と認めるもの
担当者会議	✓ 民生委員児童委員 ✓ 守山警察署 ✓ 障がい者自立支援課 ✓ 高齢福祉課 ✓ 地域包括支援センター ✓ 健康推進課

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

②　見守りリストについて

（見守りリストの作成）

○　事務局は消費者安全法の第 11 条の 2 に基づき、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報等を消費者庁より年 1 回受領している。また、協議会の構成員である守山警察署より、詐欺犯が所持していた顧客名簿、福祉事務所からは障害者手帳・介護保険台帳リストの提供を受けている。これらの受領リストや事務局が保有する相談情報（PIO-NET 情報等）を集約し、見守りリストを作成する。なお、平成 30 年度の見守りリスト対象者は 400 名前後である。

○　見守りリストの更新は年度更新と随時更新の 2 種類に分かれている。年度更新は年 1 回、消費者庁から情報提供を受ける際に初年度に作成した見守りリストを加筆・修正する形で実施する。随時更新は見守りリストに記載されていないが見守りが必要だと判断される方を発見した場合や、見守り対象者の情報に変更があった場合など、必要に応じて事務局が実施する。

（見守りリストの提供の流れ）

○　全体会議または担当者会議にて見守りリスト提供の要請に関する議事を行った上で、事務局に対して見守りリストの提供を要請する。要請を受けた事務局は担当者会議に対して「見守りリストの提供に関する通知書」を発行し、見守りリストの提供を行う。提供を受けた構成員は「見守りリスト受領書」を事務局に提出する。なお、見守りリストの提供は担当者会議の構成員のみと限定している。

○　また、見守りリストには利用期間が設けられており、提供を受けた構成員は利用期間経過後、事務局に対して速やかに見守りリストを返納し、返納書を提出する必要がある。

（見守りリストの活用）

○　見守りリストの提供を受けた構成員は、対象者の自宅訪問に加え、ケース会議における他の構成員や、地域包括支援センターなどへの聞き取りによる情報収集を行い、対象者に異変がある場合には必要に応じて事務局へ通報する。なお、他の構成員や地域包括支援センターへ聞き取りを実施する際には、対象者が見守りリストに入っていることは伝えない。

○　見守りリストの活用実績については、提供を受けた構成員が年度ごとに作成し、事務局へ提出する。

(2) 守秘義務について

○　消費者安全法第 11 条の 5 において協議会の事務に関して知り得た秘密に関する守秘義務が規定されており、第 53 条においては守秘義務違反をした者に対する罰則が定められている。見守りリストに記載

されている情報は消費者安全法第 11 条の 5 の「協議会の事務に関して知り得た秘密」に該当するため、この情報を漏らした場合には第 53 条の規定に基づき、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処される。

○　構成員に対して見守り対象者の個人情報が提供されること、罰則付きの守秘義務が課せられることから、委嘱は書面にて実施している。

参考資料１ 消費者安全法（抄）

第四節　消費者安全の確保のための協議会等

（消費者安全確保地域協議会）

第十一条の三　国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

（協議会の事務等）

第十一条の四　協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2　協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4　協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

（秘密保持義務）

第十一条の五　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第十一条の六　前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（消費生活協力団体及び消費生活協力員）

第十一条の七　地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2　消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

一　消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。

二　消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

三　消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うこと。

3　地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第十一条の八　消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第二項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（出典）消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）より抜粋

参考資料２ 野洲市消費者安全確保地域協議会要綱

（趣旨）
第 1 条 この告示は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づく野洲市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第 2 条 この告示において使用する用語は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。
2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 見守り等 市内の高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を要する者の消費者安全の確保を図るため、これらの者と適当な接触を保ち、見守ること、異変を察知したときは速やかに協議会に報告すること、消費生活上必要な又は有益な情報をこれらの者に提供することその他必要な措置を講じることをいう。
(2) 見守りリスト 法第 11 条の 2 の規定により市に提供された情報、過去の消費生活相談により市が取得した情報、見守り等を行う中で協議会が取得した情報その他見守り等を行うために必要な情報を見守り等の対象となる者ごとに集約したものをいう。
（協議会の組織）
第 3 条 協議会は、会長及び構成員をもって構成する。
2 会長は、市民部長をもって充てる。
3 構成員は、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（平成 23 年野洲市告示第 113 号）別表に掲げる者及び次に掲げる機関又は団体に属する者をもって充てる。
(1) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
(2) 守山警察署
(3) 民生委員児童委員
(4) 介護サービス事業所
(5) 障害福祉サービス事業所
(6) 医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所をいう。）
(7) その他会長が必要と認めるもの
（協議会の会議等）
第 4 条 協議会の会議は、全体会議（会長及び次項の規定による全体会議の構成員が参加する会議をいう。）と担当者会議（見守り等の対象となる者に関わる構成員のみが参加する会議をいう。）により構成する。
2 全体会議は、協議会を構成する機関又は団体の中から会長が選定した機関又は団体において推薦された者をその構成員とする。
3 担当者会議の構成員は、協議会の事務局がこれを選任する。
（全体会議の構成員の任期）
第 5 条 全体会議の構成員の任期は1年とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の全体会議の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 全体会議の構成員は、再任されることができる。
（全体会議の所掌事項等）
第6条 全体会議は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 見守りリストの提供の要請に関すること。
(2) 市の区域内で発生している消費者被害の状況及び傾向に関する調査並びに分析に関すること。
(3) 見守り等の事例の集積及び分析並びに見守り等の課題の検討に関すること。
(4) その他見守り等を効果的かつ円滑に行うために必要なこと。
2 全体会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
3 全体会議の会議は、第4条第2項の規定による全体会議の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4 全体会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（担当者会議の所掌事項）
第 7 条　担当者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 見守りリストの提供の要請に関すること。
(2) 見守り等の実施方法の検討及び方針の決定に関すること。
(3) 見守り等により把握した情報の共有及び事務局への報告に関すること。
(4) その他見守り等の対象となる者の消費者安全の確保を効果的かつ円滑に図るために必要なこと。
（事務局）
第 8 条　協議会の事務を処理するため、条例第6条第1項の規定により設置する野洲市消費生活センターに事務局を置く。
2　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
法第 11 条の 2 の規定により提供された情報の管理に関すること。
(1)　見守り等の対象となる者の選定に関すること。
(2)　見守りリストの作成及び管理に関すること。
(3)　第 6 条第 1 項第 1 号及び前条第 1 号に規定する見守りリストの提供の要請に対する提供の決定に関すること。
(4)　全体会議及び担当者会議の構成員名簿の作成及び管理に関すること。
(5)　見守り等の実施状況の管理に関すること。
(6)　全体会議及び担当者会議の開催及び関係機関との連絡調整に関すること。
(7)　その他協議会の運営に必要なこと。
（秘密保持義務）
第 9 条　協議会の会長及び構成員並びに協議会の事務に従事する者は、法第 11 条の 5 の規定により、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（留意事項）
第 10 条　見守りリストの提供その他の協議会の運営にあっては、この告示に定めるもののほか、会長が別に定める野洲市消費者安全確保地域協議会事務取扱マニュアルを参照するよう留意するものとする。
（その他）
第 11 条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

参考資料３　野洲市消費者安全確保地域協議会のイメージ

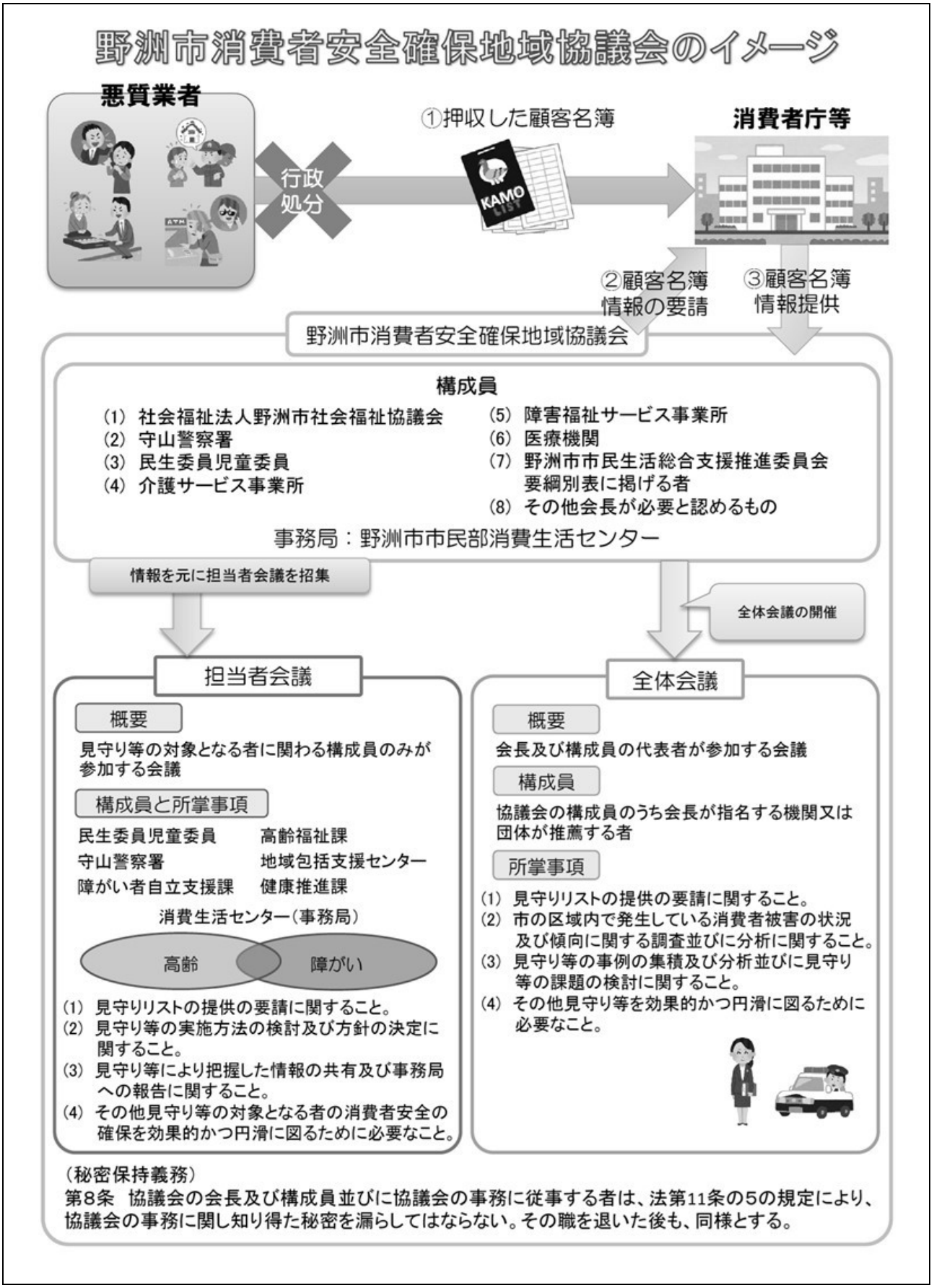

（出典）野洲市ヒアリング調査受領資料

第４節　調査結果のまとめ

（支援会議の設置予定・設置方法）

○　平成 30 年 6 月の調査時点では、支援会議の設置予定について、「有」が 3.5％で、「無」が 29.7％、「検討中・未定」が 66.8％であった。

○　また、自立相談支援機関の設置運営形態別にみると、「直営」、「委託」、「直営＋委託」のそれぞれに分散しており、設置運営形態による設置意向の違いはみられない。

（支援会議の設置方法）

○　支援会議の設置予定が「有」とした自治体に、支援会議の設置方法を聞いたところ、「現在の支援調整会議の設置要綱等のまま対応可能」が 57.1％で最も多く、「現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」と「検討中（未定）」が 19.0％で続く。

○　「現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」する予定の自治体に具体的な方法を聞いたところ、「現在の支援調整会議に構成員を増やす」が 100.0％、「支援調整会議において、情報共有や支援体制に関する協議の時間を設ける」が 50.0％となっている。

○　取組事例調査を実施した自治体のうち、大阪府柏原市では定例会と部会の 2 層構造とし、支援調整会議の機能を定例会の一部に引き継ぐ形で支援会議を設置している。また、神奈川県座間市では事務局の事務負担軽減の観点から、他の既存会議体（要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議等）との併催を検討している。さらに、長崎県対馬市では月 1 回の支援会議を定例会として開催するほか、地域ケア会議等で個人情報の共有が必要となった際に参加者が安心して情報共有ができるよう、支援会議の枠組みを地域ケア会議にあてはめた上で、臨時の支援会議として位置づけることを想定している。

（支援会議の設置理由）

○　取組事例調査を実施した自治体では、従来の情報共有に対して感じていた課題の解決を目的として支援会議の設置または設置に向けた検討が進められている。

○　大阪府柏原市では、支援調整会議において情報共有に関する本人同意が得られている案件のみ共有を行っていたが、より効果的な支援を実施するためには、本人同意がない段階でも情報共有を行い、予防的なアプローチを行う必要があるとの認識があり、支援会議の設置に至った。

○　また、神奈川県座間市では、自立相談支援機関が直営であることから、庁内での情報共有は比較的スムーズに進んでいるものの、外部の関係機関から自立相談支援機関への情報提供は本人同意がないと進まないという課題があったため、庁外の関係機関及び庁内の職員が安心して情報共有できる体制を整えるという目的のもと、支援会議の設置を検討することとなった。

○　長崎県対馬市では、構成員への守秘義務が課せられている地域ケア会議等において、参加者それぞれが情報を持っていても、個人情報保護を意識してか、会議の場では情報の共有が円滑に行われにくい場合もあった。そのため、各機関同士のスムーズな情報共有及び連携による包括的な支援体制の構築を目指し、法において罰則付きの守秘義務が規定されている支援会議の設置を検討するに至った。

（支援会議の構成員に対する守秘義務のかけ方）

○　支援会議を設置予定の自治体のうち、「現在の支援調整会議の設置要綱等のまま対応可能」、「現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」、「生活困窮者自立支援事業以外の他の会議体に新たな会議体と同等の役割を付与」により設置予定とした自治体に、構成員に対する守秘義務のかけ方を聞いたが、調査時点では「未定・わからない」が 58.8％と多くを占めた。

○　取組事例調査を実施した大阪府柏原市及び長崎県対馬市では、支援会議の設置要綱において、法第 28 条に基づく罰則付きの守秘義務が構成員に課されることを明示している。

○　支援会議の類似の会議体として取組事例調査を行った東京都足立区の要保護児童対策地域協議会では、構成員に対して児童福祉法に基づく守秘義務が課せられる旨を設置要綱において明示しているとともに、会議冒頭で毎回説明することで守秘義務の周知徹底を図っている。

（支援会議の構成員）

○　支援会議の構成員とする予定（検討中を含む）の機関については、「主任相談員」や「相談支援員」、

「就労支援員」で 9 割を超え、「社会福祉協議会」も 85.7%と多くなっている。

○ 取組事例調査を実施した自治体では、支援会議の構成員を設置要綱にて定めている。設置要綱には、主任相談員や相談支援員に加え、行政の関連部署（高齢分野、障害分野、子ども分野等）、教育委員会、保健所、公共職業安定所など様々な関連機関が挙げられている。いずれの自治体においても、設置要綱に記載された幅広い関係機関すべてを毎回招集するのではなく、事務局が会議内容に応じて構成員を選定し、招集する運用とすることが想定されている。

○ 支援会議の類似の会議体として取組事例調査を実施した東京都足立区の要保護児童対策地域協議会では、個別ケース会議を必要に応じて随時開催しており、事務局が構成機関から会議開催の要請を受けた際に、当該ケースの関係機関に出席依頼文書を発出し、会議を招集する形としている。また、滋賀県野洲市の消費者安全確保地域協議会においても、個人情報が掲載された見守りリストの共有を行う担当者会議の参加者は、事務局が構成員の中から選任する運用となっている。

（支援会議で使用する資料等の取扱い）

○ 支援会議で使用する資料については、その後の資料の活用目的などにより、様式や会議終了後の取扱い（回収または持ち帰り）が異なると考えられる。また、支援会議では情報共有に関する本人同意を得られていない個人情報を取り扱うことから、出席者や主な検討内容の記録を残すことが望ましいと考えられる。

○ 取組事例調査を行った大阪府柏原市では、個人情報（氏名等）とケース内容の記載用紙を分け、すべての配布用資料にナンバリングを実施するなどの工夫を行うことで、情報の安全管理を徹底しつつ、参加者が会議資料を持ち帰り、その後の見守り支援に活用することを可能にしている。また、神奈川県座間市では、庁内横断的に使用している相談受付票（「つなぐシート」）を支援会議の資料として活用し、支援会議の資料作成やその後の情報共有に係る事務負担軽減を図ることも検討している。

○ 支援会議の類似の会議体として取組事例調査を実施した足立区要保護児童対策地域協議会では、個別ケース会議の開催記録として、開催日時、支援対象者（氏名、年齢等）、主な情報共有事項、今後の支援方針及び役割分担などを記録している。また、滋賀県野洲市の消費者安全確保地域協議会では、見守りリストによって共有した個人情報を構成員がどのように活用したか把握するため、年度ごとに見守りリスト活用記録の提出を求めている。

（支援会議に諮ることが想定されるケース）

○ 支援会議に諮ることが想定されるケースとしては、支援対象者がひきこもりの場合など、支援及び情報共有に関する本人同意の取得が難しいケースが主に挙げられる。

○ 取組事例調査を実施した大阪府柏原市では、支援対象者が抱えている課題が複合的であり既存の会議体では解決策を見出すことが難しいケースを支援会議に諮ることで、より多様な視点で検討を行うことを想定している。また、神奈川県座間市では相談受付等で支援に対する本人同意を取得しているが、支援者を拡大すべきと考えられるケース（特に本人との連絡が途絶えたケース）についても支援会議に諮り、適切な支援に繋げることを検討している。

（本人同意が得られていない場合に情報を共有した後の対応予定）

○ 支援対象者本人が支援を受けることや関係機関と情報を共有すること等に同意していない場合に、関係機関等の間で情報共有をした後の対応予定については、「情報提供した構成員が引き続き見守りを継続する（本人や家族等の説得を継続することを含む）」が 57.8%で最も多く、次いで「緊急時に速やかに支援が行えるよう、関係機関（会議体構成員限り）において事前に準備をしておく」が 35.4%となっている。また、「未定・わからない」も 34.0%となっている。

○ 本人が支援や情報共有に同意していない場合で、本人にアプローチする際の方法や留意点、支援につなげる工夫のうち、本人への直接のアプローチとしては、電話や手紙によって支援の必要性に関する説明を繰り返し行う、当事者の世帯構成や属性に合わせて庁内の各部署と同行訪問につなげる、地域包括支援センターや社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携してアプローチするなどとなっている。なお、本人同意が得られていないケースにおいて、支援会議開催後に本人に対して直接アプローチをする場合は、支援会議で情報共有がなされた旨は伏せつつ、地域包括支援センターなどが

他の要件と併せて訪問して状況を確かめるなど、突然の訪問に対して本人から不信感を抱かれないよう留意する必要がある。

○　本人に直接アプローチすることが難しい場合の対応としては、関係機関において見守り体制を強化し、何かきっかけがあった場合に迅速な対応・支援ができるような体制を整備しておくことなどが挙げられる。

○　情報共有に関する法改正に対する意見のなかには、本人同意がなくても関係機関間での情報共有が認められるケースの例示や関連する様式の作成等を希望する声がみられる。

第４章　まとめ

○　本調査では、自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営等に係る実態及び取組事例を把握するとともに、支援会議について、全国の自立相談支援機関における設置意向及び設置予定の自治体の取組事例を調査した。

○　本調査結果の概要としては、以下のことが挙げられる。ただし、改正法の施行から半年に満たない時点でのまとめであることに留意されたい。現時点で、支援会議を立ち上げ、運用に至っている自治体はまだ少ないことから、今後、設置される支援会議の具体的な運用方法、支援会議で取り扱うことが適切なケース等について、引き続き、情報を収集、分析していくことで、支援会議の効果的な設置・運用のあり方を検討していく必要があると考えられる。

１．情報共有が円滑に進まないケース

○　支援調整会議等の関係者間で情報共有が円滑に進まないことがある場合の理由として、「アウトリーチ等により構成員は支援の必要を認識しているが、本人が支援の必要性を認識していない」が最も多く、支援及び情報共有に関する本人同意の取得が難しい場合には、支援調整会議の関係者間における情報共有が進まないことが明らかとなった。

○　また、情報共有が円滑に進まないケースにおいて本人が抱える課題としては「引きこもり・不登校」及び「家族間の課題」が 5 割を超えており、本人への接触が難しい状況において、関係者間での情報共有が円滑に進まないことが示唆された。特に本人が抱えている課題が「引きこもり」の場合においては、家族が自立相談支援機関へ相談を実施しても、本人が支援を拒むケースがあると考えられ、支援に対する本人同意を得ることが難しいことが想定される。

○　ひきこもりや不登校などの課題を抱える方に対する支援の困難さについては、大阪府柏原市が支援会議を立ち上げるきっかけとしても上げられており、アンケート調査の結果と整合的であるといえる。

○　また、本人が支援の必要性を認識している場合でも、地域の目が気になるといった理由から支援を拒否するケースなども、情報共有に関する本人同意が得られず支援につながりにくいケースであると考えられる。

２．支援会議の活用に向けて

(1) 支援会議の設置運営方法

○　平成 30 年 6 月の調査時点では、支援会議の設置予定について、「有」が 3.5%で、「無」が 29.7%、「検討中・未定」が 66.8%であった。支援会議は自治体が組織できることとされていることから、自立相談支援機関を民間団体等に委託して設置しているケースでは、支援会議の設置に向けた協議を自治体と委託先で行う必要があると考えられるため、自立相談支援機関を直営で設置している場合と比べ、支援会議の設置が進みにくいことも考えられるが、支援会議の設置意向を自立相談支援機関の設置運営形態別にみると差異は少なく、委託をしている場合でも設置を検討している自治体がみられる。自立相談支援機関を委託している自治体で支援会議を効果的に運用するためには、支援会議の開催主体である自治体に加え、委託先団体が主体的に支援会議に関わることができるような工夫が重要である。具体的には、支援会議の設置要綱の中に、「委託先団体等が自治体に対して支援会議の開催を要請できること」や「委託先団体等からの開催要請に応じた支援会議の随時開催を可能とすること」などを盛り込むこと等が考えられる。

○　設置方法としては、「①既存の支援調整会議を拡大する方法」、「②生活困窮者自立支援事業以外の会議体（地域ケア会議等）に支援会議の仕組みを当てはめる方法」、「③新しい会議体として支援会議を設置する方法」などが挙げられる。上記①～③のように、支援会議の設置方法は多様であり、各自治体において支援会議を設置する場合には、支援会議を設置の目的等に応じて、柔軟に設置方法を検討することが可能である。

○　構成員については、自立相談支援機関の主任相談員や相談支援員に加え、行政の関連部署（高齢分野、障害分野、子ども分野等）、社会福祉協議会、教育委員会、保健所、公共職業安定所など情報共有を行う可能性がある様々な関連機関が含まれることが想定される。ただし、個人情報保護の観点から

考えると、設置要綱に記載された幅広い関係機関すべてを支援会議に毎回招集するのではなく、事務局が会議内容に応じて構成員を選定して招集した上で、必要な情報のみを共有することが現実的であると考えられる。

○ 支援会議において、構成員への守秘義務は法第 9 条第 5 項にて規定されている。構成員には自立相談支援機関のほかに、庁外の関係機関や民生委員等も幅広く含まれ、また、開催の都度、参加者が異なることも想定されるため、支援会議の設置要綱において法に基づく守秘義務規定を明示するだけでなく、会議の開催時にその都度説明するなど、その周知徹底を図ることが望ましい。また、その際、法による守秘義務があることで、本人同意のないの情報を共有することが可能な旨を併せて構成員に伝えることで、会議の場における情報共有がより円滑に進む効果も期待できると考えられる。

○ 支援会議では、本人同意を得ていない個人情報を取り扱うことから、資料の作成・保管方法にも留意する必要がある。特に、支援会議開催後の見守り体制に構築のために資料を参加者が持ち帰る場合などは、万が一、資料の紛失があった場合にも個人情報が漏洩することのないよう、個人情報（氏名等）とケース内容を記載した紙を分けるなど、資料の作成方法を工夫することなどが考えられる。

(2) 支援会議の主な活用方法

○ 支援会議を活用することで円滑に支援がしやすくなる可能性のある事例や会議体そのものとしての有効的な活用方法として、以下のケースが挙げられる。

（情報共有に関する本人同意の取得が困難な事例への対応）

○ 支援対象者が抱える課題が「引きこもり」や「不登校」である場合、本人との接触や支援に関する同意を得ることが難しく、関係機関間における情報共有も進まないといった課題があった。

○ 支援会議を活用することで、本人との接触が難しい段階でも関係機関間での情報共有が可能になることから、見守り体制等を整備するとともにリーフレットの配布など可能な範囲で本人に対して情報提供を行うことで、支援が必要になった際には速やかに対応することが可能となる。

○ なお、情報共有に関する本人同意がない段階にもかかわらず、支援会議にて情報共有がなされていたことが本人に伝わった場合、本人との信頼関係構築が困難になる。そのため、支援会議にて共有された情報に基づいて本人に接触する際には、支援会議にて情報共有がなされた旨は伏せつつ、地域包括支援センターや CSW に他の用件と併せて訪問してもらうなどの十分な配慮が必要である。

（複合的な課題を抱えた世帯への対応）

○ 従来の支援調整会議では、自立相談支援機関において本人同意が得られたケースのみを共有・検討するため、同一世帯において様々な課題を抱えている場合でも、世帯員それぞれの同意がなければ、世帯全体に対して包括的な支援を行うことが困難な状況であった。そのため、支援会議を未設置の自治体では、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているもののそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケースが依然としてあることが想定される。

○ 今後は、支援会議を活用することで、世帯員全員の本人同意が取得できない状態であっても関係機関間で情報を共有することで、世帯全体の課題を把握し、関係機関間で適切に役割分担を行いながら世帯包括的な支援や見守りを行うことが可能になると考えられる。

（庁外の関係機関との情報共有の円滑化）

○ 自治体内（庁内）の情報共有については、地方公務員法（平成 26 年第 69 号）の第 34 条により、自治体職員について職務上知り得た秘密に関する守秘義務が課せられていることもあり、本人の同意が前提にはなるが、比較的円滑に情報共有が行われている。

○ 一方、庁外の関係機関（地域包括支援センター、相談支援事業所　等）が生活困窮者等を発見し、自立相談支援機関へ情報提供を行いたいと考えても、本人との接触が困難なケース（情報提供に関する本人同意が得られない場合）では、情報提供が難しいという課題があった。

○ 上記のようなケースでは、庁外の関係機関を構成員に含めて支援会議を開催することで、円滑な情報共有が可能となる。なお、迅速な情報共有・支援を行うという観点では、庁外の関係機関などが生活困窮

者等に関する情報を把握した場合に、自立相談支援機関に対して支援会議の開催を求めるといった運用（例：神奈川県座間市）も効果的であると考えられる。なお、様々な関係機関が連携する体制を整備するためには、上記のような運用を実施することに加えて、関係機関等に対して支援会議の仕組み・意義等を周知することが重要であると考えられる。

○ また、既存の支援調整会議やケース検討会議においては、情報共有に関する本人の同意が取得できている場合でも、個人情報保護の観点から関係機関が情報提供をためらうこともあると考えられる。そのような場合には、罰則付きの守秘義務が規定されており、情報共有に関する本人同意がない情報の共有も可能である支援会議を開催することで、参加者が安心して情報共有を行うことができる可能性がある。

(3) 支援会議の効果的な運用に向けて

○ 支援会議を効果的に運用し、自ら支援を求めることが難しい人を含め、支援を必要とする生活困窮者をより確実に支援に繋げるためには、自立相談支援機関のみでなく、構成員となる庁内及び庁外の関係部署・機関が生活困窮者等に関する情報の収集を意識し、収集した情報を関係者間で共有するといった意識を持つことが重要であると考えられる。

○ また、支援会議の設置は、それぞれの地域における関係機関間の連携を促進する契機となる可能性がある。これまでは所属機関や専門分野の違いによって情報共有や連携が進んでいなかったケースでも、支援会議の設置・運用を通して、構成員が関係機関間での情報共有・連携によるメリット及びその必要性を感じることができるようになることで、各地域における包括的な支援体制の構築が一層進むことが期待される。

別添資料

別添資料１

「自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営に係る実態調査」調査票

厚生労働省 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　社会福祉推進事業

自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査

Ⅰ．貴自治体並びに生活困窮者自立相談支援事業の概要

問1　貴自治体の概要についてお伺いします。

①所在地(都道府県名)(SA)	→プルダウンから一つ選んでください。	
②地方公共団体区分の行政区分(SA)	1. 政令指定都市　2. 東京特別区　3. 中核市　4. その他の市	
③人口(「人口推計」ベース、平成29年10月1日現在)		人

問2　貴自治体における生活困窮者自立支援事業の実施概要についてお伺いします。

(1)生活困窮者自立支援事業の主管部局(本庁)として、あてはまるものをすべて選んでください。

1. 生活困窮者自立支援単独		2. 地域福祉	
3. 生活保護		4. 高齢者福祉	
5. 障害福祉		6. 労働・雇用	
7. その他		→具体的に記入してください。	

(2)自立相談支援機関の設置運営形態として、あてはまるものを一つ選んでください。

1. 直営　2. 委託　3. 直営＋委託

4. その他　→具体的に記入してください。

《設置運営形態として、**「2. 委託」**又は**「3. 直営＋委託」と回答**した方に伺います。》

(2)－2　委託先の法人種別等として、あてはまるものを**すべて**選んでください。

1. 社会福祉協議会	
2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	
3. 民法第34条法人等 (公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人)	
4. 特定非営利活動法人(NPO法人)	
5. 任意団体	
6. 株式会社	
7. その他	

(3)自立相談支援機関の運営実績等についてお伺いします。

①貴自治体内の自立相談支援機関数　※出先窓口等は含まない。		箇所
②平成29年度の新規相談受付件数　(貴自治体内合計)		件

(4)生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の①実施有無、②事業開始年度についてお伺いします。

事業種別	①実施状況	②事業開始年度	事業種別	①実施状況	②事業開始年度
1. 就労準備支援事業			2. 一時生活支援事業		
3. 家計相談支援事業			4. 学習支援事業		
5. 認定就労訓練事業					

Ⅱ．支援調整会議等の開催状況

問3　支援調整会議の主催者として、設置運営形態の状況(問2(2))別に、あてはまるものを**一つ**選んでください。

①自治体直営分		②委託分		③その他	

1. 貴自治体　2. 委託先事業者　3. 貴自治体と委託先事業者の共催

4. その他　↴上記①～③のいずれかで、「4. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

★貴自治体内で支援調整会議が複数設置・運営されている場合、問4～21については、最も相談受付件数が多いなど、最も主要な自立相談支援機関における平成29年度の運用状況についてご回答ください★

問4　支援調整会議の構成員数をご記入ください。貴自治体内に複数の相談支援機関があり支援調整会議が複数設置されている、分科会形式にしている、会議毎に召集者が異なる等の場合には、1会議当たりの平均的な人数をご記入ください。

	人

問5　支援調整会議の構成員の詳細についてお伺いします。

①構成員（支援対象者本人や親族等の関係者を除く）の属性として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。なお、複数の支援調整会議がある場合には、いずれか一つにでも含まれている機関や者をすべて選んでください。
②「①」で回答いただいた構成員それぞれについて、参加頻度（常時参加/随時参加（対象者の状態像や必要な支援の内容等に問わず毎回出席するかどうか））をご教示ください。

自立相談支援機関（市町村直営の場合も含む）

	①構成員	②参加頻度		①構成員	②参加頻度
1. 機関の長（所長等）			2. 主任相談支援員		
3. 相談支援員			4. 就労支援員		
5. その他					

生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関

	①構成員	②参加頻度		①構成員	②参加頻度
6. 就労準備支援事業実施機関			7. 一時生活支援事業実施機関		
8. 家計相談支援事業実施機関			9. 学習支援事業実施機関		
10. 認定就労訓練事業実施機関			11. その他自治体独自事業実施機関		

行政（本庁、出先機関、等）関係

	①構成員	②参加頻度		①構成員	②参加頻度
12. 地域福祉			13. 福祉事務所		
14. 高齢者福祉			15. 障害者福祉		
16. 児童福祉			17. 医療・保健		
18. 年金・保険			19. 商工・労働		
20. 租税			21. 教育委員会		
22. 地域包括支援センター			23. 障害者就労・生活支援センター		
24. 児童相談所・児童家庭支援センター			25. 地域子育て支援センター		
26. 公立保育所			27. 公立幼稚園		
28. 公立小学校			29. 公立中学校		
30. 公立高等学校			31. その他公立学校・大学等		
32. 保健所・保健センター			33. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター		
34. ハローワーク・マザーズハローワーク			35. 地域若者サポートステーション		
36. 職業訓練機関			37. 消費生活センター		
38. 警察			39. その他		

行政以外の機関・者等

	①構成員	②参加頻度		①構成員	②参加頻度
40. 社会福祉協議会			41. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人		
42. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会			43. 消費者保護団体		
44. 医師会・歯科医師会・薬剤師会			45. 医療機関		
46. 更生保護施設等自立支援機関			47. 保育所（公立以外）		
48. 幼稚園（公立以外）			49. 小学校（公立以外）		
50. 中学校（公立以外）			51. 高等学校（公立以外）		
52. その他の学校・大学等（公立以外）			53. 民生委員・児童委員		
54. NPO法人・ボランティア団体			55. 商店街・商工会等経済団体		
56. 消費生活協同組合			57. 生活協同組合		
58. 農業者、農業団体			59. 民間企業		
60. 町内会・自治会、福祉委員			61. その他の地域住民（個人）		
62. その他					

問6　支援対象者本人や関係者等で、支援調整会議に参加する方として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。なお、「1．本人」以外は、支援対象者やケース内容等に応じて参加する場合があるという観点からお答えください。

1．本人		2．配偶者	
3．保護者(本人が未成年の場合)		4．兄弟姉妹	
5．その他の親戚		6．同居者（親族以外）	
7．成年後見人		8．未成年後見人	
9．いずれも参加しない（SA）		10．その他	

問7　支援調整会議の開催方法について、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．定例　　2．随時　　3．定例と随時を併用

4．その他　→具体的に記入してください。

問8　平成29年度の支援調整会議の合計開催回数をご教示ください。

回

問9　個別ケースのリスクや緊急度に応じ、支援調整会議を臨時開催することがありますか。あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．有　　2．無

《臨時開催をすることについて、**「1．有」と回答**した方に伺います。》

問9－2　どのような場合に臨時開催をするか、ルールや開催事例の特徴を具体的に記入してください。

問10　学識経験者が支援調整会議に参加することがあるか、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．有　　2．無

《学識経験者が参加することについて、**「1．有」と回答**した方に伺います。》

問10－2　どのようなケースで、学識経験者が参加するのか、支援対象者像や必要な支援のあり方などの特徴別に、具体的に記入してください。

【例】・●●といった課題を抱えている場合に、アセスメントやプランの内容についての専門的な観点からの助言を得る。
・●●などの支援困難事例への対応における助言指導を受ける。
・地域づくりにおける多分野からの視点を確保する。

問11　支援調整会議1回当たりでの、平均的な取扱いケース数について、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．1件ごと　　2．2～4件程度　　3．5～9件程度　　4．10件以上

問12　支援調整会議の主な議題として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1．個別ケースの支援プラン		2．支援実施状況の報告	
3．支援プランの評価（終結、再プラン等）		4．関係機関間の情報共有	
5．支援困難事例への対応方針の検討		6．地域課題の検討	
7．地域資源の開発		8．その他　↴具体的に記入してください。	

問13　支援調整会議の会議体を、支援対象者、課題、協議内容等に分けて設置しているか、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．分けている　　2．分けていない

《支援調整会議の会議体を、**「1．分けている」と回答**した方に伺います。》

問13－2　会議体の設置運営形態として、あてはまるもの一つを選んでください。

1．階層化　　2．分科会形態　　3．その他

問13－3　会議体の構成、会議体数、名称等、設置形態の詳細について、ご記入ください。
【例】・全体会議の下に、支援対象者の属性や状態像別の分科会を●つ（乳児、児童虐待、高齢者、●●、・・・）設置している。
・階層はなく、それぞれ独立した会議体を●つ（●●、●●、・・・）設置している。
・自治体、支援実施機関とのコアメンバー会議と、外部専門職を加え、モニタリングや評価なども行うフルメンバーの会議との二層構造とする。

★会議体の全体像がわかる参考資料があれば、参考資料として電子ファイルにて調査票とともにご提供ください★

問14　支援調整会議の記録作成について、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．記録を作成して、すべての構成員と共有している
2．記録を作成して、当該会議に参加した構成員と共有している
3．記録を作成して、個別ケースの支援に関係する機関のみと共有している
4．記録を作成しているが、構成員と共有はしていない
5．記録は作成していない
6．その他　→具体的に記入してください。

問15　支援調整会議の構成員以外に対して、支援調整会議の情報共有をすることがありますか。あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．有　　2．無

《支援調整会議の構成員以外への情報共有をすることが、**「1．有」と回答**した方に伺います。》

問15－2　情報共有を行う場合の対象範囲として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1．関連する施策を所管する自治体内の部署の責任者
2．関連する施策を所管する自治体内の部署の職員（対象を限定せず）
3．その他外部の関係機関・関係者

《情報共有を行う対象範囲について、**「3．その他外部の関係機関・関係者」と回答**した方に伺います。》

問15－3　外部の関係機関・関係者と情報共有を行うケースはどのようなケースで、対象となりうる機関はどのようなところですか。具体的に記入してください。

問15－4　外部の関係機関・関係者と情報共有を行う際、守秘義務のかけ方等を含め、情報を共有する際の条件や規則について、具体的に記入してください。

★外部機関との情報共有を行う際の規約等がわかる資料があれば、参考資料として電子ファイルにて調査票とともにご提供ください★

問16　他の法律や制度等で設置されている会議体との連携状況として、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1．有　　2．無

《他の会議体との連携状況について、**「1．有」と回答**した方に伺います。》

問16－2　連携している会議体として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1．地域ケア会議
2．要保護児童対策地域協議会
3．障害者自立支援協議会
4．子ども・若者支援地域協議会
5．その他　↴具体的に記入してください。

Ⅲ. 支援調整会議構成員等に対する守秘義務・情報共有の状況

問17　支援調整会議の設置運営のための守秘義務規定制定状況について、あてはまるものを**一つ**選んでください。

1. 規定を定め、文書で示している　　2. 規定を定め、口頭で説明している　　3. 規定は定めていない
4. その他　→具体的に記入してください。

★守秘義務規定がある場合には、参考資料として電子ファイルにて調査票とともにご提供ください★

《守秘義務規定制定状況について、**「1. 規定を定め、文書で示している」、「2. 規定を定め、口頭で説明している」と回答**した方に伺います。》

問17－2　支援調整会議に係る守秘義務規定が適用される範囲について、あてはまるものを**一つ**選んでください。

1. 構成員の所属機関全体すべて　2. 会議構成員すべて　　3. 該当する支援調整会議に出席した構成員に限定
4. その他　→具体的に記入してください。

問18　支援対象者の個人情報を保護するための支援調整会議でのケース情報に関する資料の作成・提示方法について、あてはまるものを**すべて**選んでください。

1. 個人情報の黒塗り・削除等
2. ケース情報に関する記載のある会議資料を会議終了時に回収
3. その他　↴具体的に記入してください。

問19　支援調整会議等の関係者間での情報共有が円滑に進まないケースがあるか、あてはまるものを**一つ**選んでください。

1. 有　　2. 無

《情報共有が円滑に進まないケースについて、**「1. 有」と回答**した方に伺います。》

問19－2　情報共有が進まない理由として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1. 個人情報保護と情報共有の関係が明確化されておらず、構成員が情報共有に消極的である
2. 地域づくりの途上であるなど、支援調整会議構成員が少なく、必要な情報が集まらない
3. 個々のケースについて十分な検討を行う時間や余裕がない
4. 会議の開催回数がケース数に比して少ない
5. 関係機関の人事異動等により、協議や関係性構築の成果が積みあがりにくい
6. 構成員自身がまだ生活困窮者自立支援に対する理解や知識が十分ではない
7. 構成員同士の協力意識が薄い
8. 本人が情報共有に同意しないあるいは消極的である
9. 本人の家族や関係者が情報共有に同意しないあるいは消極的である
10. アウトリーチ等により構成員は支援の必要性を認識しているが、本人が支援の必要性を認識していない
11. 本人や世帯全体の状況の把握が十分にできていないケースが多い
12. その他　↴具体的に記入してください。

問19－3　支援調整会議構成員のうち、特に情報共有が円滑に進まない構成員として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。
※問5で構成員として選択した機関等からのみ選択してください。

生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関			
1. 就労準備支援事業実施機関		2. 一時生活支援事業実施機関	
3. 家計相談支援事業実施機関		4. 学習支援事業実施機関	
5. 認定就労訓練事業実施機関		6. その他自治体独自事業実施機関	

行政（本庁、出先機関等）関係			
7. 地域福祉		8. 福祉事務所	
9. 高齢者福祉		10. 障害者福祉	
11. 児童福祉		12. 医療・保健	
13. 年金・保険		14. 商工・労働	
15. 租税		16. 教育委員会	
17. 地域包括支援センター		18. 障害者就労・生活支援センター	
19. 児童相談所・児童家庭支援センター		20. 地域子育て支援センター	
21. 公立保育所		22. 公立幼稚園	
23. 公立小学校		24. 公立中学校	
25. 公立高等学校		26. その他公立学校・大学等	
27. 保健所・保健センター		28. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	
29. ハローワーク・マザーズハローワーク		30. 地域若者サポートステーション	
31. 職業訓練機関		32. 消費生活センター	
33. 警察		34. その他	
行政以外の機関・者等			
35. 社会福祉協議会		36. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	
37. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会		38. 消費者保護団体	
39. 医師会・歯科医師会・薬剤師会		40. 医療機関	
41. 更生保護施設等自立支援機関		42. 保育所（公立以外）	
43. 幼稚園（公立以外）		44. 小学校（公立以外）	
45. 中学校（公立以外）		46. 高等学校（公立以外）	
47. その他の学校・大学等（公立以外）		48. 民生委員・児童委員	
49. NPO法人・ボランティア団体		50. 商店街・商工会等経済団体	
51. 消費生活協同組合		52. 生活協同組合	
53. 農業者、農業団体		54. 民間企業	
55. 町内会・自治会、福祉委員		56. その他の地域住民（個人）	
57. その他			

問19－4　情報共有が円滑に進まないケースにおける本人が抱える課題の特徴として、あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1. 病気		2. 障害	
3. DV・虐待		4. 借金	
5. 依存症（アルコール、ギャンブル等）		6. 就労	
7. 住まい		8. 家族間の課題	
9. 子育て		10. 介護	
11. 引きこもり・不登校		12. その他　↴具体的に記入してください。	

問20　支援調整会議における情報共有や運営上の課題としてどのようなことがあるか、具体的にご記入ください。

Ⅳ. 支援実施に対する本人同意が得られない場合の支援の実施状況

問21　支援を実施することに対して本人同意が得られないケースがあるか、あてはまるものを**一つ**選んでください。

1. 有　　2. 無

《本人同意が得られないケースについて、**「1. 有」と回答**した方に伺います。》

問21－2　本人同意が得られないケースの支援対象者は、どのような属性等の方が多いか、**第1位～第3位まで**を選んでください。

1. 10歳代男性		2. 10歳代女性	
3. 20歳代男性		4. 20歳代女性	
5. 30歳代男性		6. 30歳代女性	
7. 40歳代男性		8. 40歳代女性	
9. 50歳代男性		10. 50歳代女性	
11. 60歳代男性		12. 60歳代女性	
13. 70歳以上男性		14. 70歳以上女性	

問21－3　本人同意が得られないケースの支援対象者が抱える課題について、**第1位～第3位まで**を選んでください。

1. 病気		2. 障害	
3. DV・虐待		4. 借金	
5. 依存症（アルコール、ギャンブル等）		6. 就労	
7. 住まい		8. 家族間の課題	
9. 子育て		10. 介護	
11. 引きこもり・不登校		12. その他　↴具体的に記入してください。	

Ⅴ. 生活困窮者自立支援法改正への対応予定等

自立相談支援事業の支援現場では、本人の同意が得られずに、支援に当たって連携すべき関係機関等と情報を共有できないケースや同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に来ていても、それらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケースなどが見られます。こうしたケースのなかには、本人の同意がなくとも関係機関間で情報を共有し適切な支援につなげていくことが必要な場合もあります。
法改正により、本年10月以降、事業実施自治体は、委託事業者や関係機関等を構成員とする、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制を検討するための会議体（「支援会議」という。）を組織できるようになります。
この「支援会議」の設置予定について、お伺いします。

問22　支援会議の設置予定について、あてはまるものを**一つ**選んでください。

1. 有　　2. 無　　3. 検討中・未定

《支援会議の設置予定について、**「1. 有」と回答**した方に伺います。》

問22－2　設置予定時期について、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1. 平成30年10月　2. 平成30年12月まで　3. 平成31年1～3月
4. 平成31年4月　5. 平成31年5～9月　6. 平成31年10月～32年3月
7. 平成32年度以降　8. 検討中・未定

問23　会議の設置方法（予定を含む）として、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1. 現在の支援調整会議の設置要綱等のまま、対応可能　2. 現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与
3. 生活困窮者自立支援事業以外の他の会議体に新たな会議体と同等の役割を付与　4. 支援調整会議とは別の新しい会議体を設置
5. 同様の機能を持たせた会議体を設置する予定なし　6. 検討中（未定）

《会議の設置方法として、**「2. 現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」と回答**した方に伺います。》

問23－2　支援調整会議の拡大に当たっての具体的な方法等について、あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1. 現在の支援調整会議に構成員を増やす	
2. 情報共有に関する議論を行う際には、当該会議に出席する構成員を必要最小限に限定する	
3. 現行の支援調整会議を階層化し、情報共有や支援体制に関する協議を別建てで行う	
4. 支援調整会議において、情報共有や支援体制に関する協議の時間を設ける	
5. その他　↴具体的に記入してください。	

《会議の設置方法として、**「3. 生活困窮者自立支援事業以外の他の会議体に新たな会議体と同等の役割を付与」と回答**した方に伺います。》

問23－3　どの会議体に新たな会議体と同等の役割を付与する予定か、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1. 地域ケア会議　2. 要保護児童対策地域協議会　3. 障害者自立支援協議会
4. 子ども・若者支援地域協議会　5. その他　↴具体的に記入してください。

《会議体の設置方法について、**「1. 現在の支援調整会議の設置要綱等のまま、対応可能」、「2. 現在の支援調整会議を拡大して、新たな会議体と同等の役割を付与」、「3. 生活困窮者自立支援事業以外の他の会議体に新たな会議体と同等の役割を付与」、「4. 支援調整会議とは別の新しい会議体を設置」のいずれかと回答**した方に伺います。》

問23－4　会議体構成員に対して、守秘義務をどのようにかける予定ですか。あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1. 構成員の所属団体と守秘義務契約等を締結する		2. 構成員個人と守秘義務契約等を締結する	
3. 守秘義務のなかに罰則規定を設ける		4. 未定・わからない	
5. その他　↴具体的に記入してください。			

問24　支援会議の構成員数の目安として、あてはまるもの**一つ**を選んでください。

1. 5人以内
2. 6～10人以内
3. 11～15人以内
4. 16人以上
5. 検討中（未定）

問25　支援会議の構成員とする予定（検討中を含む）の機関等として、あてはまるもの**すべて**を選択してください。

自立相談支援機関（市町村直営の場合も含む）			
1. 機関の長（所長等）		2. 主任相談支援員	
3. 相談支援員		4. 就労支援員	
5. その他			
生活困窮者自立支援事業に係る任意事業実施機関			
6. 就労準備支援事業実施機関		7. 一時生活支援事業実施機関	
8. 家計相談支援事業実施機関		9. 学習支援事業実施機関	
10. 認定就労訓練事業実施機関		11. その他自治体独自事業実施機関	
行政（本庁、出先機関等）関係			
12. 地域福祉		13. 福祉事務所	
14. 高齢者福祉		15. 障害者福祉	
16. 児童福祉		17. 医療・保健	
18. 年金・保険		19. 商工・労働	
20. 租税		21. 教育委員会	
22. 地域包括支援センター		23. 障害者就労・生活支援センター	
24. 児童相談所・児童家庭支援センター		25. 地域子育て支援センター	
26. 公立保育所		27. 公立幼稚園	
28. 公立小学校		29. 公立中学校	
30. 公立高等学校		31. その他公立学校・大学等	
32. 保健所・保健センター		33. 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	
34. ハローワーク・マザーズハローワーク		35. 地域若者サポートステーション	
36. 職業訓練機関		37. 消費生活センター	
38. 警察		39. その他	
行政以外の機関・者等			
40. 社会福祉協議会		41. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人	
42. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会		43. 消費者保護団体	
44. 医師会・歯科医師会・薬剤師会		45. 医療機関	
46. 更生保護施設等自立支援機関		47. 保育所（公立以外）	
48. 幼稚園（公立以外）		49. 小学校（公立以外）	
50. 中学校（公立以外）		51. 高等学校（公立以外）	
52. その他の学校・大学等（公立以外）		53. 民生委員・児童委員	
54. NPO法人・ボランティア団体		55. 商店街・商工会等経済団体	
56. 消費生活協同組合		57. 生活協同組合	
58. 農業者、農業団体		59. 民間企業	
60. 町内会・自治会、福祉委員		61. その他の地域住民（個人）	
62. その他			
支援対象者等			
63. 本人		64. 配偶者	
65. 保護者		66. 兄弟姉妹	
67. その他の親戚		68. 同居者（親族以外）	
69. その他			

選択肢5、39、62、69の**「その他」を選択した場合**、具体的に想定している構成員はどのような機関ですか。

問26　支援会議の開催頻度をどの程度として見込んでいるか、あてはまるもの一つを選んでください。

1. 月2回程度
2. 月1回程度
3. 2～3か月に1回程度
4. 4～6か月に1回程度
5. 6か月に1回未満

問27　支援対象者本人が支援を受けることや関係機関と情報共有をすること等に同意していない場合の情報を共有した後の対応はどのようにする予定ですか。あてはまるもの**すべて**を選んでください。

1. 情報提供した構成員が引き続き見守りを継続する（本人や家族等の説得を継続することを含む）	
2. 緊急時に速やかに支援が行えるよう、関係機関（会議体構成員限り）において事前に準備をしておく	
3. 会議体構成員から必要な支援を行えるよう、本人に直接アプローチする	
4. 会議体構成員以外で見守り・支援等の協力を得たい機関・者に対して支援依頼（事前の支援準備含む）をする	
5. 会議体構成員以外で見守り・支援等の協力を得たい機関・者から本人に直接アプローチする	
6. 未定・わからない	
7. その他　↴具体的に記入してください。	

《情報共有後のアプローチについて、**「3. 会議体構成員から必要な支援を行えるよう、本人に直接アプローチする」**または**「5. 会議体構成員以外で見守り・支援等の協力を得たい機関・者から本人に直接アプローチする」と回答**した方に伺います。》

問27－2　本人が支援や情報共有に同意していない場合で、本人にアプローチする際の方法や留意点、支援につなげる工夫等について、どのように行う予定（すでに行っていることを含む）か、具体的にご記入ください。

【例】・未婚の妊産婦や乳幼児がいる家庭で気になる住民がいる場合には、保健師が早めに訪問する。
・介護保険の認定の際に相談支援機関の案内をする。

問28　関係機関間における情報共有に関する法改正に対するご意見や懸念・課題等があれば、ご自由にご記入ください。

Ⅵ. ヒアリング調査協力へのご意向

問29　支援調整会議や関係機関間における情報共有に関する会議体等の設置運営状況等についてのヒアリング調査を実施予定ですが、①ヒアリング調査のご協力可否、②ご協力可の場合にはご連絡先をご記入ください。

①ヒアリング調査協力可否	1. 可　　2. 否	

《①でヒアリング調査へのご協力「1. 可」の場合のみ、ご連絡先をご記入ください。》

②ご連絡先	（1）都道府県名	
	（2）市区町村名	
	（3）担当部署名	
	（4）ご担当者名	
	（5）電話番号	
	（6）E－mail	

別添資料２

生活困窮者自立支援法第９条第１項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン

（平成 30 年 10 月 1 日社援地発 1001 第 15 号
厚生労働省社会･援護局地域福祉課長通知　別添）

生活困窮者自立支援法第９条第１項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン

第１．支援会議について 4
（１）支援会議の設置の背景 4
（２）支援会議とは 6
（３）支援会議の意義 7
第２．支援会議の運営方法について 8
（１）支援会議で取り扱う事例 8
（２）支援会議の構成員 9
（３）構成員の役割 10
（４）支援会議の開催頻度 11
（５）支援会議の開催方法 12
第３．守秘義務について 14
（１）守秘義務の趣旨 14
（２）守秘義務の適用範囲 14
（３）守秘義務違反となる場合 15
（４）関係機関等に対する協力依頼 15
（５）情報の安全管理 16
第４．その他支援会議を円滑に進めるための工夫等 17
（１）支援会議の設置の準備 17
（２）支援会議の設置要綱の作成 17
（３）その他 18

第１．支援会議について

（１）支援会議の設置の背景

法に基づく自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の個人情報等を関係機関等と共有する際には、その都度、本人の同意を得ながら行うことが基本である。

しかしながら、生活困窮者の支援の現場では、

- 本人の同意が得られずに、支援に当たって連携すべき関係機関等と情報が共有できない事案や
- 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているもののそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていない事案

など、本人の同意がない場合であっても関係機関等の間で情報の共有が必要と考えられる事案が少なくない。

その事案の中には、世帯全体としての状況を把握してはじめて深刻な困窮状態にあることや困窮状態に陥る可能性の極めて高い状態にあることが明らかになるものもある。これらの事案は、関係機関等の間で情報共有を行うことによって、その緊急度を踏まえた的確な支援が可能になることが、これまでの支援の実践により明らかになってきている。

とりわけ、平成 26 年９月に千葉県銚子市の県営住宅で発生した痛ましい事件は、約半年後に施行を控えた法のあり方について再確認するきっかけとなったものであり、生活困窮者の支援に関わる関係機関の間での情報共有や緊密な連携を行う体制づくりの重要性を改めて強く認識した事案であったと考えている。

図表１　相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案の例

切迫した生活困窮者を

相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案

- **2014年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。**
- **これを制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制の構築が課題として指摘されてきた。**
- **支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。**

A市で発生した事件の概要　　**（報道より。以下同じ。）**

- Bさん(女性４０代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り２年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度をひとりで積極的に調整することは容易でなかったとも推察。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

必要な取組

① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

※本件では、県と市との連携も重要であったことに留意

② 相談窓口における適切な支援の提供

・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えるべき。

本事案を受けて、国土交通省は「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」（平成26年11月5日付け国住備第135号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）を発出し、家賃減免制度の周知等に努めるとともに、特に困窮度が高い世帯について、関係機関と公営住宅の存する市区町村との緊密な連携を要請。

こうした実態も踏まえつつ、平成 29 年 12 月 15 日に取りまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、構成員の守秘義務を設けることで、関係機関間で把握している生活困窮者に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき」と指摘されている。

これを受け、改正法による改正後の法においては、

- 福祉事務所設置自治体は、関係機関や法定事業の委託を受けた者等を構成員とする、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うための会議を組織することができること（改正法による改正後の法第９条第１項及び第２項）
- 生活困窮者に関する関係者間の情報共有を円滑に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設けること（改正法による改正後の法第９条第５項）
- 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること（改正法による改正後の法第 28 条）

等が新たに規定された。

こうした新たな会議体である支援会議が各地域で効果的に機能することにより、関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることが期待される。

図表２　支援会議に関する規定（改正後の生活困窮者自立支援法抜粋）

改正法による改正後の生活困窮者自立支援法

※ 関係部分抜粋

（支援会議）

第九条　都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職 務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

２　支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

３　支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

５　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第二十八条　第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（２）支援会議とは

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

一方、これまで自立相談支援事業の実施主体が「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年３月６日社援地発 0306 第１号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「１．自立相談支援事業の手引き（別添１）」に基づき実施している支援調整会議は、自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行うものであり、関係機関間の情報共有を目的とした支援会議とは、その目的や対象となる範囲等が異なるものである。

また、支援会議は、行政内部の関係部署も含めて、多くの関係機関・関係者から構成される。生活困窮者に関する情報共有の仕組みやその後の支援を効果的かつ円滑に行うことや、生活困窮者に関する個人情報の適切な管理が求められることも踏まえれば、支援会議を組織する福祉事務所設置自治体がその事務を行うことが望ましい。仮に、その事務の一部を民間団体に委託する場合であっても福祉事務所設置自治体が、構成員の選定はもとより関係機関・関係者間の調整・連携や生活困窮者に関する個人情報の管理を行うなど、支援調整会議の運営に係る事務と比較して、より主導的に、会議の運営及び開催の中核として関わることが必要になる。

図表３　支援会議の仕組み

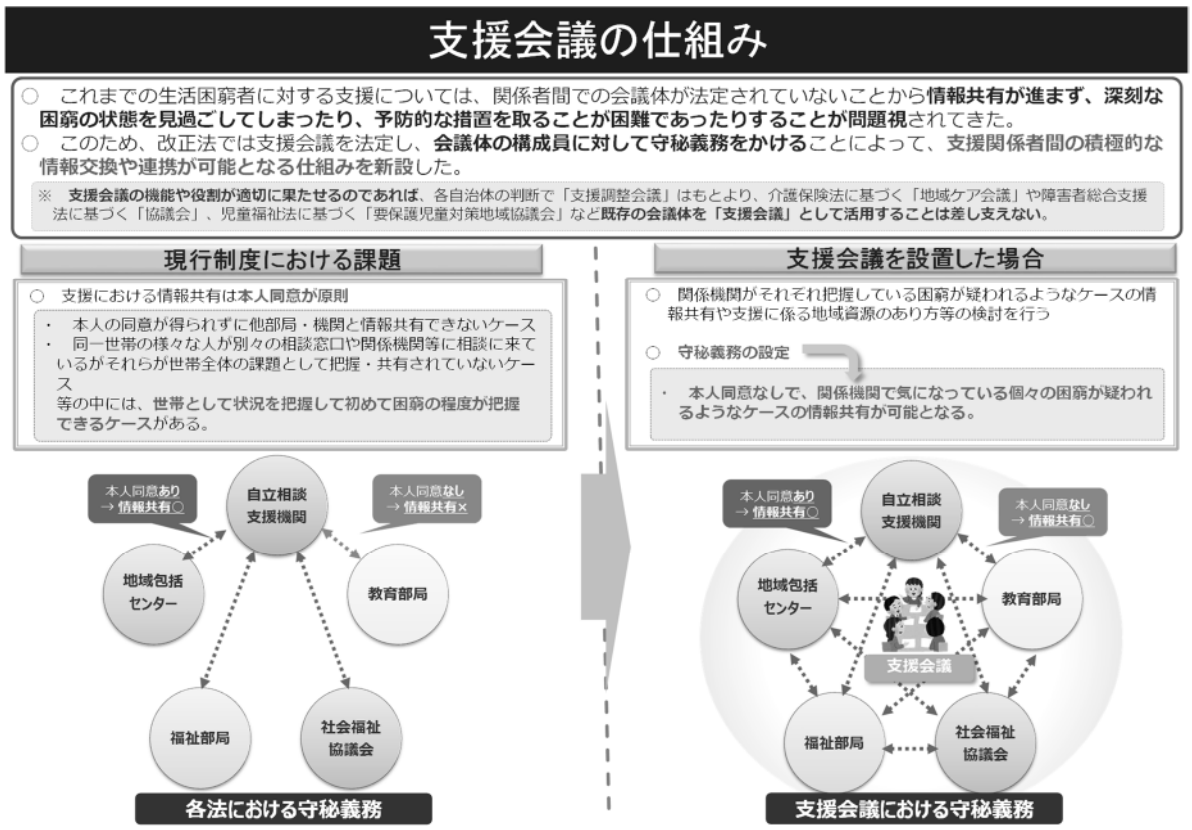

なお、「支援会議」という名称については、その目的や機能を踏まえた会議の運営がなされている場合には、地域の実情に応じて、関係者が理解しやすい名称に変更することは差し支えない。その場合でも、支援会議の設置要綱（第４の（２）参照）において、法に基づく会議体であることを示し、位置づけを明確にすることが必要となることに留意されたい。

（３）支援会議の意義

支援会議においては、地域の関係機関や法に基づく事業の委託を受けた者等が、生活困窮者等に関する情報を共有し、自立相談支援機関など関係機関の適切な連携の下で対応していくものであり、以下の効果が期待される。

① 支援につながっていない生活困窮者等を早期に発見することができる。
② 生活困窮者等に対して、迅速に支援を開始することができる。
③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける生活困窮者やその世帯にとってよりよい支援が受けやすくなる。
⑥ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。

一方、支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで生活困窮者のため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するために開催するものであることを、関係者が共通に理解した上で運営・開催されることが必要である。

第２．支援会議の運営方法について

（１）支援会議で取り扱う事例

支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局･関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案
- より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

図表４　支援会議で取り扱う事例のイメージ

また、支援会議における情報共有の対象となる者は、基本的には、改正法による改正後の法第３条第１項に規定する「生活困窮者」又は生活困窮の端緒が伺われる者を想定しているが、これに制限されるものではなく、生活保護受給世帯の世帯員であっても、上述の事案に該当するものであれば、支援会議において情報共有をすることは可能である。とりわけ、生活保護廃止の見込まれる世帯等のうち、地域から孤立している等の事案については、保護脱却後に再び生活保護の受給に至るこ

とを防止する観点から、支援会議を活用して地域の関係機関等の間で情報を共有しておくことが望ましいと考えられる。

なお、生活困窮状態に至る背景や要因は、例えば、心身の不調、知識や技能の不足、家族の問題、健康の問題、家計の破綻、将来展望の喪失といったものがあり、またこれらが複合している場合もあるなど多種多様であることから、具体的な対象者や対象世帯のイメージ、また、その優先順位等については、各福祉事務所設置自治体において、支援会議の実践を積み重ねていくことにより、整理・標準化していくプロセスが重要となるので、留意されたい。

（２）支援会議の構成員

支援会議の構成員については、自治体職員、自立相談支援事業の相談支援員、サービス提供事業者、地域において生活困窮者に関する業務を行っている福祉、就労、教育、住宅その他の関係機関の職員、社会福祉協議会職員、民生・児童委員、地域住民などが想定される。

また、支援を必要としている生活困窮者を確実に支援につなげ、しっかりと支援していくためには、生活になんらかの課題を抱えた人が相談に訪れる各自治体の福祉、就労、税務、住宅などの関係部局の職員はもとより、学校や家庭教育支援等の取組を通して子どもやその保護者の状況を把握している教育関係者、行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる公的サービスの提供機関、ガス・電気等の供給事業者、介護保険法に基づく訪問介護・訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者、新聞配達所、郵便局など個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所など地域の関係機関のほか、地域に根ざした活動を行っている民生・児童委員、地域住民の方々などを構成員とすることも重要である。

ただし、こうした生活に課題を抱えた人たちの存在を把握する経路については、地域の社会資源等の整備状況や地域コミュニティの状況、諸機関との関係性等に応じて多様であることから、まずは、上記も参照の上、設置主体である福祉事務所設置自治体において、地域において構成員とすべきサービスや事業、各種の取組を洗い出し整理することが、構成員の人選を考える上での第一歩になるものと考えられる。

また、情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲も異なることが考えられること、地域の多様な主体を網羅的にカバーしようとすると会議体の規模が大きくなりすぎることから、効率的・効果的な運営の観点から、構成員それぞれに守秘義務が課されることを前提として、案件や開催時期によって支援会議の構成員を変えることも可能である。

なお、各福祉事務所設置自治体は、例えば、行政区ごとなどで複数の支援会議を組織することや、全ての構成員が参加する会議とは別に、特定の事例ごとに実務者レベルで開催する支援会議を組織するなど二層構造とすることも可能である。特

に、都道府県が福祉事務所設置自治体として支援会議を設置する場合には、市町村と比べて管轄地域が広範囲に及ぶことから、郡部の生活圏ごと、あるいは福祉事務所設置単位ごとに支援会議を複数設置することやその管轄する町村の職員を構成員とするなど、それぞれの都道府県が管轄地域の実情に応じて効果的な方法を検討することが必要となる。

図表５　支援会議の構成員のイメージ

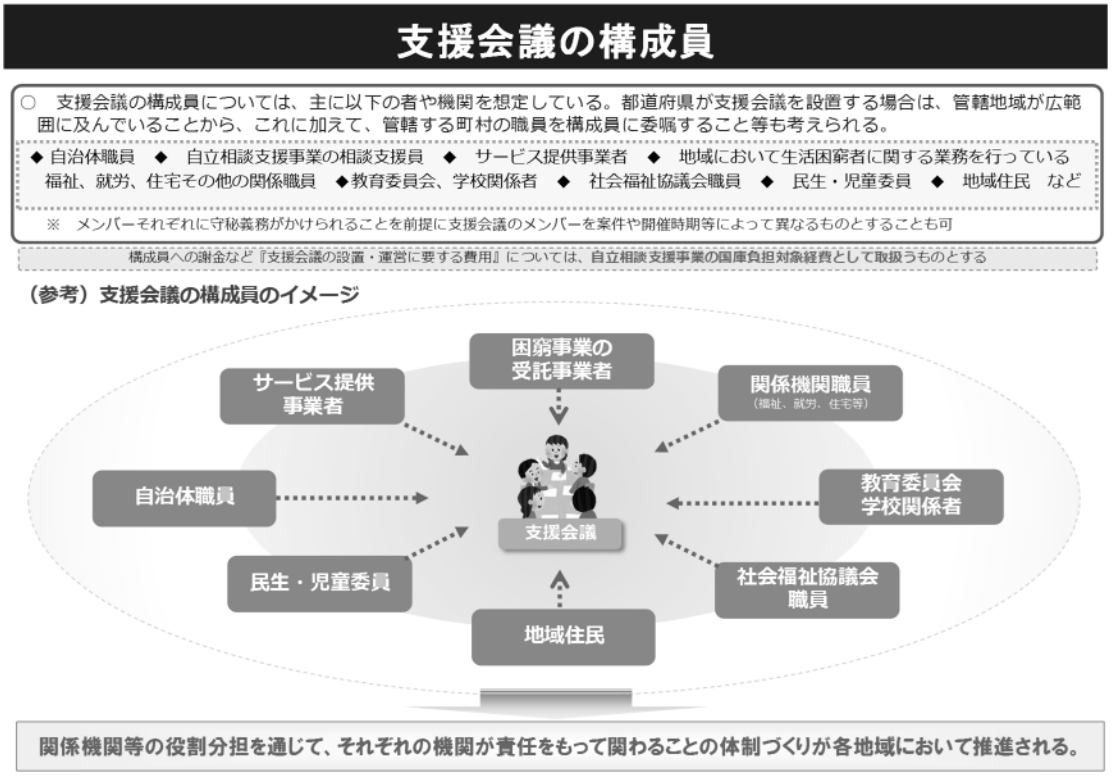

（３）構成員の役割

支援会議の構成員は、主に以下の役割を担うことを想定している。

ア　気になる事案の情報提供・情報共有

守秘義務を課された構成員が、各所属機関において日常的な業務を行う中で把握した、生活困窮の端緒が伺われる「気になる事案」に関する情報の共有を図ることにより、関係者の間で共通の問題意識やそれぞれの役割分担について共通の理解を得られるようにする。

イ　見守りと支援方針の理解

関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの関係機関が責任をもって関わることのできる体制を構築する。事案の内容によっては、構成員が各々の権限の範囲内で継続的な見守りを実施したり、所属機関の中で支援体制を構築する役割を担うことが期待される。また、必要に応じて、複数の関係機関等から情報収

集を行い、各々が持っている情報を集約し、包括的に世帯の状況を把握した上で、関係機関等が共通の認識の下で支援方針の明確化等を行う。

ウ　緊急性がある事案への対応

緊急の支援が必要な場合には、事案の主担当となる者や機関が関係機関と連携して支援に当たるものとする。課題が複雑で、主担当となる者や機関を明確に定めることが難しい場合には、自立相談支援機関が主担当として支援に当たりつつ、関係機関との総合調整の役割を果たすことが考えられる。

なお、緊急の支援が必要な場合とは、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により、急迫した状態にあり、緊急に医療機関につなぐことが必要な場合等があげられる。また、虐待や DV を受けていると疑われる場合にも、緊急の対応が必要になることがあり、とりわけ、事件性が疑われる場合には、警察に協力を依頼することも検討する必要がある。

（４）支援会議の開催頻度

支援会議の開催は、開催月や開催曜日等を予め設定する定例開催と非定例で行う随時開催の方法がある。

定例開催の利点としては、支援会議が、（２）のとおり、多様な関係者により構成されることが想定されることから、構成員が予定を立てやすく日程調整の手間が比較的少ないことや、定期的に開催されているため、相談事例を持ち込みやすい環境となること、１度の開催で効率的に個別の事案の共有が図られること等が考えられる。

一方、随時開催の利点としては、柔軟な開催を行うことができることや、緊急度の高い事案に対し迅速な対応ができること等が考えられる。

各福祉事務所設置自治体においては、それぞれの開催方法の利点等を踏まえつつ、地域の実情に応じて構成員の合意を得ながら、支援会議の開催方法や頻度を決定することが適当である。

地域の実情に応じて開催方法等を決定することを前提として、例えば、特定の曜日等を設定するなど多くの構成員の参加による積極的な情報交換や連携、また、多様な視点からの支援方法の検討が期待できる定例開催を基本としつつ、緊急度の高い事案が発生した場合には、随時開催による柔軟な開催を可能としておくなどの方法も考えられる。

また、開催の頻度についても、例えば、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議、消費者安全法（平成 21 年法律第 150 号）に基づく消費者安全確保地域協議会など他の法律に基づく類似の会議の開催頻度も参考にしつつ、適切な開催頻度を設定することが考えられる。また、支援会議を開催する中で、支援会議において情報共有を行う事案の件数等も踏まえ、構成員の合意を得ながら、頻度の標準化を図っていくことも望まれる。しかしながら、長期にわたり開催されないこ

ととならないよう、留意されたい。

（５）支援会議の開催方法

① 参加者（構成員）への出席依頼

支援会議の参加者は、毎回同じ構成員とする場合と、会議に諮る事案や開催時期等によって構成員を異なるものとする場合が考えられる。関係機関等との関係性など地域の実情に応じて効率的・効果的な方法により実施することが望ましいが、いずれの方法であっても、構成員の積極的な参加と適切な情報共有、見守り等も含め、支援のネットワークを作るために適切な構成員が参加できるように配慮する必要がある。

また、事案によって構成員を変更する場合には、新たに会議に参加する構成員に対して、会議の運営主体から事前に会議の趣旨や参加の意義を明確に伝えることが求められる。参加者が事前に求められる役割を理解しておくことで、心構えができ、より円滑かつ効果的な会議の運営が可能になることを期待する。

② 取り上げる事例の選定

取り上げる事例は、構成員が生活困窮の端緒の伺われる「気になる事案」を事前に集約して会議の中で取り上げる方法に加え、事案が少ない場合や特定の分野に偏る傾向が見られる場合には、新たな問題意識を醸成するために、テーマを設定して取り上げる事案の内容を拡げる等の方法が考えられる。

どのような事案を選定するかについては、それぞれの構成員の属する機関の問題意識や地域性等も反映されることから、取り上げる事案に漏れがないか、見落としている事案がないかなど定期的に確認・協議することが必要となる。

③ 資料の準備等

必要な資料は、事案の内容や対象者によって異なるが、②で選定した事例に関する資料やこれまで支援会議で取り上げた事例の支援経過に関する資料のほか、構成員が現に支援している困難事案に関する資料等を準備しておくことが考えられる。

なお、支援会議で取り上げた事例等に関する会議内容の振り返りや関係機関の役割と支援の方向性、次回会議の日程など決定事項を明確にする観点から、毎回、会議録を作成し、その内容を構成員の間で共有することが望ましい。

④ 会議の実施後

共有された情報を活用して、相談員や構成員が対象となる世帯にアウトリーチを行うことは、自ら相談に訪れることができない、あるいは、過去の経験から生ずる行政に対する拒否感から訪れることを望まない課題を抱えた方々を早期に発見し、支援につなげるための積極的な支援手段の一つである。

ただし、生活困窮者は、生活上さまざまな不安や悩みを抱えており、個人情報が自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も少なくない。このため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域への介入を行ったり、支援機関等との信頼関係が構築されていない段階でむやみに干渉することで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可能性も否定できない。どのような方法で支援につなげるかについては、支援会議で得られた情報が本人の同意を得ていないことを十分に認識した上で、個人情報が支援会議で共有されていることを本人に伝えないように留意することはもとより、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要となる。

また、支援につなげた場合であっても短期間で成果を上げることが難しいケースもあるため、支援会議の中でモニタリングの時期を予め設定し、会議の実施後においても、事案の情報提供者から経過や変化を報告してもらうこと等により、関係者と定期的に情報を共有したり、見守りの方法等について軌道修正することが重要である。

このようなモニタリングによって、新たな課題が発見され会議への理解を深めたり、参加者の意欲を高めるだけでなく、自分たちでより良い地域を創っていこうといった意識を醸成することにもつながることが期待される。

第３．守秘義務について

（１）守秘義務の趣旨

これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者を構成員とする会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な対応を取ることが困難であり、課題とされてきた。

このため、改正法による改正後の法では、生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。

支援会議がこうした法律の企図した機能を発揮し、生活困窮者への早期かつ適切な対応を可能にするためには、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することが基本となる。

また、会議を設置・運営する福祉事務所設置自治体は、会議の構成員から地域の課題を抱えた方の情報を可能な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、構成員が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

（２）守秘義務の適用範囲

自立相談支援事業の受託事業者や民生・児童委員等については、他の法令によりそれぞれの事務や職務で知り得た秘密に関する守秘義務が課せられており、これが各々の制度の地域で課題を抱えた生活困窮者等を早期に把握する上で大きな壁になっていた。

こうした中、改正法による改正後の法では、支援会議の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務をかけることで、本人の同意がとれない事案であっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。

ただし、地方税の賦課徴収に従事する職員（以下「税務職員」という。）については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報よりも厳しい守秘義務が課せられていることから、税務職員が有する納税者等の情報まで本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要である。

なお、支援会議の求めに応じて情報を提供するかどうかについては、構成員はこれに協力するよう努めるものとされている。構成員は、支援会議から情報提供の求めがあったときは、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うという支援会議の趣旨に照らし、適切な判断がなされることを期待する。

（３）守秘義務違反となる場合

支援会議で取り扱われる情報は、生活困窮者の個人情報等の機密性の高い情報が多く含まれているため、支援会議で共有した生活困窮者等の秘密が外部に漏れることは、生活困窮者当事者に対する重大な不利益になり得るとともに、生活困窮者自立支援制度そのものへの信頼性を損なう事態を招くおそれがある。

このため、改正法による改正後の法第９条第５項では、個人情報の漏洩を防止するための措置として、「支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定され、支援会議の構成員が正当な理由なく、支援会議の中で共有された生活困窮者に関する個人情報等を支援会議の外へ漏洩させるなど守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される（改正法による改正後の法第28条）といった罰則を伴う秘密保持義務が規定されている。

ここでいう「正当な理由」については、支援会議の適正な運営という観点から支援会議を組織する福祉事務所設置自治体においてその判断がなされるものと考えているが、一般的には構成員による情報提供が、例えば、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条など他の法令に基づき実施されている場合や生活困窮者の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合が考えられる。

（４）関係機関等に対する協力依頼

支援会議の設置により、福祉事務所設置自治体は、構成員同士で情報を共有することができるようになるだけでなく、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされている（改正法による改正後の法第９条第３項）。

支援会議から協力を求められた関係機関等は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）では、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされているが、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、改正法による改正後の法第９条第３項の規定に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと解される。

ただし、この協力要請に基づき、当該関係機関等から支援会議の構成員等に対して一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と支援会議の構成員との間で双方向の情報の交換等

を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課される支援会議の構成員となることについても要請することが必要になるので、留意されたい。

図表６　支援会議における守秘義務の適用範囲

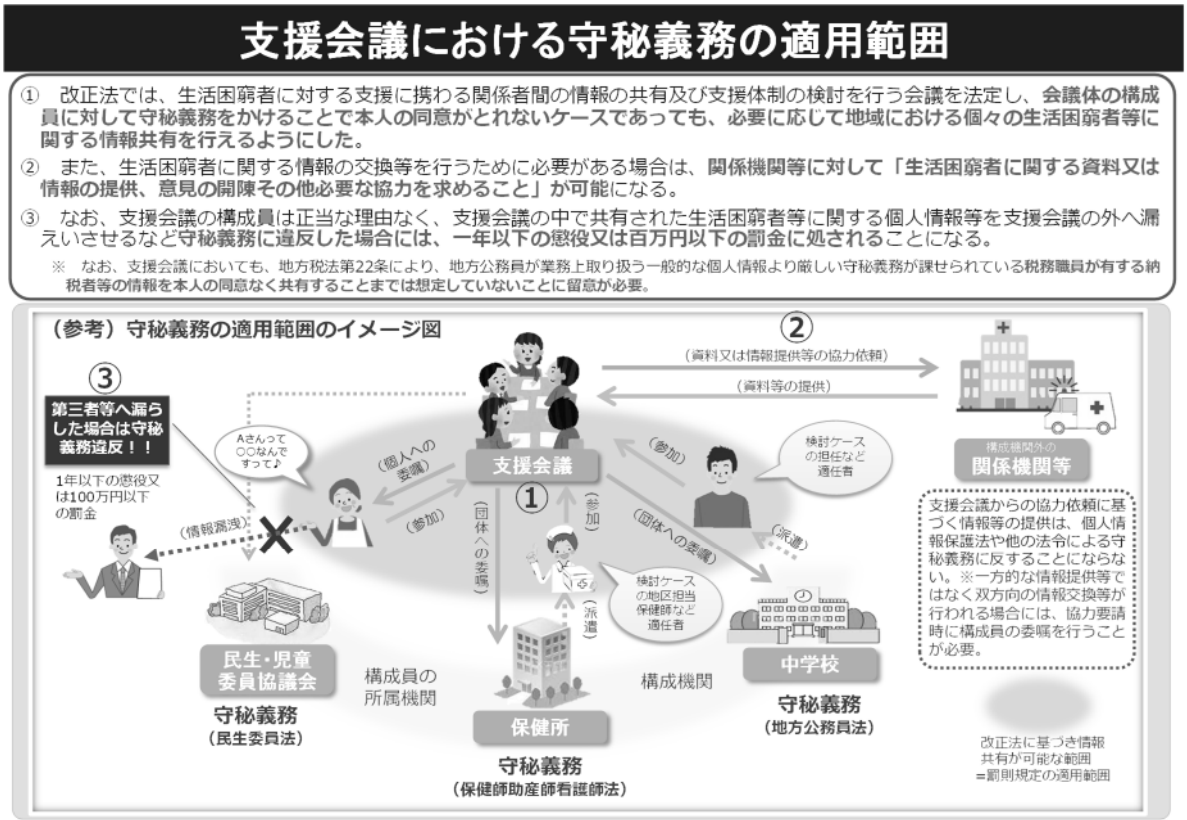

（５）情報の安全管理

支援会議で共有された情報の漏洩が生じないよう、支援会議の庶務を担う事務局はもとより、構成員においても情報管理を確実に行う必要があり、例えば、支援会議で配布された個人情報が記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理することが求められる。

また、事務局においては、構成員の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成員への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成員における情報の管理状況を確認し、情報の漏洩等が疑われる場合等には、適切な措置を講ずるべきである。

第４．その他支援会議を円滑に進めるための工夫等

（１）支援会議の設置の準備

関係機関や関係者によって、支援会議が担うべき役割等に関するイメージに相違がある場合も考えられることから、支援会議の設置に先立ち、支援会議を組織し、主導する福祉事務所設置自治体の担当部署が、構成員となり得る関係者を対象として準備会を開催し、支援会議の組織や運営の基本的な部分について、十分に協議・調整することが望ましい。

また、構成員には、罰則を伴う守秘義務が課されることから、支援会議への参加に際しては、第２の（３）の構成員の役割のほか、第３の守秘義務の内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが、効果的・効率的な会議運営に資するほか、構成員となった後のトラブルを未然に防止する上でも適当である。

（２）支援会議の設置要綱の作成

改正法による改正後の法第９条第６項の規定により、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は支援会議が定めることとされているため、福祉事務所設置自治体は支援会議の設立に先立って、（１）の準備会等で決定した支援会議の設置の目的や所掌事項等の基本的事項について、設置要綱として、文書化、制度化しておくことが適当である。設置要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。

なお、参考資料として、支援会議の設置要綱の例を掲載しているので参考にされたい。

① 設置

改正法による改正後の法第９条第１項において、福祉事務所設置自治体は、関係機関、改正法による改正後の法第５条第２項（第７条第３項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとされている。

② 取組内容・所掌事項

改正法による改正後の法第９条第２項において、支援会議は生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとされている。これに加えて、支援会議が協議し、決定した具体的内容を記載することが考えられる。

③ 組織

構成員については、第２の（２）を参照。支援会議を代表し、支援会議の会務を総理するものとして、会長を定めることも考えられる。また、支援会議を

複層的な構造とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

④　運営

例えば、以下のような事項を記載することが考えられる。

・　支援会議の招集方法や開催頻度（定例開催の場合）
・　必要に応じて、担当者レベルでの会議を開催すること
・　必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができること

⑤　守秘義務

支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり（改正法による改正後の法第９条第５項）、これに違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する（改正法による改正後の法第 28 条）。支援会議の構成員となる関係者が罰則を伴う守秘義務の存在及びその内容を十分認識した上で支援会議に参加するよう、設置要綱においても明記すべきである。

⑥　事務局

支援会議の庶務を処理する自治体の担当部署名等を記載する。

⑦　その他

この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。

（３）その他

①　他の会議の活用

地域には支援調整会議のほか、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法に基づく地域ケア会議など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことも考えられることから、既存の会議体の内容を精査し、それらの会議と時間を切り分ける等した上で、支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

②　個別の事案から見えてきた地域課題

個別の事案を通じて、地域の課題や不足する社会資源が明らかになることもある。このような地域課題の存在を、関係者が理解し共有することが重要である。また、必要に応じて対応方法を検討したり、各々が参加している別の会議体で共有・協議するなど、地域づくりにつながる視点を取り入れることが望まれる。

（参考資料）

○○○支援会議設置要綱（例）

（設置）
第○条　生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、○○○支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第○条　支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）　生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
（２）　生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
（３）　その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）
第○条　支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者その他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会長及び副会長）
第○条　支援会議に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
３　会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（支援会議の開催）
第○条　支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。
２　支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

（意見の聴取等）
第○条　会長は、第○条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）
第○条　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支

援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
２　前項に違反して秘密を漏らした者は、法第２８条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（庶務）
第○条　支援会議の庶務は、○○が処理する。

（雑則）
第○条　この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成○年○月○日から施行する。

別表（第○条関係）

厚生労働省　平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
生活困窮者自立支援制度における情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する調査研究事業報告書

平成 31 年3月発行

発行・編集　みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部
〒101-8443
東京都千代田区神田錦町2丁目3番地
TEL　03-5281-5275

厚生労働省　平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　社会福祉推進事業

生活困窮者自立支援制度における
情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する
調査研究事業報告書